

第五章  
現代



# 第一節 終戦と各種の改革

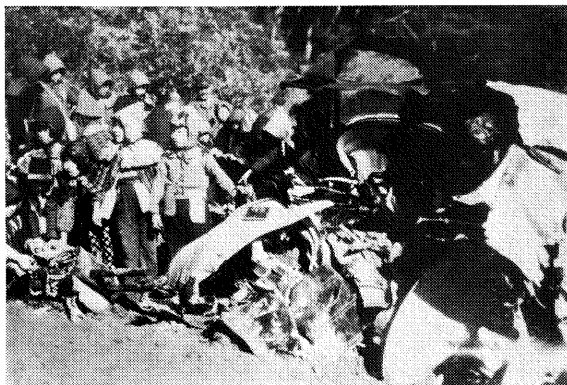
## (一) 新しい出発

### 1 十五年戦争の果てに

昭和二十年（一九四五）八月十五日正午に天皇の終戦に関する放送を聞き、太平洋戦争が敗戦という悲惨な結果におわったことを知った。苦しい生活のなかで耐えてきた当時の人びとにはあまりにも悲しい現実であった。しかし一方では昭和六年の満州事変以来、上海事変、日華事変（日中戦争）、ノモンハン事件、そして今次大戦へと、いつおわるか知れない戦争に対する不安からのがれ得た安心感があった。さらに、この後に到来した戦後の苦しい生活も、それなりに目的があり、混乱はあったが「生きがい」のたしかめられる時代であったともいえよう。

事実、終戦に至るまでの毎日は戦禍が平和な香取郡の農村にまで及んできていることをおもしろい知らされる日々であった。連日、房総沖に陣どった米機動部隊から発進する艦載機の群れが爆音をとどろかせて飛来し、機銃掃射をして、とびまわり、ろくに田畑の仕事もできなかった。

こんななかで米軍の日本本土上陸作戦がうわさとして伝えられ、神代地区の場合米軍の上陸作戦にそなえて山梨県へ家族ぐるみで疎開する計画があった（菅谷静氏談）。



おちたB29の残がいと当時の子どもたち

また本町には当時の東京都本所区立緑町国民学校の学童三八名が同地の寺に集団疎開をしていたが、戦争がもっと長びけばどうなったかわからなかった。

日本は無条件降伏し、国土は戦勝国である連合軍（アメリカ、イギリス、中国、ソ連）が占領統治することになり、八月下旬から九月初旬にかけてアメリカ軍が進駐してきた。しかし香取郡の農村にまでアメリカ兵は姿をみせることはあるまいという予想をくつがえし、アメリカ兵が真っ先にあらわれ土地の人々を驚かせた。その来町の目的が、同行した通訳の口から、昨年（昭和十九年）十二月三日、東京空襲のため飛来し、日本の戦闘機のため撃墜された米空軍B29爆撃機の乗員に対する当時の処置に関しての調査であることがわかった。米兵に対する処置如何によって、これを裁判（いわゆるB・C級戦犯として）にかけるための予備調整ということにほかならなかった。

この事件は当時の町としてはたしかに大きなショックであった。戦争も大体いきづまったような昭和十九年十二月三日午後三時ごろ、西の空から火をはきながら一機のB29がヨタヨタと飛んで来て、学校に墜落するのではないかと、人々の不安の中を、山をひとつ越え神代村の山林中腹に突っ込んだ。翼は水田の中へ、胴体は山腹へのめり込むようなかたちで墜落していた。空には香取航空隊の戦闘機がとびかい、ときならぬ大騒動となった。

二名の搭乗員が落下傘で降下し、一人は木にひっかかり、上からピストルを発射したので、地元の人も下から猟銃

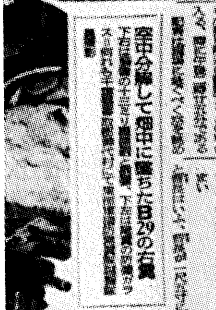


# 見届けた鬼畜品の正體

## 火噴く翼真一ツ

### 機破られ 現れた東京撮影團

「機破られ、現れた東京撮影團」の標題、讀む者をして、驚かすやいなさる。東京撮影團の機破られ、現れた東京撮影團の標題、讀む者をして、驚かすやいなさる。東京撮影團の機破られ、現れた東京撮影團の標題、讀む者をして、驚かすやいなさる。



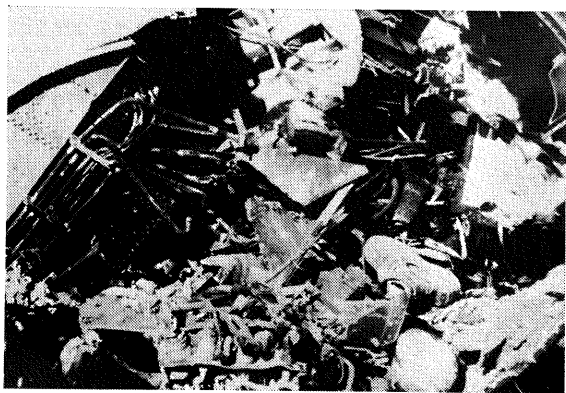
「機破られ、現れた東京撮影團」の標題、讀む者をして、驚かすやいなさる。東京撮影團の機破られ、現れた東京撮影團の標題、讀む者をして、驚かすやいなさる。東京撮影團の機破られ、現れた東京撮影團の標題、讀む者をして、驚かすやいなさる。

米機撃墜を報じた新聞記事（昭和19年12月5日 朝日新聞社提供）

で応射した（このことが後のとりしらべで問題となった）。

一方、水田の中におちた搭乗員に対しては、前述の菅谷静氏が手をあげると合図して呼びよせ、のちに軍隊にひきわたした。当時の神代村役場に集まってきた村の人々の中には、興奮してペンチをもつてきて一きれでもアメリカの飛行機の破片を記念にきりとって持ち帰ろうとする人もいた。また飛行機に積まれた爆弾もそのままでは危険であったので、香取航空隊の処理隊員が処理作業にあたったが、失敗してひとりが死亡するという事故もあった。

当時撃墜されたB 29を実際に見た人々の印象に残っていることと



撃墜されたB29の残がい(神代村)

して語られたことは、B 29の中のたくさんの「落書き」であった。当時日本では武器や兵器を神聖なるものとしていた土地の人々にはひどく印象的であったであろう。また飛行機のおちるときすまじさを語ってくれた人もいた。落ちた飛行機の内部をのぞいた人は機内は無惨の一語につきるものであったとも言っている。その遺体は(バラバラであったもの)飛行機から搬出され村の墓地に埋められた。

戦後、アメリカ軍のとりしらべの要点もこの点にあった。その処置が良かったかどうかということであった。アメリカ兵は村の家々をまわり、そのときの様子をくわしく調査したが、人々は口をとぎし多くを語らなかつた。やがて数人の容疑者が拘引されることになった。その人々は「せっかく戦争で生き残ったのに……」と家族と水盃をかわし、アメリカ軍に連行されていった。敗戦国民としてのみじめさは、このような人々にとって一層身にしみたことであろう。

これと同様な事件は佐原市でもおこっている。佐原市の場合はいかなかつた。アメリカ軍に連行された当地の人々はしばらくして帰ってきた。容疑が晴れたのである。とくに墜落して死んだB 29搭乗員を墓地に埋葬してあったことなどが心証を良くしたらしい。その後、アメリカ軍は人をやとい、埋葬されていた遺体を発掘し持ち帰ったということである。

戦時の一時的興奮が後に意外な結果を招いた例は多かったが、本町の場合はさいわいに犠牲者を出さずに済み、戦



神代国民学校(当時の名称)での記念写真

第1表 東城村の例にみる復員軍人の事例

	21~22年に 結果が判った者		23~24年以後結果 が判った者		不明 計
	復員	戦死公報	復員	戦死公報	
昭和21年8月 未還者数					
陸海軍合計 90名	21	29	16	10	14

(東城村役場資料より)

後の復興に一路邁進することができた。

しかし、戦後の悲劇はこんなことばかりではなかった。戦争のため遠く国外に兵士として出ていた人々は戦争がおわってもなかなか故郷に帰って来ることはできなかった。家族は生きているのか死んだのかさっぱりわからず、あらゆる情報を求めてその安否を気づかった。第1・2表は、旧東城村役場に残留する『軍人・軍属未帰還届出名簿』により、終戦後一か年たった昭和二十一年八月の時点でどれだけの人が帰って来ていないか、またその後どのような結果をたどったかを示した資料である。

本町が合併する以前の一村のデータでもこれだけの数であるから全体としてはかなりの多くの数になることが推測される。

このほか旧軍人・軍属のみではなく、遠く外地に移住していた人々もその土地をはなれ「海外引揚者」として、かずかずの苦難をのりこえて、やっとの想いで故郷へもどって来た。

昭和のはじめ以来約一五か年に及ぶ日本の歴史は戦争の連続であり、人々はこの中で苦難に耐えてきたが、結果は悲惨なものであり、その影響は、しばらくの間「戦後」と呼

第2表 各方面別復員軍人調査表

区 分		昭和21年8月
国内	地 名	213
国	樺 太	1
	千 島	1
	満 州	2
	北 鮮	83
	南 南	
	西 諸	
	南 島	
	台 湾	
	支 那	
	比 島	
	マ ラ	
	中 部	
	ニ ュー	
	ギ ニヤ	1
タ イ	4	
外	仏 印	
	ジ ャ	
	ス マ	
	ポ ル	
	セ レ	
	南 太	
	ビ ル	
	ブー	
	ゲ ン	
	ラ バ	2
	ウ ル	7
	小 笠	
	沖 古	
	宮 垣	
石 ハ		
ル マ	9	
ヘ 南		
ソ 他		
合 計	323	

(東城村役場資料より)

ばれる一時代を画して特色ある時代とみなされている。

## 2 住民生活の実態

### 終戦前後の風景

昭和初年以來、およそ一五年にも及ぶ日本の激動と混乱の時代は敗戦という悲惨な結果をもたらして終止符がうたれた。

明治以來、日本が経験した戦争は外地におけるもので、直接国土が戦争の被害をうけるといふものではなかった。しかし今次大戦はそうではなかった。当初のころから「総力戦」という言葉がよく用いられていたが、国内も質こそ違え戦場と同様であるということである。実際内地においても米軍機の空襲をうけて家財を失ない、生命をおとした人もたくさんいた。

ここ東庄では、このような直接被害こそ受けなかったが、平和な農村に住む人々の上にも戦禍はさまざまな形でふりかかってきた。

戦後の混乱について、本町の遠藤三左男氏が克明な日記を記されているのでこの記述をとおして当時の様子のみてみることにする（傍点は引用者がつけた）。

昭和二十年八月十六日 木曜日 晴

血涙をのんで敵に屈伏せざるを得なくなった。敗戦の惨めさを想像すると夜も眠れない。午后五時頃、待ちに待った新聞が三日分届いた<sup>①</sup>。十六日の紙上には戦局終局へ聖断大詔渙発すと大見出しで休戦を報じている。御前会議は十四日午前十時四十五分鈴木首相以下の閣僚、梅津、豊田兩幕僚長、平沼枢府議長等参列………（以下略）。

同 八月十七日 金曜日 晴

朝食後、銚子方面に駐屯して、いた兵士が<sup>②</sup>鉄道線路から入って来て、飯を炊いてくれと頼まれたので、急いで炊いて食べさせていると、亦、後から五人の兵士が入って来て、飯を炊いてくれというので炊き始めた。彼らの語るには昨夜解除になり、これから敦賀の原隊へ帰るのだという。飯を食べさせて送り出す。

同 八月二十日 月曜日 晴

牛車の勤勞奉仕がかかったので朝六時半に出た。決戦中は繁忙ながらも必勝を期し張合いがあったが、停戦になっては仕事に気乗りしない。自部落の陣地に使い残っている丸材と板を鎮守と炭がまへ運んだ。二日分の新聞が来て………（以下略）。

同 八月二十二日 水曜日 曇

朝起きるとすぐ、以前泊っていた倉田班長が洗面しに来て停戦協定が決ったと語った。牛車勤勞奉仕がかかったので急いで朝食して、諸持もろもちへ行った。受付で宮原から丸材を運ぶよう命ぜられ、五台にて積みはじめた。兵士から連合国第一次進駐の話を聞く。二十五日にはB 29が神奈川飛行場に相当来るらしく、渥美半島にも空挺部隊の上陸がある様だ。午後三時開始で一回運んだら終りだといったが雨になってしまった。煙草の配給があった。

同 八月三十一日 金曜日 曇

朝、区の小使いが、七時から役場で供木の代金支払いがあるからとふれて来たので朝食後直ちに役場へ行った。此の頃米軍のB 29らしい四発の飛行機が編隊で後から後からと波状的に飛んで来た。⑤供木代金をもらって帰る。

同 九月二十四日 月曜日 晴

朝、隣組長が今日は午前八時頃から米兵が銚子方面から通るから婦人や子どもは県道へ出ないようにとふれて来た。⑥九時過から米兵の自動車が一台ずつ往復するのを見た。飛行機が一機低空ではばらく飛んでいた。

同 十月五日 金曜日 雨

朝食後、建具店から机ができたといって持って来てくれた。銚子の女学校が焼けてしまったので、寺子屋のように生徒が各自机を持って行って勉強するのである。

注

① 当時新聞は千葉県各地とも毎日は配達されず、このようにまとめて届けられた。

②米軍が九十九里浜か鹿島灘に来るといわれていたもので、本土決戦のため他地域から兵力が集結されて、この近辺には歩兵第四百三十九連隊（護沢<sup>ゴトク</sup>二二六〇五―兵員三、六〇四名）が配置されていた。司令部は佐原におかれていた。

③護沢部隊というのは大体が中部地方出身者で編成されていたため、終戦後直ちに一度自分たちの原隊（所属する部隊の本部）へ帰り、その後帰郷するという方式をとったが、現実にはあまり良く守られなかった。

④米国内陸にそなえて本町の各地に急造の陣地が作られた。それまでの経験に基づいて日本軍は、上陸して来る米軍を水際で叩くことから、内部へ引き込んでゲリラ戦方式で戦うことをきめ、九十九里浜の台地部一帯に陣地を構築した。

⑤前日の八月三十日、連合軍最高司令官、マッカーサー元帥が厚木に来て以降、続々と進駐軍が日本に駐留して来るようになった。これは空からの日本駐留の様子の目撃記録である。

⑥「鬼畜米英」といわれたことを、そのとおりに信じていた当時の人々にとっては、米兵が来るということは、文字どおり「鬼畜が来る」ということを意味している。千葉県ではほとんどの地域で「米兵が来るから女や子供は外に出るな」と指示したらしい。

⑦遠藤氏の日記同年七月十九日（木曜日 晴）の日記に「岩田鶴松君の遺骨が帰ったのでお通夜に出席、十一時頃帰ると警戒警報、空襲となり敵機が頭上をさかんに旋回している。銚子はすでに爆撃され、深い夜空に赤く煌いて居た」とあり、第二波の空襲が当夜十二時半以降におこなわれたことがわかる。昭和五十五年十二月千葉県都市部刊行の銚子戦災復興記をみるとこの日B29約20機が左旋回しつつ銚子上空に来て攻撃を加えていった。なお同氏の翌日の日記をみると「まっ（同氏・次女）が学校から帰って来て……」とか「清川町から女学校・駅・警察・水産会社・銚子観音・田中付近まで焼野原……」とある。空襲で全てを焼失した学校では、この日記に見られるように自給自足で、自分で使うものは各自準備する以外はないという状態になってしまった。遠藤氏が「寺子屋のように……」とあるのは誠に当を得ているといえよう。

食糧難

戦争がおわって二か月余りのこの日記の内容は、大変リアルに終戦直後の様子をよく示している。またこの後、秋から冬にかけて食糧難が到来し、人々は「さつま芋」を求めてこの東庄にも殺到した。またこの年は三六年ぶりの凶作であった。

この年十一月十九日、それまでの物価統制令が撤廃された。それと同時に

。米は一石 九二円五〇銭から一五〇円

。小麦、裸麦一石 七二円八四銭から一一七円九四銭

。大麦 一石 四九円七一銭から八〇円七九銭

というように大幅な値上りを示した。このためか「橋駅」の上りホームは芋の山ができ、踏切のあたりまで「さつま芋」が占領した。それにもかかわらず人々はまだ芋の買い出しに、この地に殺到する。「飢餓の波」が一步前まで来ていることを痛感した。」と記されている。

買い出しに来る人の中には、鉄道教習所の先生と生徒たちから、もとこの地に本土防衛のため駐留していた部隊の班長兄弟、兄三人が南方戦線に行つて帰還せず母と姉二人で暮らしている東京大井の女学生（現在の高校生）がどこに行つたら芋が買えるのか見当もつかずふらふらして遠藤三左男氏の好意でやっと芋を買つて帰るなど「食糧不足」を軸にして、ここに都市生活の危機が集約されている。

このような中で、東庄町にも戦後の「新しい波」が波及してきた。

公職追放

まず米軍の占領統治下における民主化の波である。それは戦前から戦中にかけて国家総動員とか、大政翼賛会などの組織の地方における中心となった村や町の首長クラスの人々の辞職と戦争責任の名のもとにおける公職追放であった。



整理番 號		肥料購入通帳		昭和二十二年 農 林 省	
第 40 號				昭和二十二年八月一日發行	
發給所	香取郡香取町				
購入者	住所	香取郡香取町 905 番地		氏名	常世田元五
配給所	住所	氏名			
	異動 年 月 日	住所	氏名		
配給所	住所	氏名			
	異動 年 月 日	住所	氏名		
通帳の取扱に就て	<ol style="list-style-type: none"> <li>この通帳が配布されたら記入事項に誤りがないかを確かめ、購入者の住所、氏名を記入捺印をした上、肥料配給所より住所、氏名の記入と捺印を受けて下さい。登録先を変更したときは異動欄に新肥料配給所より異動年月日、住所、氏名の記入と捺印を受けて下さい。</li> <li>肥料の割当があると市町村役場では、これを公表します。通帳を持って割当量の記入を受けて下さい。</li> <li>肥料の配給は登録した配給所以外から受けることはできません。配給を受けるときに必ず通帳を示して配給数量の記入を受けて下さい。</li> <li>この通帳を紛失しても已むえない理由以外は再交付に致しません。大切に保存して下さい。使用済後は必ず市町村役場に戻して下さい。</li> </ol>				

この内容はポツダム宣言に基づき占領軍が日本政府に方針を示し昭和二十一年（一九四〇）二月公職追放令が、同年五月教職員追放令が、十二月には労働追放令が出された。これにより戦争遂行に重要な役割を果たしたと認められる人びとはその地位を追われ、再び同様の職業や地位につくことを禁止された。昭和二十二年（一九四七）一月に公職追放令改正でその適用範囲が地方議会議員、市町村長、統制団体、有力銀行、会社、出版団体、言論機関の幹部にまで及び追放された人びとは全国で約二〇万人に達した。

香取郡の平和な農業中心の村にも当然追放令が適用され何人かの人びとが公職から去った。このような人々がポツダム宣言のいう軍国主義者の権力とどう結びついていったというのか、「戦争遂行に重要な役割」をどれだけ果たしたのか、当時の人びとは考えるゆとりもなく次々と到来する変革の波にもまれていた。

### 配給下の毎日

さらに戦後のくらしを代表するものは食糧不足と物資の欠乏があった。多くの物資は依然として配給であり、戦争がおわっても戦前に施行された統制経済は解除されず、この法の裏でとりひきされるものは「ヤミとりひき」

作物別 耕作面積 と肥料 採算割當量	作物名	耕作面積	窒素肥料		磷酸肥料		加里 塩	
			反當基性量	割當量	反當基性量	割當量	反當基性量	割當量
秋肥	大麦	4畝	0.90	1.60	0.20	1.00	1.00	0.00
	野菜	2畝						
可檢 封 長 印								
計		6畝						
春肥	水稻	7.300	5.50	40.369	2.145	15.658		
	苜蓿	0.20	5.50	1.769	6.60	1.481		
	甘蔗	0.210	2.210	1.692	0.200	2.70		
	豆鈴菜	0.010	6.00	2.00	4.00	1.40		
	養蚕	3畝	2.400	0.720				
	果樹	1畝	2.210	2.210	4.60	0.460		
可檢 封 長 印								
計		12.220	25.520	2.765	21.65	1.073		

窒 素 肥 料							
別當月日	摘 要	割當數量 (確安換算)	檢 印	別當月日	摘 要	割當數量 (確安換算)	檢 印
10.30	麦類	1.60		4.20	野菜	0.720	
2.10	水稻	40.369			苜蓿	6.60	
2.25	苜蓿	1.769		5.31	粘粒畑豆	2.210	
4	甘蔗	1.692		6.15	粘粒畑豆	0.720	
4	豆鈴菜	2.00					
3.30	養蚕	0.720					
	計	3.520					
配給月日	肥料名	配給數量	確安換算量	金額	未渡量(確安換算)	記入者印	
10.30	磷 安	0.995	1560	0729			
3.10	硫 安	12000		30756			
	硫 4	6000		15112			
5.10	硫 安	11.700	28400	29987			養肥
	硫 安	2388	3803	9133			
	硫 安	3.520	3.520	2922	保米427		
	硫 4	12.000	12.000	21684			
6.25	硫 安	4.223	49.506	10850	養肥入		

とか「ヤミ物資」といわれて法に違反することであつた。このことは悪いことだが生きるためには「しかたがない」という風潮があつた。法律を守らない人があつて注意をすると、反対に「おまえはヤミ米をくつていないか」とやりかえす時代でもあつた。

年で、十分とはいえないが一応のおちつきを見せ、その後次第に回復の様相を示すようになっていった。

戦時中以来の配給制度はあらゆるものに及び農家でも肥料に至るまで配給であつた。しかし戦後の混乱は大体昭和二十五

## 外地からのひきあげ

戦後の混乱の中で最も心配されたことは、海外へ移住していた人や、将兵として戦地に出かけた人々が続々と帰還しているのに、依然として帰って来ない人々がいたことである。

内地においても敗戦と同時に勝手に自分の郷里に帰ってしまったたりして混乱があったらしい。昭和二十一年の東城村役場の『復員関係綴』を見ると昭和二十年十一月十七日付の文書として「旧海軍楯部隊宇佐分遣隊員ニ周知事項ニ関スル件」というのがみられ、旧隊員が連絡をしてこないいで連絡するようにということを千葉県庁香取地方事務所長を通して各町村長宛に連絡してきているもので、終戦当時このような類の混乱はいろいろあったようで、同年十二月には「海軍復員將兵心得」なるものが配布されている。

また、このような「復員軍人」に関する事務を、「千葉地方世話部」という機関が千葉市椿森の旧鉄道第一連隊跡に設置されていて復員者の身上相談、遺族に関する世話まで、いろいろ扱っていた。その仕事の中でも最も重要な仕事は海外からの軍人、軍属の未帰還者および帰還者の調査の仕事であった。昭和二十二年八月になると「復員、引揚促進家族連盟」が結成され町、村にそれぞれ支部が設置され、その家族や親族は、外地にいる人々が、一日も早く故郷の土をふむことができるように、連合軍総司令部最高司令官マッカーサー元帥あてに、また関係各国大使館、キリスト教連盟、国際赤十字社、ローマ法王庁に嘆願書を送ったりした。昭和二十二年八月のこの運動が展開された時点での千葉県関係未帰還者は約一万九四四〇名で、ソ連関係一万二〇〇〇名、中国関係五四三名、南方関係六一七六名、その他一五〇〇名ぐらいであったとされている。

現存する東城村関係の資料でみると、昭和二十一年七月三十一日の時点で復員者は、内地二一三名、中国、朝鮮八七名、南方三八名で計三三八名が帰還している。この人口増は現在の東庄町の一か年の人口移動数（約三八名増）の約一〇か年分に相当するのである。大きな産業をもつわけでもない当町は、これに伴い、当然さまざまな混乱が物・心

両面からひきおこされたのである。このような海外からの復員・引揚は、早くは昭和二十年の後半から、二十三年をピークにして継続され、二十五年で一段落を告げた。若くして戦地に赴いた人もすでに二十代のなかばに達し、帰還者の多くは三十代に達した人々で、二年も三年もシベリアに抑留され、強制労働に従事せられ、やっと帰って来た人々も多かった。

### ひきあげ者援助

このような人々に対し、県は昭和二十二年二月各地方事務所を通じ県内市・町村長宛に、「海外引揚者の援護について」という通達を発している。東城村役場に保存されたものを見ると全体が四取扱う、三 住民税、地方税の賦課、徴収にあたって、事情を考慮し、減免、徴収猶予の措置をはかる、四 越冬用物資の配給、住宅の確保等に関する保護対策、などがこの要点であるが、次々に出される引揚者援護策も敗戦後という国内の特殊事情が十分な実現を阻止してしまった。

### もどってきた平和

本町は農村地帯であったため敗戦の直接的影響は都会ほどではなかったが、海外からの引揚者、軍人、軍属の帰還者、東京など都市部の戦災にあった人々の疎開者など、による転入ラッシュに見舞われた。

このことは良い意味でも悪い意味でも、この地域社会に大きな変ほうをもたらしたといえる。

昭和二十五年ごろになると東京からの疎開者で帰るべき人々はほとんど去り、人口移動も一応の安定化を示し、地域本来の農業生産に専心することができるようになる。

昭和六年（一九三二）九月、柳条溝事件に口火を発した満州事変以降、日本は中国大陸へ侵寇することにより経済的窮状からの脱皮をはかろうとし、その目的は達成できず、いたずらに戦火を拡大せしめ、昭和十二年（一九三七）に蘆

溝橋事件に端を発し日中戦争をひきおこした。そして、昭和十四年（一九三九）に、ソ連軍との間にノモンハン事件をひきおこし、昭和十六年（一九四一）ついに太平洋戦争に突入し、四年の歳月を経て昭和二十年（一九四五）ついに敗戦をもって、戦争につぐ戦争の昭和前半の激動期の幕をとじた。このことは、実に十五年の戦争をたたかいぬいた国民が到達した悲惨な結末でもあった。

## （二） 農地改革

### 1 G H Q の農地解放に関する覚書

戦後の日本において最大の改革のひとつにあげられるものは、農地改革である。

明治以降（あるいはそれ以前から）日本の農村を実質的におさえていたこの地主制度は、プラス、マイナス両面において日本の農村に大きな影響力をもっていた。

戦後、日本に入って占領統治を行った G H Q は、この農村の地主の存在を、日本が軍国主義化していった過程の中核であるとして、その支配下におかれている小作人に土地を解放するようにと、昭和二十年（一九四五）十二月九日、ポツダム宣言に基づく日本民主化の最も重要な政策の一つとして指令した。それは単なる法的な小手先の修正などというものではなく、大規模な農地解放を指示してきたといっても良いものであった。日本政府には、このことに関して、具体的実施案を昭和二十一年三月十五日までに提出するよう命令してきた。そこで日本政府は三月十五日に改正農地調整法をもって G H Q への回答にあてたところ、G H Q および対日理事会は全く問題にならないとして昭和二十

一年五月英国案を骨子とした勸告案を發した。日本政府はそこで同年九月第九十議会で農地調整法中改正法律案および自作農創設特別措置法を提出しこれが国会を通過した。

連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーはこれに關し次のような声明を發表している。

「予は日本政府が決定した農地改革法案を検討し満足した。過去に於て幾度か苦い失敗をくり返した日本農民の恒常的な貧困と不安定を軽減しようとする試みの後、現政府が古い地主制度の根底を衝くために勇氣決断を示したことは慶賀に堪えない。予は政府が採択し承認したこれ等の改革案がすみやかに又確實にこれまで数百万の農民の勤勞を続けて来た封建的地主制度の害悪を日本農村から一掃することを確信する。この日本の將來の安定と福祉に寄与すべきこの改革に対し予は裏書を与へるものである。この最後の承認された計画は農地改革に対する最も自由主義的支持者にも受容されるべきものである。」

江戸時代以来地方にあつては「田や畑をもっている」ということ、いわゆる土地持ちは財産家の代名詞でもあつた。そのため少し金がたまれば田畑を買い入れ、それを人に貸し与え小作料を取るということが一方からみれば財産形成の主要なはしらでもあつた。それが日本の敗戦とともに、確實に崩壊してしまつたのである。多くの土地を所有していた人々のなかには、事態がよく理解できなかった人も多く、特に地主クラスの人々は小作人が申請を出さなければ大したことはないとならないと事態を軽くみていた人もあつたようである。

しかし第二次改革案が發表されてはじめて事態の容易でないことに気付いた。第二次改革案は第一次案をふまえてさらにはっきりとした内容をもつていた。自作農創設を強化することを主眼にして、地主による土地の所有を最大限度に抑えて、小作人の大部分が今耕作している土地を公定価格で確實に取得することができるよう種々配慮がはらわれた。

この概要は次のとおりである。

- 1 二〇〇万町歩以上の小作地につき二年間に自作農を創作する。国が地主から強制買収し、これを小作農に売り渡し、地主と小作人間の相対売買を認めない。
- 2 買収すべき農地は不在地主の小作地全部と在村地主の持っている小作地平均一町歩（北海道は四町歩）を超えるもの、自作地、小作地を合して三町歩（北海道は一・二町歩）を超えた部分の小作地である。これによって小作地の八割が解放される予定で、関係地主は約百万人、小作人は自小作農を含め四百万戸と推定された。
- 3 農地の価格は農産物価格並びに一般物価の値上りにも拘わらずこれを据置く。
- 4 買収及び売り渡しの計画は、地主・小作、自作など各階層別に公選された委員により組織された市町村農地委員会が自主的に作成し、都道府県農地委員会がこれを承認すれば効力を生じ地方長官はこれによって買収及び売り渡しの手続を行う。
- 5 農地と共に未墾地の開放を行い農地に準じて強制買収をする。

### 平地林の問題

また、このほかに平地林を解放の対象とすかどうかという問題もあった。平地に木を植えてある。しかし一方には大土地所有そのものが問題であるとして、この平地林も解放の対象にという意見が出て、県内でも地域によっては平地林も解放の対象になったところも例外的には存在する。東庄町でもこれが問題となり、部分的ではあるが手がけられたが、制止された。

## 2 本町における農地委員会の発足

農地改革を推進する中心的存在として、各地方自治体ごとに「農地委員」が選出された。これは自作農代表（一号

委員)五名、小作農代表(二号委員)三名、地主代表(三号委員)二名という組み合わせで委員長は委員の中から互選される形をとった。

農地委員により、農地委員会が組織され、地主のもっている土地が小作農にどれだけ解放されたかということが、農村民主化のパロメーターとされた時期もあった。

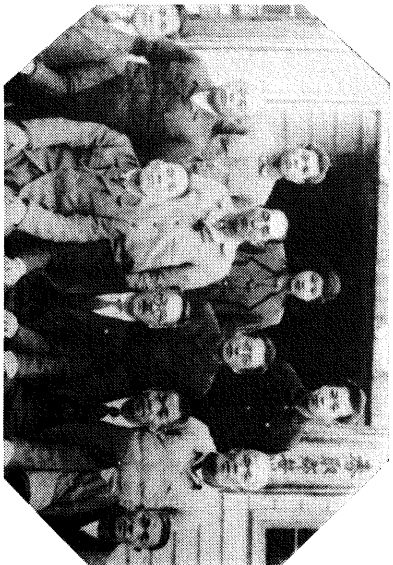
また「農地委員会」ということばそのものは、戦後の農地改革のときに作られたものではなく、昭和十三年(一九三八)に自作農の創設、小作と地主間の争議行為の調整、農地の交換分合など農地に関する諸問題の調整・処理のために各道府県や市町村に設置された組織の名称であって、戦後農地改革の実施にあたり、この名称が活用されたものである。

本町の前身である旧四町村でもさまざまなかたちで農地委員が選出され、農地委員会が組織され事務局は、各役場内におかれた。事務局職員は役場の職員が出向のかたちをとり、各農地委員会とも三名〜五名の職員がこの仕事にあたった。

各農地委員会別の農地委員は第3表のとおりである。

また、これら農地委員のしごとをたすけるため町村内の各集落にも「農地委員会部落補助員」が選任され、この補助員も一号から三号に委員と同様に分担されていた。この補助員が実際には各集落における問題に対処した。

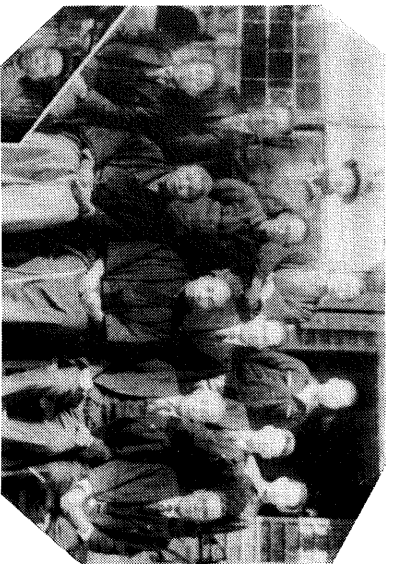




窪川町



桶村



東城村



平代村

第一節 終戦と各種の改革

東庄町（合併前の各村々）の農地委員

第3表 東庄町旧町村別農地委員氏名一覽

第 2 期		第 1 期		期 地区
飯塚椎江大大高佐石佐 田本名鳩根根木伯井藤 兼勲一 一 平操次男保藏	大高伊佐秋大花小宮高 根木藤伯幡根香林内橋 真宗久静政義源昇農伴 太郎平吾男滿平郎藏阿郎	神 代		
大岩林大大林鷓野高勝山 後瀨網新男野口橋野辺 七五三茂之助上藏郎寬平司 次郎七助上藏郎寬平司	青川土多箕林林多鷓石 柳島屋田輪善清勇田賢寅 房新兵衛郎藏藏之助郎雄 治藏進衛郎藏藏之助郎雄	笹 川		
清高佐青野林飯伊実越 水橋久柳沢田井川川 澄富作吉司一雄有藏柄 澄富作吉司一雄有藏柄	飯滑岩遠保野佐大林木根 田川瀨藤立口久柳本隆 貞啓直誠一解正治次郎 治啓直誠一解正治次郎	橘		
島向小宝鈴高香鈴鈴岩 田後長理木橋取木木瀬 武正進熊賀吉市松郎助 司香一利藏吉市松郎助	小鎌向鈴鈴鈴高島岩宝 長後木木木橋田瀬理 谷形民仙五千賀武源 進新治仙五千賀武源 一寿次郎松郎吉司助	東 城		

委員会書記	
佐藤平	藤田祐
上代光	梶山光
八木恒	藤原正
藤原治	八木正
平山三重衛	
野口三郎	岩男敏郎
滝川輝子	岩男敏郎
林忠一	石毛豊
池田美子	池田美子
向後あさ子	菅後あさ子
菅谷淑子	菅谷淑子
根本武彦	根本武彦
保立郁彌	保立郁彌
宮崎彌雄	宮崎彌雄
宇野太治	宇野太治
宇野武治	宇野武治
鈴木健二	鈴木健二

(千葉県農地制度史)

### 3 本町の改革の進行状況

本町における農地改革に関しては、神代、橋、笹川、東城の旧四町村別にすべてを記述していくべきであろうが、残念なことにすべての地域の資料が存在しないので、関連資料の現存する地域をとりあげて、当時の様子を記していくことにする。

まず農地改革の成功を記念して刊行された『千葉県農地制度史』上・下二巻本、昭和二十五年六月一日発行(農地委員会千葉県協議会)の中に、この改革のねらいは経済外的な強制を基盤とした現物小作料の撤廃、金納小作化を図ること、「土地を農民へ」与えて一部の階層の占有物としないというものであり、これにより自作農を創設し「作ったもの(作物)が自分のものになる……。」という意欲を根底にした農業生産力の向上を図るといったものであった。

しかし、「いはゆる易く行は難し」という諺があるように、実際は大変な仕事であった。土地が買いあげられると

はいつでも地主は一反(約一〇アール)当たりにつき畑約三〇〇円、水田六〇〇円程度(これは当時米三〇四升八四・五キロV・さつまいも五〇六貫の値段)で土地を手放さなければならなかったということである。

当然このようなことに對し本町でもいろいろな問題が派生した。

『千葉県農地制度史』下巻(同書一一二ページ)は次のように本町区域のことを記している。

「香取郡橋村は郡内においても封建色の非常に強いところであつて、会長は地主がこれに當り、農地改革は事なかれ主義で一貫され、その裏面には小作層に對する圧力が強く土地の取上げも強制的に行なわれる傾向にあつた。本村は大地主はなかつたが、中小地主及び自作地主の勢力は相當なものであつた。事務的处理も他町村に比較して誠に遅々たるものがあつて辞表を提出した二十二年九月までに解放面積一五〇町歩に對し買取したのがわずか六十町歩に過ぎなかつた。これは地主攻勢の策動からくる農地申告等の不完全によるものである。かかる地主層の改革をどこまでも不徹底に終らしめんとする動きと、委員会のそれに応じようとする微温的な態度は農民組合活動の發展となつてあらわれた。本村石出部落では地主某がその小作人十名から一反歩ずつの取上の策を計つてきたのでこれに對抗すべく組合を結成したが地主側の圧力は激しく一時は解散したが部落青年層の奮起により再び農民組合が結成され、未墾地開拓計画を樹立するに及んで益々地主と對立した。会長の不信行為又は未墾地開拓等を動機として、委員会肅正の挙に出た耕作農民の圧力に小作委員三名は自らの力をもつてしてはとてども地主、自作委員に對抗できないとして、農地委員会強化を理由に二十二年八月二二日辞表の提出をなし、これよりさき、他の二名も病氣を理由に八月二十日辞表を提出した小作委員の辞表は遂に地主、自作農にまで波及し、委員会運営上そのよつてきたところの根本的病根を排除するように自然の成行は進んでいった。かくて九月二二日全委員辞任の決定となり県農地委員会においても調査員を派遣し、その報告にもとゞき全委員辞任のやむなき正当の事由あるものとこれを認めた。」

右については部分的に補説を加える必要があらう。

橋村でこのように混乱がおきたのは、『千葉県農地制度史』の記述にみられるような封建色がつよい地域であつた

ためとは一方的に言いきれるものではない。まずそのような事態がおきた背景に目をむける必要がある。

そのひとつは農地解放に関する見解の相違であった。一例をあげれば平地林の問題がある。農地解放の対象は田・畑であった山林は除外されていた。しかし千葉県の北総部の下総台地では、畑の中に山林があるようなものもあり、いずれに区分するか、むずかしい問題であった。事実東庄旧四町村を対比してみるとその基準は必ずしも統一されているとはいえない。したがって混乱が生じるのは当然であり、まして先祖代々伝えられた土地が残るか、なくなるかという瀬戸際になれば必死にならざるを得ないであろう。それを封建色がどうかというのは甚だ表面的な見方であるといえよう。

橘村では、この問題で混乱がおこり、石出小学校で村民大会をやることになった。この趣旨は農地解放にあたって、少ししか土地が手に入らなかった小作農に対し、この平地林解放を行い、開墾させようというものである。

また、このようなドサクサにまぎれて、平地林の原木をやすく入手して、もうけようと企てる業者の画策もあったという。これに、日農の農地解放運動が加わり、農地委員も手のつけようがない程に混乱したということである。

しかし、これに最終的決着をつけたのは、当時、東京農大の助教教授であって、石出に疎開して、当時の村の青年に読書の大切であることを説き、青年を指導した我妻東策氏が、(農地解放の趣旨からみて)平地林解放までやる必要のないことを主張しておられたためこの問題は消滅し、日農の運動家の攻勢も次第に後退していった。疎開者であった我妻氏の見解が通ったということは、氏の日常の村内青年層へのはたらきかけが大きな力となったものであり、また氏の見解は、農地解放は趣旨に即応して徹底して実施すべきであるが、そうかといってそれにとり紛れてなにかも混乱させることには反対の立場をとっていたことに良くあらわれている。

現時点において当時を回想する多くの人がまさかあれほど農地改革が徹底するとは思わなかったというのが共通し

神代村事業計画書（事業成績書）昭和22年1月

- 1 市町村 農地委員  
 委員10人 1号 選任5人 2号 3人 3号 2人
- 2 会に関する事項  
 委員費用 2,000円 1人当り年 200円
- 委員  
 会長 佐伯 静男  
 委員 高橋伴三郎 宮内 農阿 小林 昇蔵  
 花香源太郎 秋幡 政満 伊藤 久吾  
 高木 宗平 大根真太郎 大根 義平
- 専任書記について（俸給月額）  
 岡本 叡（500円） 高橋達巳（300円）  
 佐藤田平（400円） 同左兼任（100円）
- 部落補助員に関する事項  
 補助員 48人 部落数 13  
 手当 4800円（1年分）
- 3 解放実施面積  
 水田 5町2反  
 畑 1町5反
- 4 委員選挙費用 3000円
- 5 農地事情に関する事項  
 人口 3,758人 戸数 589  
 農業人口 3,184人 農家戸数 468戸  
 地主 32戸 自作 58戸 自小作 194戸  
 小作 184戸
- 6 農地 水田 334町1反 畑 186町7反 山林 264町5反

た見解である。

しかし一方では、地主クラスと小作農民の間に立って農地委員として苦悩し犠牲者となった人もあることは時がたつと忘れられがちであるので、ここに付言しておく。

次に『千葉県農地制度史』下巻のとりあげている神代村の例をとりあげてみよう。ここでは大久保、兼田池のことをめぐって万蔵村（現香取郡千潟町）との間に問題がおこり、県からも再三調査に来村したが、問題は解決されず農地委員の総辞職ということになった。これも当時のアメリカ流の考え方からみれば問題がこじれたからといってその感情的うっ憤ばらしに辞職するということは、農地改革そのものに対する妨害行為

控

Area specified in Article 1, Item 1, Paragraph 1, of the Law on the Acquisition of Japanese Nationality, Apr. 25, 1914 (No. 270)

被指定の区域 (1) 国籍取得法第1条第1項第1号の区域 (昭和2年法律第49号)

Submitted on 1948 昭和23年 2月 24日  
 Yen Gun 陸軍部  
 Renshu Kan 審査官  
 App. L. Commission (No. 127) 陸軍委員会 (第127号)

Area specified in Article 1, Item 1, Paragraph 1, of the Law on the Acquisition of Japanese Nationality, Apr. 25, 1914 (No. 270)	Owner Operated Land	Former Operated Land	Total	Percentage of tenant to total land	Land accepted in lieu of taxes	Percentage of purchase to be available
Sheehab Sumner, Investigation of the Kopsakows 3/1 0/00 蘇林地区調査報告書	3/1 0/00	2/25 3/8	3/85 3/8	6.0		
Koran Population Investigation, Apr. 25, 1914 朝鮮人口調査	1/24 4/10	3/10 3/10	5/10 3/10	5.9		
Special Agriculture Census, Apr. 1, 1947 特別農業第1回調査 陸向島支庁	1/10 1/10	3/10 3/10	5/10 3/10	5.4		
Area of Land Available for rice 開成農地	1/10 1/10	3/10 3/10	5/10 3/10			
Area will be brought for land room 今後開放予定農地	1/10 1/10	3/10 3/10	5/10 3/10			
Owner operated & former operated land 今 (開成農地)	1/10 1/10	3/10 3/10	5/10 3/10			

- (イ) 1. (D)-(A)+(C)-(E)-(D)-(C), 及び(イ)B. 2. 3. 4. 5.
- 1. 租界地、租借地(イ)B. 2. 租界地、租借地(イ)C. 3. 租界地、租借地(イ)D. 4. 租界地、租借地(イ)E. 5. 租界地、租借地(イ)F.
  - 2. 租界地、租借地(イ)B. 3. 租界地、租借地(イ)C. 4. 租界地、租借地(イ)D. 5. 租界地、租借地(イ)E.
  - 3. 租界地、租借地(イ)B. 4. 租界地、租借地(イ)C. 5. 租界地、租借地(イ)D.
  - 4. 租界地、租借地(イ)B. 5. 租界地、租借地(イ)C.
  - 5. 租界地、租借地(イ)B. 6. 租界地、租借地(イ)C. 7. 租界地、租借地(イ)D. 8. 租界地、租借地(イ)E. 9. 租界地、租借地(イ)F.

Renshu Kan 審査官

Other lands held by Landowners 本島の地主所有地

Land total (B) 99.28

Land total (C) 128.8

第4表 昭和22年9月現在の農地解放実施計画 神代村  
昭和22年9月17日

No.	地目	世帯数	筆数	地積	賃貸価格	同左対価	備考
1	水田	17	376	276,222	5,380.70	215,228.00	
2	畑	21	228	92,206	806.60	38,716.80	
3	計	38	604	368,428	6,187.30	253,944.80	

であるとみなされるといふことで県としては全員辞職は認めなかった。

しかし現実には任期中の病氣・死亡・家事都合・兼職禁止によって辞職者が続出してゐる。

この経過を神代村の農地改革関係の文書をとおして進行状況をみてみよう。

まず、神代村の農地解放事業(昭和二十二年一月)の計画をみると当時、農地解放という大事業がきわめて少人数の中で行なわれたことがわかる。農地委員の下に部落補助員といわれる(神代村の場合四人いる)メンバーが年俸一〇〇円でこの大仕事の手だすけをしてゐる。解放に関して各町村とも到達目標があり、なにがなんでもそこまで達成させるといふことが一大事であったといわれている。したがって相互にいろいろなしこりが残つてしまつた。その仕事は容易なものではなく、農地委員の中には「神経衰弱」にかかり、辞任する人なども出てきた。

神代村では五九九ページに示したように「農地改革」について、村民大会を開催してこれに対する協力の意識をたかめようとしてゐる。

この時期、各地域の小学校の講堂は農地改革をめぐる問題の村民の集会場として熱気に充ちてゐた。

農地委員一〇名の意見もすべて統一がとれているわけではなく、利害のぶつかりあう人々を選出されてゐるのであるから意見もいろいろと分かれてしまふ。

橘村の例でみると農地委員同志の意見の対立から、全員が辞任し再選される例もあつた。



神字一四九號

昭和二十三年四月二十三日

神代村長野口 博

香取地方事務所長殿

村民大會に關する決

議案に關し、村民大會を昭和二十三年四月二十三日

午前十時開會し、その決議を以て、農地改革の促進

に對し、農地委員會の協力をお願いするに決

す。報告の如く、

決議文

吾等、民主的村の建設を期し、生産増進を計るべき農務に  
力をつくす故に、農地委員會の協力し、農地改革の促進を期す。

右決議す。

昭和二十三年四月二十三日

村民大會

議長 長 高橋萬太郎

署名人

宮内 卯

石井 保

菅谷 久一

菅谷 久一

ことは前にも述べたが、当時の農地委員を写した一枚の記念写真がよくその実情を物語っている。それは香取郡の農地委員会協議会が刊行した『農地改革記念』というアルバム中の写真で、東城、神代、笹川はいずれも、第一期か第二期の農地委員メンバーが写されているが、橘村だけはいずれにも該当しない農地委員のメンバーが出ているので、当時の関係者の間をまわってたずねたところ、前述のような農地委員会内部の見解のちがいがから再選さわぎがおこったことの具体的な内部事実がわかった。

しかしこのような混乱があったにもかかわらず当時の日本を占領統治したGHQは厳然とした態度で完全実施を要求し、次第にその効果があらわれていった。

#### 4 改革の終了とその成果

昭和二十四年四月、農地委員会香取郡協議会長佐藤勘司氏は、同会の刊行した『農地改革記念』という写真集の巻頭に「日本経済の民主化は農村の民主化をその基盤とするといわれる。……農地制度の改革はかかる混沌と不安の中に吾国民経済再建の為最も重要な礎石たるものと信ず。農民の解放、農業の近代的発展なくして吾国経済の民主的発展はあり得ない。働く耕作農民の各自がこの民主的改革の歴史の良き担い手たらねばならない。農地改革の成否如何はまことに農民自身の手中にある……以下略」と述べ、当時農地改革の実際の担い手としての農地委員の識見を示している。実際にこのような大改革は平常時に実施したら大混乱を招いたであろう。「文句があるならマッカーサーのところへ……。」というのが反対者に対する殺し文句でもあった。どんな土地でも敗戦日本に勝者の代表として、のりこんできたアメリカのマッカーサーといえばみんな黙り、その効果はとも現時点では想像もつかないことであ

# 農地實體調査表

香取郡神代村農地委員会

昭和二十三年 月 日提出

第一表

1. 2. 3. 4. 系は昭22.3.1.現在(又は昭22.3.30日以前で市町村農地委員会で農地申告基礎とした月現在—月日記入のこと)

## 1. 現況農地の蓋帳地目別面積

現況地目	蓋帳地目別内詳面積				面積				
	(a)田	(b)畑	(c)畑	(d)小計	(e)宅地	(f)山林	(g)原野地溜	(h)其他	(i)小計
田	313	312		312					
畑	2073.517	2715.812	122	2125.501	1500	37627	4300		46.427
計	2386.814	3701.804	122	2125.501	1500	37627	4300		46.427

## 2. 蓋帳農地の現況地目別面積

蓋帳地目	現況地目別内詳面積				面積					
	(a)田	(b)畑	(c)畑	(d)小計	(e)宅地	(f)山林	(g)原野地溜	(h)不耕作農地	(i)其他	(j)小計
田	334	312		330	1500		9	3327	500	3977
畑	2321.721	3255.122	122	330	1500		9	3327	500	3977
計	2655.721	3255.122	122	330	1500		9	3327	500	3977

## 3. 自小作別面積

現況地目	蓋帳地目			自作地			小作地			(g)合計
	(a)田	(b)畑	(c)計	(d)田	(e)畑	(f)計	(g)田	(h)畑	(i)計	
田	112.606	865.06	1397.12	1642.507	2221	1726.379	3125.501			
	畑									
	田畑以外									
計	112.606	865.06	1397.12	1642.507	2221	1726.379	3125.501			
畑	228.27	629.61	723.28	834.23	923.28	219.007	903.297	476.227		
	田畑以外									
	計	228.27	629.61	723.28	834.23	923.28	219.007	903.297	476.227	
計	112.606	865.06	1397.12	1642.507	2221	1726.379	3125.501			
	田畑以外									
	計	112.606	865.06	1397.12	1642.507	2221	1726.379	3125.501		

## 4. 小作地の所有者数別面積及所有者数 (物納及び五條關係を考慮せず)

現況地目	蓋帳地目		不在地主分		在村地主分		a		b		c		d	e	f	g	h	i	j	
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)										
田	21	76	259.125	1442.138	3307.29								1186.328							
	畑																			
	田畑以外																			
計	21	76	259.125	1442.138	3307.29								1186.328							
畑	182.65	522.27	79.318	823.931	259.625								326.27							
	田畑以外																			
	計	182.65	522.27	79.318	823.931	259.625							326.27							
計	203.85	598.94	338.443	1266.069	590.324								1512.605							
	田畑以外																			
	計	203.85	598.94	338.443	1266.069	590.324							1512.605							
計	203.85	598.94	338.443	1266.069	590.324								1512.605							
	田畑以外																			
	計	203.85	598.94	338.443	1266.069	590.324							1512.605							
地主数	77	149	121										39							115

(実数印付)

五 非買收農地面積 (指図法五條)

現況地目	流板地目	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號	計	所有權	
										内	外
決定済のもの	田	田									
		畑									
		田畑以外									
		計									
	畑	田									
		畑					2912			2912	1911
		田畑以外					9701			9701	
		計					12613			12613	1911
	計	田 畑					2912	1		2913	1911
		田畑以外					9701			9701	
		計					12613			12613	1911
		件数					1			1	1
	地主数					5			5	1	
	要するもの 照案乃至は指図法五條等につき考慮を要するもの	田	田					2600		2600	
畑								12000	12000	6000	
田畑以外											
計							2600	12000	12600	8000	
畑		田							11500	11500	
		畑					15000	2000		17000	
		田畑以外							4500	4500	9000
		計					15000	17000	33000	23000	
計		田 畑					22600	25500	48100	60000	
		田畑以外						4500	4500	9000	
		計					22600	30000	52600	15000	
		件数					9	65	74	28	
地主数						9	35	44	13		
計		田					2600	12000	12600	6000	
	畑					12613	15000	18000	45613	10911	
	計					12613	22600	30000	45213	16911	
	件数					1	9	65	75	28	
地主数					5	9	35	49	14		
超過	有限度す	面積を分				1911		15000	16911	16911	
同上	件数					1	9	26	27	27	
同上	地主数					1	9	13	14	14	

(安徳会印)



る。それ故に農地改革のような大改革が一挙にできあがっていったのである。

往時本町の農地委員をつとめたある人は、農地解放実施への目標があつて、それより少なければ仕事をなまけているといわれ、何月何日までにやれといわれたら、その日までやりとげなければ如何なる事由があつてもそれは認められず、アメリカ式というのはこういうものかと身をもつて知らされたと言つてゐる。

農地改革が実施されてから三〇年もたつと、そのころの資料が残つてゐるところは少なく、わずかに旧神代村のものが完全に残つていたのでこれを中心に見ていくわけであるが、農地改革は昭和二十四年三月で終了し、七月までは事務的な処理をおこなつた。

農地改革は地主(土地を所有しそれを人に貸し付けていた者)の土地を買収した。自作農に關しては原則として土地所有の制限はなかつた。しかし多少の例外はあつたともいわれている。

農地改革は従來の農村の土地所有形態を変えて、農村構造をも変えていった。しかしその後、日本農業のながれが変化していくなかで農村人口の過疎の問題とこれに伴つて生じる人手不足、働き手の問題など従來とは異つた質の問題が生じつつあり、土地所有の問題もこれらから新しい問題を派生しつつある。

### (三) 六・三制教育

#### 1 新しい教育制度と中学校の発足

昭和六年（一九三二）満州事変後、わが国は急速に軍国主義への道を辿っていった。

この流れの中で文教政策だけが例外に立つことはできないわけで、昭和十年（一九三五）文部大臣の諮問機関として、教学刷新協議会が設置され、また『国体の本義』『臣民の道』などが刊行された。近衛内閣の成立後（昭和十二年）あらたに教育審議会が設けられ「皇国ノ道ニ則ル国民ノ練成」が強調され、昭和十六年四月、明治以来続いた小学校の名称が消えて国民学校に統一された。

昭和十九年、戦局は不利になり、米軍機による空襲はますます激しくなり、学校教育は荒廃の一途をたどった。

このころになると物資は欠乏し「欲しがりません勝つまでは」を合言葉にひたすら精神力によってすべてを克服しようとして教えられるばかりであった。生徒は食糧増産のためにかり出され、開墾地に甘藷を植え、出征家族や手不足農家の手伝をさせられた。

さらに軍隊が学校に駐屯し、学校は兵舎となった。

昭和二十年八月十五日、終戦となり「堪へ難キヲ堪へ忍び難キヲ忍び以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カント欲ス」との詔書の奉戴式をあげて、九月より授業を再開することになった。

兵舎に使用した校舎の修理、整備、各教室環境整理など、教育復興にとりかかることになった。マッカーサー司令

部（GHQ）から矢つぎ早に指令が出され、昭和二十年九月、文部省の通達として厳しいものが出された。それは日本教育制度に対する管理政策であつて、

- 1 軍国主義及極端な国家主義者及教育関係者の追放
- 2 国家神道と学校教育のつながりの排除、奉安殿、英霊室、神棚の除去
- 3 修身、日本歴史及地理の授業の停止

などが申渡され、この条項に関係した施設、文書は理事者に取壊しせよとのことであつた。

前記の通達に関係のある文学、文章は墨で塗つて使用するようにとのことで、いわゆる「墨塗教科書」の授業となつた。

しかし、こうした困難のうちにも、現場の教師の中には、新しい教育についての研究が進められた。ただ残念なことに各学校でなされた研究活動に関する資料が存在しないことである。

昭和二十二年三月三十一日 教育基本法が公布され、新生日本の教育の基本が明示された。

翌四月一日から学校教育法の施行によつていわゆる六三制が逐次実施されたのである。

まず、昭和二十二年四月から、小学校、中学校は新制度に切りかえられていった。

この経過の中で、わが国の教育体系は根本的に改革されたのである。

新教育制度は従前の国家統制をやめ、地域住民の実情に添ひ、教育の民主化、教育の地方分権、教育の自主制の確保の原則に立つ、教育委員会制度を採用し、戦前の指導者養成コースの教育機関と、庶民のそれを区別するのを止め、いわゆる単線型の学校制度に統一された。

国民学校は再び小学校に改め、小学校六年、中学校三年を義務教育とし、かつ義務教育無償の原則を確立した。そ



の他、男女共学、機会均等、教育の中立、社会教育の奨励ならびに教育の民主化がなされたのである。

小学校は元の場所に設置が認められたが、中学校は校舎も教科書も先生もなかった。

それは無から始めることを意味し、町村当局者は苦悩した。しかも国家補助はほとんどなく、町村の責任と負担で中学校を設立しなければならなかった。

各中学校は、昭和二十二年五月十日開校式をあげたが、校舎は小学校の間借りで間に合わせるはかばかかった。東庄地域の中学校の通学区は次のようである。

- 神代中学校は神代小学校区、笹川中学校は笹川小学校区、橋中学校は橋小学校区・石出小学校区、東城中学校は東城小学校区、

第一節 終戦と各種の改革

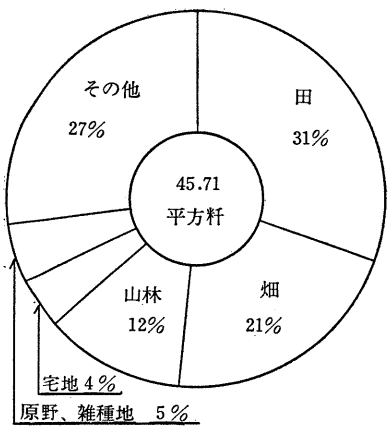
第5表 東庄地域4中学校区の地積

a 地区別面積および行政区数

地区	区分	面積	行政区数
神代 笹川 橋 東城 計	田	10.77km <sup>2</sup>	12
	畑	11.01	7
	山林	13.85	8
	宅地	10.08	5
	計	45.71	32

b 地目別面積

(昭和46.1.1土地台帳)



田	14.17km <sup>2</sup>
畑	9.49km <sup>2</sup>
山林	5.58km <sup>2</sup>
宅地	2.07km <sup>2</sup>
原野、雑種地	2.16km <sup>2</sup>
その他	12.24km <sup>2</sup>
計	45.71km <sup>2</sup>

c 地区別人口

(昭和46年5月1日現在)

地区別	世帯数	人口			一世帯当り人口
		総数	男	女	
総数	3,046	15,055	7,270	7,785	4.0人
神代	513	2,705	1,345	1,360	5.3
笹川	1,108	5,084	2,459	2,625	4.6
橋	865	4,359	2,079	2,280	5.0
東城	560	2,907	1,387	1,520	5.2

d 地区別経営規模別農家数

(昭和46年2月1日現在)

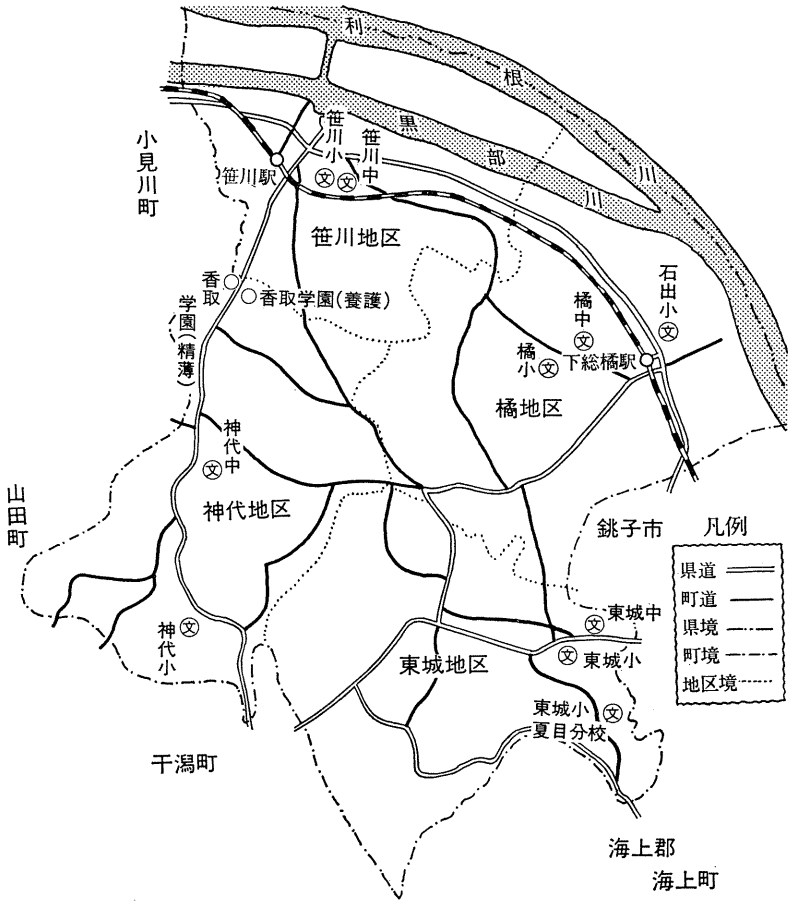
地区	規模 総数	10	30	50	70	100	150	200	300	300以上	例	外
		30 a	50	70	100	150	200	300				
総数	1,942	193	191	177	272	479	303	223	12	2		
神代	423	35	47	33	51	107	102	47	0	1		
笹川	478	56	56	55	86	118	82	24	1	0		
橋	614	71	52	53	76	152	132	73	4	1		
東城	427	31	36	36	59	102	77	79	7	0		

六・三制教育が定着したのは、昭和二十六、七年ごろといわれる。この昭和二十六年はサンフランシスコ条約が締結され、日本が独立を達成した年であった。戦後数年間はアメリカの教育制度が大幅に取入れられ、制度の確立に努めていた。

昭和二十六年ごろになって、一応制度が整い、教育内容も充実に向かっていった。

児童生徒の経験と興味関心を重視する学習計画による授業が学力の低下をもたらすと反省され、落ちついた学習、地域の実情、教科の特質に合った学習が望まれた。

第5表および第1図は、四中学校区の地積、人口、農業経営規模と学校の位置を記したものである。



第1図 学校の位置概観

東庄地域の四中学校について、その沿革および歴代校長、生徒数、校歌、配置図、予算などを略記するとつぎのようである。

第6表 各中学校の沿革

年 別	神 代 中 学 校	笹 川 中 学 校	橘 中 学 校	東 城 中 学 校
昭和22	5・10 神代村立神代中学校として開校、当分の間神代小学校に併設	5・10 笹川町立笹川中学校開校	5・10 橘村立橘中学校として発足、将来は本日を創立記念日とする。なお当分の間、橘小学校並に石出小学校に併設する	5・10 東城村立東城中学校として開校、東城小学校に併設
同 23	4・1 第二代校長柳沢徹夫氏就任	1・30 県指定研究会開催		9・12 新校舎敷地を小南二九〇九に決定
同 24	9・3 新校舎起工式、神代村窪野谷一、六六一番地 12・25 上棟式 4・29 新校舎落成式	3・5 〃 3・18 校歌制定発表会 8・10 二代校長成毛民夫氏着任	5・8 新校舎第一期工事起工式 設備、校舎平屋二八〇坪 一般教室6、応接間、職員室、衛生室、当直室、家事室、小使室各一	1・7 新校舎地鎮祭 7・18 第一期工事上棟式 10・26 新校舎に移転完了
同 25		4・30 第一校舎落成式 12・24 子宝会表彰(県PTA)	12・26 新校舎落成式 子供信用組合設立 1・16 新校舎に移る	4・11 こども協同組合が県
11・29	学校組織研究会			

第一節 終戦と各種の改革

	同	同	同	同	同	同
	31	30	29	28	27	26
始	4・30	3・4	3・1	7・10	5・28	
	テレビ実験視聴開	戸村校長学校葬	戸村校長死去	修	放送室新築 小使室・事務室改	
	10・30	6・9	2・14	6・25	6・29	5・10
研究会開く	第一回学校経営研	香取郡出張所管内特別教育活動研究会開く	笹川PTA、千葉県教育委員会表彰さる (第二回)	JRC国際親善交換会実施	PTA研究会に講師として宮原誠一氏夫妻来校	千葉県教育委員より県指定研究学校となる 研究学校第一回経営発表
					公開	
					〃 第三	〃 第二
					〃	〃
	12・2	8・4	12・12	11・3	9・7	3・15
	校歌発表会	校庭拡張作業	運動場拡張工事	落成式	プール竣工式 増築校舎上棟式	PTA結成総会 会長飯田秀真
	4・21	3・8				
	落成式	図書館新築工事起工				より表彰される
						7・9 第二期工事起工
						2・26 少年消防クラブ結成
						3・21 第二期工事落成式

年 別	神 代 中 学 校	笹 川 中 学 校	橘 中 学 校	東 城 中 学 校
昭和32	6・3 教室室竣工 1・2 テレビ学年毎に設置 8・20 学校住宅建設起工 10・21 落成式 10・21 創立十周年記念、千葉県教育委員会より研究学校指定 4・25 昭和三十三年度NHK学校放送研究学校として委嘱される	11・27 笹川PTA文部大臣表彰を受く 笹川PTA全国PTA連絡協議会賞を受く 10・31 第二回中学校経営研究会開催	2・5 郡研究学校・科学公開 11・12 科学論文授賞式参加	12・1 中学校創立十周年記念祝賀会
同 33	5・19 生徒自転車置場完成 9・6 新校舎起工式 10・15 上棟式、公開研究会	11・1 第三回中学校経営研究会開催 千葉県教育委員会より優秀賞として表彰	8・24 南側校舎修理	6・1 郵政省貯金局長よりこども郵便局が表彰される 6・22 使丁室、炊事室、浴
同 34	10・4 視聴覚教育賞 12・21 新校舎竣工式 文部大臣賞	7・23 第八回読売教育賞 「学校経営」部門入賞 11・4 第四回中学校経営		

同 38	5・6 プール地鎮祭	同 37	11・1 郡司豪校長、千葉県教育功労賞を受賞 業、研究発表 12・13 千葉県視聴覚教育研究大会、会場、公開授業、研究発表	同 36	12・10 更衣室、倉庫建設竣工 3・31 右竣工式 12・14 理科教室、職業科教室起工式	同 35	2・17 学校長文部大臣との晩さん会に列席 神代PTA・千葉県PTA連絡協議会より表彰される 10・27 第五回中学校経営研究会 5・5 文部省指定統計研究指定校	研究会 11・26 特別教室落成式 (音楽・図書)	12・21 技術科学教室竣工式	場改装 9・24 バックネット建設工事 10・7 校地南戸工事完了 11・26 千葉県知事よりごども郵便局が表彰される 1・18 学校整備委員会が結成された 4・1 千葉県教育委員会並に文部省より産業教育研究校として指定される
5・10	文部省道徳教育研 研究会 10・31 第七回中学校経営研究会	4・30 健全育成指定地区研究会 10・31 第六回中学校経営研究会	9・1 普通教室を新校舎に附設	4・10 県青少年健全育成研究校に	5・10 文部省指定統計研究指定校 10・27 第五回中学校経営研究会					5・22 郵政省貯金局長から 5・2 郵政省貯金局長から 1・26 産業教育研究発表公開、文部省視学官厚沢留次郎先生の指導をうける 5・2 郵政省貯金局長から ごども郵便局表彰される

年 別	神代 中学校	笹川 中学校	橋 中 学 校	東 城 中 学 校
昭和 39	8・4 落成式 12・18 家庭科教室竣工式	8・5 笹川プール完成 11・1 第八回中学校経営研究会 11・1 特別教室への渡廊下完成	10・11 P T A表彰披露式	12・2 校歌制定 12・2 家庭室竣工式挙行 7・22 プール竣工式
同 40	11・1 千葉県教育委員会より教育功労賞受賞	11・6 文部省指定道德教育研究会	6・10 東総ソフト大会優勝	5・20 東京郵政局長から子ども郵便局が表彰さる 5・25 郵政省貯金局長から、子ども郵便局が表彰さる
同 41	6・30 岩石園完成	11・1 第十回中学校経営研究会		5・12 郵政大臣から子ども郵便局表彰される 5・10 自転車置場完成
同 42	1・20 体育用具室竣工 車庫一棟前田武守氏より寄贈される	12・12 生徒指導講座報告会事例研究会 7・31 第一棟屋根替 11・8 第十一回中学校経営研究会		
同 43				
同 44	9・20 職員室拡張工事 11・1 鎌形玄一校長千葉県教育功労賞を受賞	4・18 初任教員研究会 11・10 各教室にストーブ		3・20 運動場トラック枠作り
同 45				



同 49	同 47	同 46
統合中学新校舎竣工四月十日入学式を挙行	3・31 神代中学校廃止、東庄中学校神代校舎となる	
	3・31 笹川中学校は東庄中学校笹川校舎となる	12・4 取つけ 印刷室、職員室増設
	3・31 橘中学校は東庄中学校橘校舎となる	
	3・31 東城中学校廃止、東庄中学校東城校舎となる	4・15 普通教室(2) 改装 5・10 焼却炉新設 5・15 郵政省子ども郵便局表彰 4・1 特殊学級新設 5・1 更衣室、放送室、保健室設置 5・30 職員室用車庫新設(岩瀬弘氏寄贈) 12・5 ポット式石油ストーブ七教室に設置

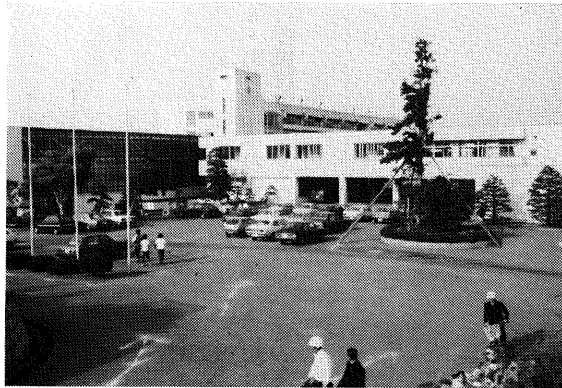
第五章 現 代

第7表 各中学校長就任一覧

昭和22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	54	
高木佐多雄	柳沢 徹夫	戸村 格	成毛 民夫	郡司 豪	鎌形 玄一																						
伊藤 勝治	成毛 民夫		柳沢 徹夫																								
岡野 満治	鎌形 玄一		石田 明		石井 通雄																						
鈴木 幸次	鎌形 玄一		鎌形 玄一		山中邦一郎																						

就任年月  
 神代中学校  
 笹川中学校  
 橋中学校  
 東城中学校

渡辺不二夫  
 東庄中学校(合併統合による)誕生、校長久保木茂雄  
 高木源三郎



東庄町立東庄中学校（昭和49年創立）

第8表 各学校卒業生徒数（中学）

校名		年度																
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
神代中	男	37	45	36	42	32	33	48	45	58	52	57	46	41	31	43	39	28
	女	38	39	40	45	29	23	57	51	53	37	38	38	49	30	33	44	37
	計	75	84	76	87	61	56	105	96	111	89	95	84	90	61	76	83	65
橋中	男	57	70	50	69	40	42	59	64	70	70	63	57	53	58	52	48	51
	女	67	62	50	67	49	30	68	79	68	76	77	58	77	56	61	52	52
	計	124	132	100	136	89	72	127	143	138	146	140	115	130	114	113	100	103
笹川中	男	66	61	59	70	60	50	73	80	84	81	75	81	57	56	61	45	46
	女	58	66	59	67	55	59	72	84	70	96	76	64	60	53	54	52	49
	計	124	127	118	137	115	109	145	164	154	177	151	145	117	109	115	97	95
東城中	男	40	31	38	30	36	21	57	41	68	52	45	38	42	37	38	29	30
	女	38	49	41	33	45	28	39	35	44	58	35	36	48	32	34	36	37
	計	78	80	79	63	81	49	96	76	112	110	80	74	90	69	72	65	67

笹川中学校校歌

作詞 多田慶次郎

作曲 山本芳樹

(一)

利根の川水紅さして

今し明けゆくわが笹川

理想の文教新たに興り

吾等のゆくてに希望はもゆる

文化の華をかざさん高く

(二)

麦生緑に黄金の稲田

平野潤す大河の流れ

自然の恵み尊きかなや

心を豊けく励まん吾等

輝く平和の光を永久に

東城中学校校歌

作詞 飯田 秀真  
作曲 鷹司 平通

(一)  
ゆかりも深き名將の

城を名に負う里なれや

椿の海を拓きたる

偉業は永久に言い継がん

祖先の道はここにあり

敬と愛とを胸にしめ

鍛え磨かん身と心

ああ東城東城中学校

(二)

みどりの麦にかげろうの

燃え立つひろ野果もなし

八万石のうまし田に

寄るや黄金の波ゆたか

産業興り開け行く

世にも信を忘れず

み国づくりのたくましき

息吹のなかに学びなん

ああ東城東城中学校

神代中学校校歌

作詞 飯田 秀真  
作曲 山本 芳樹

利根の流れの白がねに

黄金の稲穂照りはえて

広野はみどり果てもなく

希望の雲はわきあがる

神代 神代 神代

われらが母校

幾世の歴史土に秘め

文化の風も芳ばしく

若き我らの学舎に

友情花と咲きほこる

神代 神代 神代

われらが母校

父祖のねがいの松木立ち

伸びゆくいのち仰ぎつつ

熱き血潮は高鳴りて

自主創造の意欲に燃ゆ

神代 神代 神代

われらが母校

### 橘中学校校歌

作詞 飯田 秀真

作曲 鷹司 平通

八尾の山の鉾杉に

千古の歴史の響きあり

幾山河を流れ来て

永遠に絶えせぬ利根の水

遠つ祖より承けつげる

文化の花をかざしつつ

道明らかに踏みしめて

心協せていざ行かん

橘、橘、わが母校

太平洋の旭日に

紅染むる尚武台

筑波下ろしの風清く

松に常磐の調あり

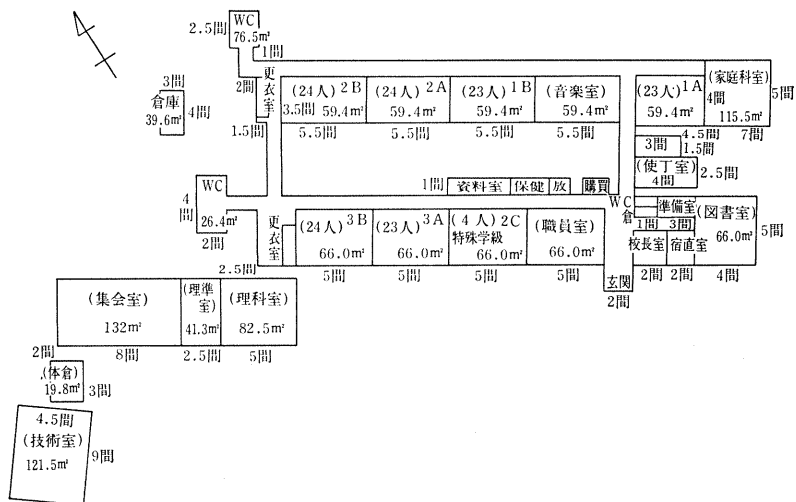
天そそり立つ学舎に

平和の光仰ぎつつ

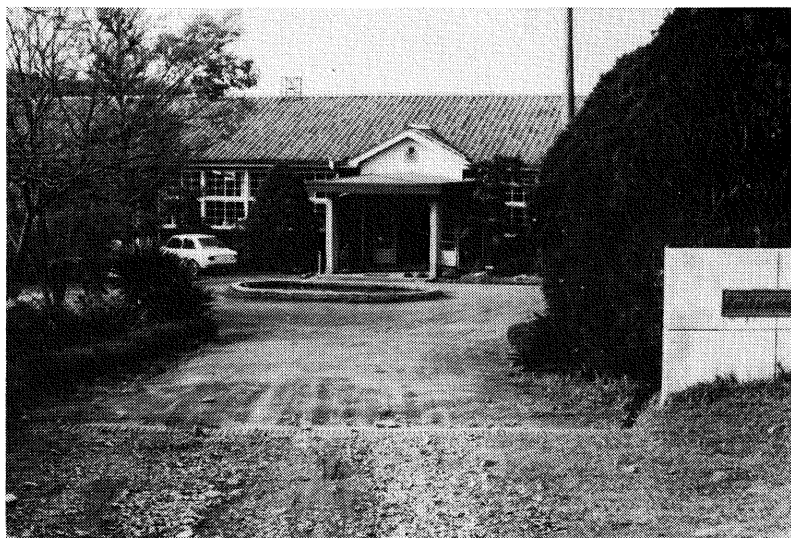
心を磨き身を鍛え

誠つくして勤しまん

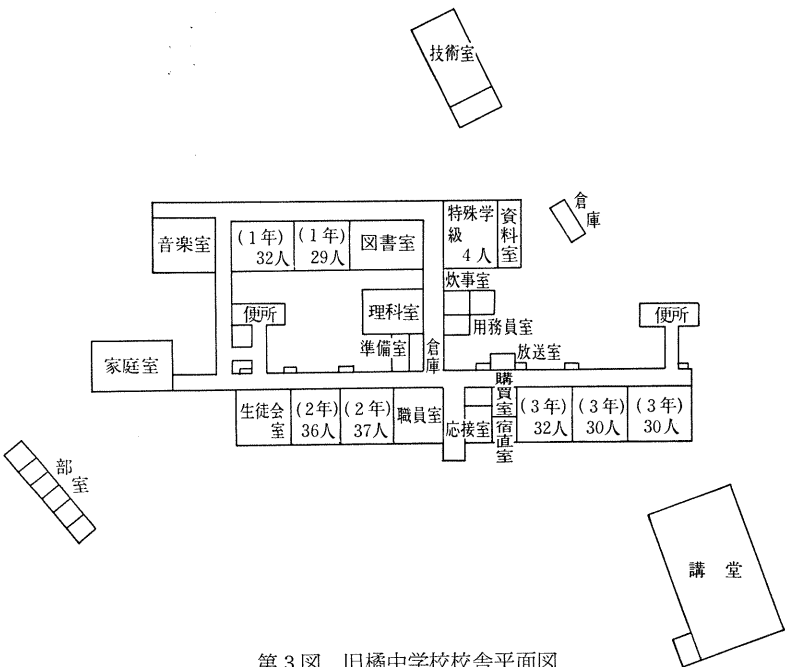
橘、橘、わが母校



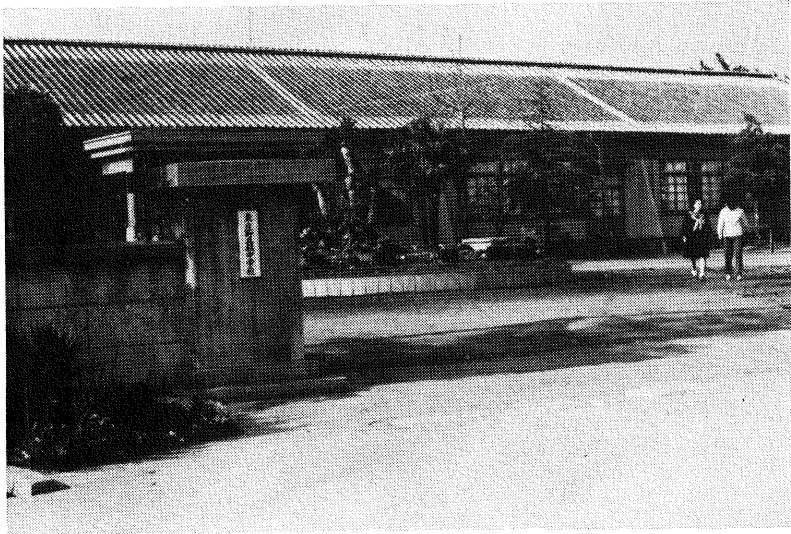
第2図 旧東庄町立東城中学校配置図



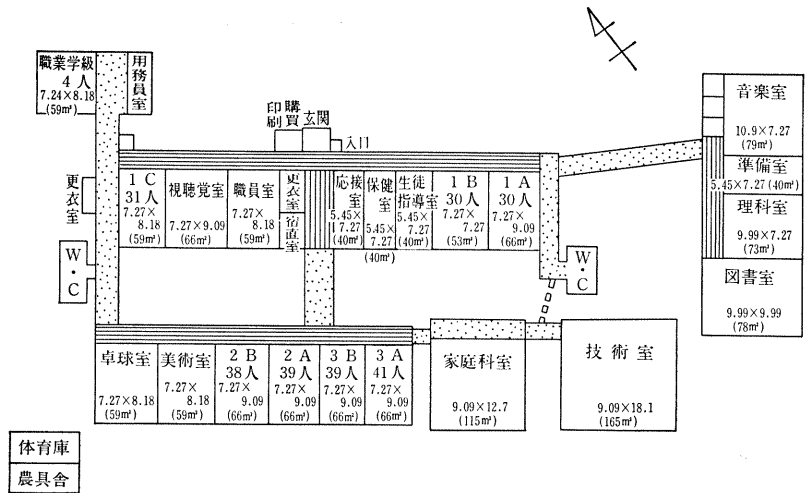
旧東城中学校



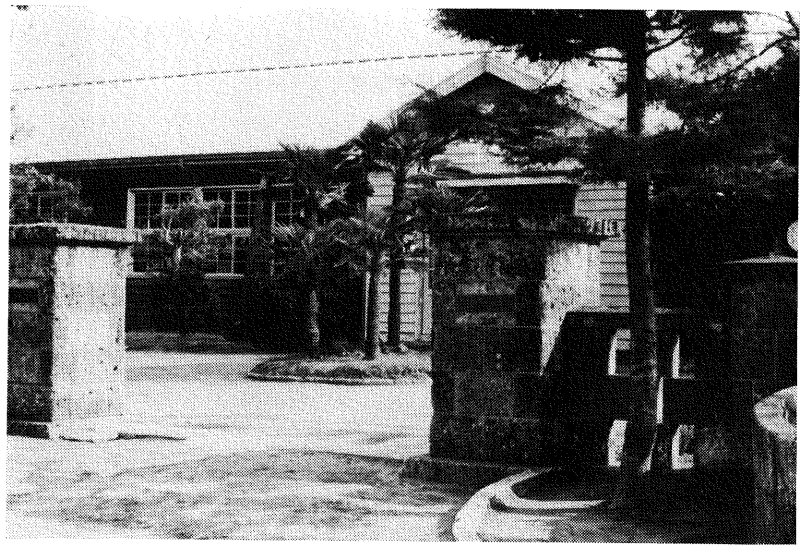
第3図 旧橋中学校校舍平面図



旧橋中学校

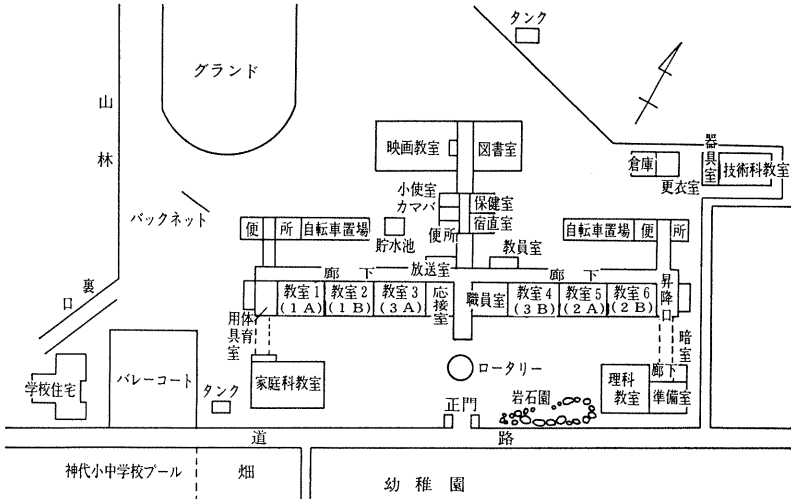


第4図 旧笹川中学校校舎平面図



旧笹川中学校





第 5 図 旧神代中学校校舎



旧神代中学校

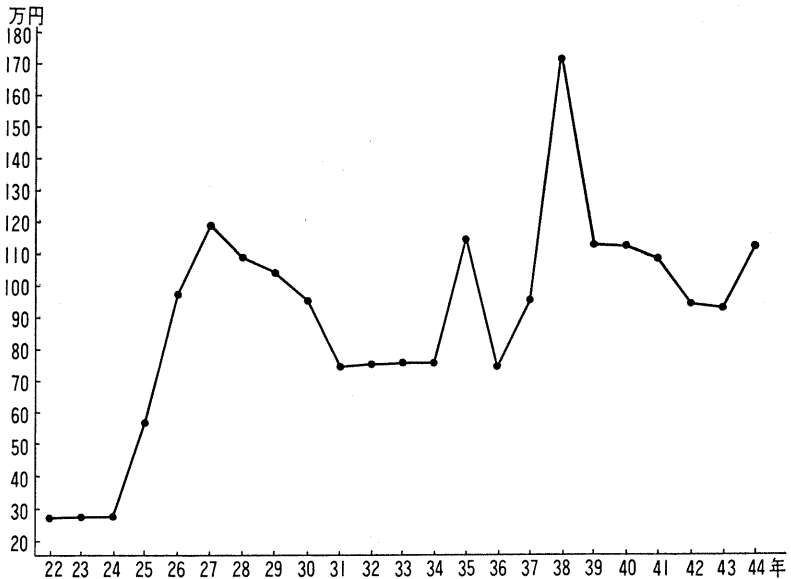
第9表 笹川中学校教育予算の推移

(1) 予算額

年 別	予 算 額(円)	年 別	予 算 額 (円)
昭 和 22 年	274,700	昭 和 34 年	756,646
23	274,700	35	1,149,240
24	274,700	36	745,762
25	571,400	37	951,086
26	967,925	38	1,714,000
27	1,197,000	39	1,125,220
28	1,090,150	40	1,128,000
29	1,041,250	41	1,088,700
30	951,086	42	942,000
31	748,497	43	934,000
32	757,523	44	1,125,000
33	756,646		

第五章  
現代

(2) 予算額の推移



## 2 各小学校の沿革

年別	神代小学校	笹川小学校	橘小学校	石出小学校	東城小学校
明治7	窪野谷村に校舎を創立する。児童数八一名(内女子一名)訓導飯田平右衛門他一名	3・10 須賀山小学開設須賀山村三三、西光寺客殿(五二・五坪)を借りて開校。須賀山村、鹿野戸村、布野村、岡飯田村の小学校区聯区とする。		9・15 石出小学校開設第四十三番中学区石出小学校(石出村三〇番地)東林寺客殿をもつて仮校舎とする	
同8	第33番中学区小学12校として香取郡大久保三五、東徳寺客殿を仮校舎とする。菅谷周祐氏を本校教員として採用	5・7 千葉県香取郡須賀山小学校となる	9・1 第139番及び第138番小学校区を連合して、羽計村11番地吉祥院を借り校名も羽計校と仮称して開校す(入学生徒男51・女5)	4・1 本校聯区内羽計村に興成校設立第26番中学区内140番小学校として石出小学校となる	9・9 小南小学校を小南蔵福寺に開校。夏目小学校を夏目禅乘院に開校
同9					
同10	校名を上代校と称する	1・16 下飯田村西音寺庫裡を借りて分校とする	校名を興成小学校と改称		

年別	神代小学校	笹川小学校	橘小学校	石出小学校	東城小学校
明治14	4・1 上代尋常小学校(四年制)と改称	須賀山・鹿野戸・新宿三村聯合村となり新宿村児童は石出小学校より鹿野戸村児童は東小学校より入る 2 小学校令改正須賀山尋常小学校と改称(四年制) 6 増築校舎落成する	12 学区改正に際し、新宿、鹿野戸の二村を分隔し、更に従来羽計・谷津・今郡の三村に青馬・宮本の二村を合併し校名を東小学校と改称 4・2 校舎として茅葺家屋一棟(8間×5間)を田谷兵藏より八三円にて購入 1・7 さぎに購入せる家屋を羽計村字深田一一二七に校舎として改築に従事する 10・31 新築校舎落成式を行う	4・1 現在地に移る(石出一五九五)	4・1 上記二校を合併して城山小学校を小南字城山の福聚寺に開校
同 17					
同 19					
同 20					

同	同	同	同	同	同	同
29	27	26	25	24	23	22
9・30 神代尋常小学	3・9 上代校、窪谷校を合併して大婚二十五年式典を行う	6・3 補習学校の設置を認可される	9・21 村内の尋常小学校の校数位置を郡長に報告(校数二、上代尋常小学校、舟戸字宿野、窪谷小学校、窪野谷字小田)	4・3 新たに小学校令改正され尋常高等小学校とする	3 市町村制実施により新宿地先児童は石出小学校に入る	
8・22 増築校舎竣工 検閲の上引きつぎを行う						
		12・29 学級数三、生徒数一六六、口々出席平均一四六・〇	3・29 校舎新築落成(石出尋常小学校と改称)			
					3・1 再び二校に分れて旧校舎に帰り校名をそれぞれ東城尋常小学校、夏目尋常小学校と称す	

年 別	
神代小学校	<p>校創立委員の総集会を開く、決議の結果敷地は、字夏方の平石と称する処に確定</p> <p>3・13 神代村立神代小学校の敷及位置を郡長高山喜英より指定される。校数一、位置神代村東和田夏方二四番地</p> <p>4・13 校舎落成、村長宇井兵作より郡長に報告</p> <p>6・20 高等科併設許可</p> <p>10・30 神代尋常小学校落成式を挙行</p>
笹川小学校	<p>10・屋内体操場を新設する</p> <p>11・15 校地を須賀山区坊内原（現在地）に決める。東西五十間、南北六十間、校舎新設</p>
橘小学校	
石出小学校	
東城小学校	
同	明治31
同	32

同	同	同	同
38	37	36	35
<p>9・28 暴風雨のため校舎倒壊する。罹のため約一ヶ月休業</p> <p>11・4 高等科生徒を大久保の東徳寺へ移転し分教場とする</p> <p>11・17 北部一・二年(尋常科)を小貝野香樹寺へ移転し分教場とする</p>	<p>4・ 校舎設備、校舎は長方形平家一棟六四坪(校地一二二二坪)</p> <p>1・30 校舎改築着手決定</p> <p>8・29 旧校舎の移転工事を行う</p>	<p>4・ 旧校舎二棟を新校地に改築して生徒全員収容</p> <p>7・8 東尋常小学校に高等科併設</p>	<p>一一三坪余なり</p> <p>5・13 笹川農業補習学校開設許可あり、</p> <p>7・22 授業開始(生徒一五名)</p>
	成	可	
	9・1 増築校舎落成	9・ 高等科併置認可(修業年限二年)	
	6・13 東城高等小学校を福聚寺に設立		

年別	明治39 同 40	同 41	同 42 同 44	大正4
神代小学校	10・16 改築工事着手 11・29 校舎上棟式 1・16 校舎改築竣工	10・17 裁縫室落成式	11・20 東宮殿下行啓 記念として農業実習地を作る	4・12 運動場拡張工事竣工
笹川小学校		5・20 雨天体操場を普通教室に改造	12 三教室増築	
桶小学校		12・25 本校に図書館を付設す	11・3 増築校舎祝賀式挙行	9・22 増築中の校舎竣工
石出小学校	7・ 校舎普請竣工			12・25 本校に図書館を付設す
東城小学校		4・1 東城尋常高等小学校を小南上宿九四一に創設(敷地五反四畝一九歩)	4・1 第二校舎竣工し開校式を行う(総工費七、五七四円)	4・12 夏目分教場落成、開校する(総工費)



同 6  
10・1 新築中の校舎  
暴風のため倒壊

同 7

同 8

第一節 終戦と各種の改革

4・4 学級増加のため吉祥院の一部を借り仮教室とし尋六児童を収容

10・1 昨夜の暴風にて午前三時五分、第一、第二校舎倒壊、第三校舎半壊する

10・3 校舎倒壊のため青馬及今郡の寺院を仮教室とす

4・2 教室狭隘のため、羽計区高安辰蔵民家を仮教室に借用し、尋二児童収容

5・27 東尋常高等小学校位置を左記の通りに変更、橘村今郡字鍛治内五五七―五八八（一町二畝二七歩）

6・1 校名を橘尋常高等小学校と改称す

4・1 石出小学校は前年度限高等科を廃止

三、〇五八円

4・19 校舎新築のため石出東林寺に移

六三一

同 15	同 14	同 13	同 11	大正 9	9・24 新築中の校舎 暴風のため再び倒壊	10・23 校地拡張、校舎増築落成式を行う	年 別	神代小学校
4・16			9・10	9・11 町内青年団正門側築堤工事に従う 10・27 増築校舎落成 折原県知事以下来賓多数あり、校舎平屋瓦葺一五〇坪、建築費一五、一一〇円			笹川小学校	
					5・15 新校舎落成式を挙行	10・25 本校並に石出校の増築工事落成式を本校に於て挙行	橘小学校	
							石出小学校	
							東城小学校	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和		
18	17	16	15	12	11	10			8	4	3	2
						工	2・28	新校舎工事竣				
2・5 南校舎上棟式 教室四、予算三万五千		4・1 国民学校令に より国民学校発足	1・27 二宮金次郎像 除幕式	11・3 校歌披露式 作詞 多田庄兵衛 作曲 山本芳樹					12・17 第一校舎落成 (木造二階校舎) 普通 教室五、作法、礼法室 各一	10・25 新校舎落成式	1	第一校舎落成式
		4・1 国民学校令に より国民学校発足							卒業生寄附の御真影奉 安殿完成	2・9 本年度高等科		
			10・27 二宮尊徳銅像 除幕式(寄附者・篠本 留次郎)		11・20 第三校舎竣工					4・13 講堂新築落成		11・30 御真影奉安所 上棟式
		3・20 二宮尊徳銅像 戦時回収告別式										
		6・26 二宮尊徳像 (石造) 除幕式										

昭和19	同 20	同 21	同 22
7・ 東京都本所緑町 国民学校児童約五〇名 大久保東徳寺に疎開し 神代国民学校に通学	4・ 桜隊一〇〇名駐 屯西校舎一棟使用のた め二部授業を開始		4・ 1 六・三制実施 につき神代小学校と改 称 新制中学校誕生につき 神代中学校を校内に 置く東校舎一棟使用
円、設計、杉崎・施 工、人見	2・ 24 裁縫室・家事 室を軍隊が使用 幡一 三三六一部隊橋本隊 4・ 2 入学式・校舎 の殆どを軍隊が使用 4・ 19 進駐軍状況視 察のため来校 11・ 2 甘藷米麦生産 訓練を行う、実習面積 (水田二反五畝、畑二 町五反五畝) 3・ 31 教育制度改革 六・三制実施、笹川町 立笹川小学校となる 10・ 8 笹川町子宝会 (PTA)発足 会長 伊藤勝治		
9・ 1 疎開児童歓迎 式	3・ 4 疎開児童引揚 見送り	1・ 8 進駐軍巡閲 (米軍士官三名、通訳 一名) 6・ 29 石出校区高 等科児童分離、送別会 実施(九八名)	4・ 1 橋小学校と改 む
	5・ 10 分教場設置	高等科を設置	3・ 28 第二校舎新 築落成
7・ 東京都本所緑町 国民学校児童小南蔵福 寺へ疎開し本校に通学	5・ 2 護沢二二六〇 部隊本校に駐屯		3・ 31 教育制度改革 六・三制実施され小・ 中別れ、東城村立東城 小学校となる 8・ 28 PTA結成式 総会を行う

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
38	37	36	35	33	32	31	30	29	28	25	23
8・14	プール落成式			12・21 中央校舎竣工 祝賀式を行う			7・20 町村合併により東庄町立神代小学校と改称			3・31 中学校新校舎に移る	
				12・給食室竣工		11・27 笹川PTA文部大臣表彰受賞					
12・7	完全給食実施 校歌を制定し			行	1・31 校舎竣工式挙	4・13 校舎解体のため全学級を講堂に移転し仮教室で授業開始			9・7 橋プール竣工式		
				5・5 石出小学校校歌制定発表会	7・17 新校舎落成				9・7 プール竣工式	5・24 第三校舎新築落成	
				3・12 全国保健体育優良校として、文部省より表彰を受く	9・8 第四校舎竣工			9・1 夏目分校の新校舎竣工		9・1 アイオン台風にて校舎被害を受く	

昭和39	同	同	同	同	同	同	同	年 別	神代小学校
40	41	43	44	46	47	48	同		1・25 東校舎の二教室を解体して神代幼稚園の建設資材にする 4・1 屋内体育館、神代幼稚園の落成式 9・12 完全給食開始
							7・2	安全教育で内	笹川小学校
									10・27 校舎改築竣工式を行う
									親師会県表彰受く
									て発表会を行う
									4・4 講堂兼体育館落成
									11・ 体育倉庫改築
									1・ 岩石園設置
									6・29 新校舎竣工式 鉄筋コンクリート 三階 総工費 六八、九七 四、〇〇〇円
									7・21 プール竣工式
									12・10 創立九十周年記念式典校歌発表
									3・31 夏目分教場を廃校とする

同 56	同 55	同 54	同 53	同 52	同 51	同 50	同 49
	工 12・19 体育館改築竣	3・10 改築工事竣工				10・21 創立百周年記念式挙行	
							閣総理大臣の表彰を受ける 11・3 創立百周年・内閣総理大臣表彰記念式を行う
						学校給食指導の研究により文部大臣賞受賞 創立百周年記念式典挙行	
						児童急増対策により校舎増築（普通教室九、特別教室一） 千葉県保健優良学校優秀賞受賞 千葉県教育委員会より教育功労賞 千葉県健康優良学校優秀賞を受賞、記念に「子供像」を建立	
入	4・3 電子コピー購 プールの竣工	3・落成 三階建新校舎			10・ピアノ購入		6・スプリンクラ ー設置
						9・8 創立百周年記念式典挙行	

第五章 現 代

第10表 各小学校校長就任一覽

就任年	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
明治	飯田	菅谷 (上代校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)	菅谷 (蓮谷校)
神代小学校	五十嵐光貞	磯山克太郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎
笹川小学校	磯山克太郎	磯山克太郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎
橋小学校	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳	この間 不詳
石出小学校	山田万作	山田万作	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎	持田駿一郎
東城小学校																			

大正	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
大正	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬
岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬	岩瀬



12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	昭和	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
磯部							野口			岩瀬清三郎					木内考三郎				日下部謙三郎				
倉吉			梶根 山根				博			岩瀬清三郎			高木京次郎							堀朝治郎			
			嘉一									宮沢賢司											
		岩田										岩田正直											
		正直																					
		多田																					
		福藏																					
佐藤		吉川弥吉郎					佐藤															鎌形	
誠一							健次															誉照	

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
					野口							菅井			戸村	高木佐多雄						木内	鶴崎	
					清							佳澄			格橋本	伊藤	矢部総麻呂					正毅	佐仲	
			木内							高木					伊藤	勝治岡野					内田			
			勝美							義雄					祐二鎌形	勝治岡野	佐藤				毅			
		石橋								石毛					玄一高木	満治橋村	正藏						多田	
		喜逸						成毛		豊					高木	昌夫				海老原信夫			福藏	
							茂司					亘			野口	野島			椎名				飯島喜太郎	
												雅治			義雄	永島			智夫					
		柴田													野口	永島			竹蓋			金岡		
		徳二								関					清	敏夫			帯刀			文平		

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	就任年月
池永	堅一						遠藤惠美子			石井通雄		山本達雄	山中邦一郎		関亮三					神代小学校
古橋						石橋長男							石毛							笹川小学校
義礼	岩田							鈴木		関			豊古橋		惠畑					楠小学校
和男								四郎		亮三			義礼		早苗					石出小学校
竹蓋									山本	古橋					惠畑					
斌									博男	義礼					早苗					
	中村				井上				渡辺				楠木							東城小学校
	一巳				教				信綱				太郎							

東城小学校校歌

飯田秀真 作詞  
山本芳樹 作曲

一、八万石の 田はゆたか

太陽のひかり ふりそそぎ

見渡す台地に さわやかな

みどりの風が 吹きわたる

東城 東城 東城小学校

二、みんな手をくみ 輪をつくり

元気にきょうも うたおうよ

僕らの明るい 歌声が

青空高く とけて行く

東城 東城 東城小学校

三、祖先のあとを つぎつぎに

いそしみ築く この土に

みごとに大きく 美しい

希望の花を 咲かせよう

東城 東城 東城小学校

石出小学校校歌

赤羽 郁 作詞

高梨桂二 作曲

一

大きな流れ 利根川の  
緑にすんだ 水の色  
豊に清く たくましく  
心を育て 身を磨く  
みんな のびゆく  
石出小学校

二

菜の花畠 麦畑  
明るい色に 吹く風が  
希望の夢を のせてくる  
みんな 仲よし  
石出小学校

橘小学校校歌

飯田秀真 作詞

高梨桂二 作曲

一

見わたすみどり 麦の畑  
いねの穂波の 金の色  
かがやく窓に 寄ってきて  
小鳥もうたう ほがらかに  
橘 橘小学校

二

太平洋の 青い水  
すんだ明るい ひろい空  
大きなぼくの 夢のせて  
どこまでゆくか 白いくも  
橘 橘小学校

笹川小学校校歌

多田庄兵衛 作詞

山本 芳樹 作曲

一

松の緑の うるはしく  
朝日に映ゆる 笹川に  
歴史も古く 輝ける  
教の庭に 吾等は学ぶ

二

流水つきせず よどみなぎ  
坂東太郎 かぐみにて  
心を磨き 身を鍛へ  
学の道を 進まん吾等

神代小学校校歌

第一高等学校教授 今井 斐己 作詞

千葉師範学校教諭 新谷新八郎 作曲

一、千瀉八万石穀高を

一目に入るる

うれしさを

吾等が学ぶ学校の

敷地に持つぞ

幸多き

二、すめらみことの宣言を

かしこみまつり

ひくしめの

ただひとすじに

いそしみて

ならばやみたみの人の数

第11表 児童数の変遷

橘小学校

第一節 終戦と各種の改革

年度	男	女	計	年度	男	女	計	年度	男	女	計
明治9年	51	5	56	43	142	34	276	17	281	232	413
10	60	7	67	44	145	47	192	18	277	233	510
11	60		60	45	157	36	293	19	284	273	557
12	52	1	53	大正元年				20	281	247	528
13	63		63	2	161	45	306	21	222	223	445
14	69		69	3	172	48	320	22	178	172	350
15	110	7	117	4	166	48	314	23	172	174	346
16	95	10	105	5	178	33	311	24	165	166	331
17	94	7	103	6	187	48	335	25	161	159	320
18	104	6	110	7	182	52	334	26	150	156	306
19	166	10	176	8	219	51	370	27	142	133	275
20	111	9	120	9	230	69	399	28	137	136	273
21	95	8	103	10	229	67	396	29	133	154	287
22	88	10	98	11	217	61	378	30	139	159	298
23	82	7	89	12	231	60	391	31	140	163	303
24	98	6	114	13	234	51	385	32	166	183	349
25	108	12	120	14	235	54	389	33	167	206	373
26	108	15	123	15	220	54	374	34	174	201	375
27	121	19	140	昭和元年				35	162	175	337
28	122	31	153	2	213	66	379	36	157	167	324
29	140	36	176	3	198	170	368	37	152	160	312
30	120	41	161	4	201	159	360	38	143	147	290
31	132	44	176	5	214	155	369	39	131	139	270
32	145	64	209	6	232	164	396	40	124	109	233
33	106	54	160	7	233	171	404	41	110	114	224
34	134	65	199	8	220	170	390	42	97	104	201
35	130	98	228	9	231	178	409	43	86	88	174
36	123	94	217	10	234	185	419	44	70	72	142
37	136	84	220	11	238	199	437	45	77	69	146
38	123	88	211	12	235	213	448	46	78	72	150
39	125	97	222	13	226	211	437	47	80	59	139
40	127	03	230	14	237	224	461	48	82	67	149
41	135	08	243	15	248	218	466	49	131	96	227
42	138	30	268	16	255	225	480	50	142	99	241

昭和 51	153	119	272	53 54	180 197	165 196	345 393	56	216	244	460
52	165	135	300	55	200	211	411				

第12表 東城小学校

年 度	男	女	高 等 科	計
明治34	86	50		136
39	76	73		149
大正 2	145	126	41	312
9	148	150	41	339
14	144	131	67	342
昭和 4	158	163	66	387
9	196	190	106	492
14	200	188	120	508
19	200	173	128	501
26	236	256	分 教	502
31	220	210	95	525
36	256	239	68	563
41	168	155	53	379
46	108	124	47	269
51	107	96		203

第13表 笹川小学校教育費歳出予算表

年 度	経 費	俸 給	雑 給	需用費	修 理 費	恩給基金納金
大正 8	5,398 <sup>円</sup>	3,745 <sup>円</sup>	862 <sup>円</sup>	602 <sup>円</sup>	150 <sup>円</sup>	38 <sup>円</sup>
9	7,050	4,525	740	1,140	600	45
10	11,604	8,689	889	1,140	800	86
11	12,358	8,845	889	1,236	1,300	88
12	12,296	9,505	981	1,175	500	95
13	13,060	10,237	1,003	1,218	500	102
14	13,068	10,561	1,033	1,088	280	106
15	13,687	10,621	1,136	1,373	450	107
昭和 2	14,852	10,993	1,266	1,883	600	110
3	15,089	11,029	1,296	2,183	470	111
4	15,032	11,221	1,316	1,913	470	112
5	12,977	10,657	976	1,085	250	106

### 3 幼稚園

昭和二十二年（一九四七）「教育基本法」「学校教育法」の制定により幼稚園が初めて学校教育体系に位置づけられた。

内容面に関しては昭和二十二年「保育要領」、昭和三十一年「幼稚園教育要領」その後、昭和三十九年に改訂「幼稚園教育要領」が公布され、教育内容も、いわゆる六領域（健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作）に分類された。

また施設設備に関しても、昭和二十七年、幼稚園設置基準を施行、昭和四十四年現在で園数一万〇四一八（うち国立三七八九、私立六六三二）、幼児数一五五万一〇一七、教員数六万二四三九で、小学校進学者の五一・八％である。

教育目的は学校教育法第七章第七七条に「幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助成することを目的とする。」とあり、これが同法七八条で五目標に、さらに教育要領で内容として展開されている。

日本の幼稚園は教育機関としての性格が明確なうえ、知的偏重の色彩がやや強く、保育所との間に一線を画しているが、最近はこの元に対して一元化、公立化の動きもあり、幼児教育改革への試みなども考えられているので、今後しだいに大きな変革のみられることが予測される。

第14表 各幼稚園沿革

年 別	神 代 幼 稚 園	笹 川 幼 稚 園	橘 幼 稚 園	石 出 幼 稚 園	東 城 幼 稚 園
昭和34年		新園舎落成 園舎増築 テレビ設置			
同 35		門柱竣工 巧技台一式 池、グロージャン グル キヤッスルジム			
同 36					
同 37					
同 38					
同 39					
同 40	4・23 開園 (窪野谷大屋戸一 六六〇)		4・20 開園、橘小学 校講堂南側二教室を 借用、園庭は小学校 面側二八〇坪	4・21 石出小の一教 室を借り開園 石出小学校給食室に 依頼し完全給食実施 する	4 開園 本園児童二九名 分園児童二七名 5 スペリ台、ブランコ 取付、砂場設置 5 完全給食(A型)実 施 夏分園は児童館の一部 借用する 5 テレビ白黒二台
同 41	園舎南面テラス取付 その他、観察池、砂 場、小禽舎、シーン	5・5 県PTA連 合会会長より表彰	9・15 完全給食実施	2・23 旧役場庁舎を 改装園舎とす	東庄町教育研究会幼稚 園部発足統一テーマの もとで研究を進める



同	同	同	同	同	同
48	47	46	45	44	43 42

1、ブランコ、回転すべり台、スカイジム、ピアノ、カラーテレビ、滅菌機、放送用具、石の山、冷蔵庫、OHP、カセット、ステレオ、大型箱積木、アスレチック

遊戯室建設

研究園)	放送利用(県指定研究園)	国旗掲揚塔	教育研究 遊びの考察、童話の研究、動きのリズム	作詞 関沢潤一郎 作典 山本 芳樹	園歌制定 作る	ダブル回転すべり台
------	--------------	-------	----------------------------	----------------------	------------	-----------

6・20 倉庫建設

県PTA会長より表彰

4	4	4	12	11・7	(テーマ)、日案の作り方、長期指導計画と一日の計画、年中行事について、五歳児における重点指導、年間指導計画の作成と実践、視聴覚教育、音楽リズム、表現活動、造形的表現、基礎体力作り	11・7 県P連より表彰 ジャングルリング取付遊動円木グロブジャングル取付
夏目分園再開	夏目分園休園	夏目分園再開	本園小学校校舎全改築のため現在地に移転			

昭和49	同	同	同	同	年別
52	53	54	55		神代幼稚園
					笹川幼稚園
					橘幼稚園
					石出幼稚園
					東城幼稚園

昭 和 49	同	同	同	同	年別
52	53	54	55		神代幼稚園
					笹川幼稚園
					橘幼稚園
					石出幼稚園
					東城幼稚園

第15表 幼稚園長就任一覧表

昭和33																就任年									
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	神代幼稚園	
					遠藤 惠美子	石井 通雄			久保木 茂雄	渡辺 不二夫															鎌郡 形司 玄一 豪
						石橋 長男					石毛 豊														高木 内勝美 川義雄 笹川幼稚園
								鈴木 四郎三	関木 亮三			古橋 義礼	惠畑 早苗	石橋 喜逸											橘幼稚園
						竹蓋 誠			山本 博男	古橋 義礼		惠畑 早苗		成毛 茂司											石出幼稚園
						中村 一己	井上 教		渡辺 信綱		鏑木 太郎														東城幼稚園

昭 和 就 任 年	就 任 年
56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33  内高高宮高上堀前細石菅大宮宮大岡高 島橋橋内木代江田川井谷根崎崎根田橋 敬晴利 武義修武充正重建雅雅義直克 一一雄榮男正爾守通夫義一夫夫夫弥忠	神 代 幼 稚 園
佐田石高鎌大宮鈴吉高五飯林山林林川多林山大大石林 久中毛橋形沼沢木沼木嵐田本島田本阪阪毛 良藤哲正寿 義 雄正俊 秀秀政庸喜 幸幸文康 操一樹夫栄男広輝実助一二暉桂雄雄一助柄巖三三行正	笹 川 幼 稚 園
吉山青山岩小遠横野伊野谷多岩 田本柳本瀬沢藤山口藤口本五瀬 武武幸良正富光 祐 右 道栄雄雄雄治則子博強子馨門清	橋 幼 稚 園
柳多高野高柳滑小伊菅柳岩岩池保岩柳 堀田柳口桑堀川林井谷堀田田田立田堀 芳広 誠 友 恒昌三千 幸郁喜三左 江子潔一剛惠武雄子夫枝睦睦郎雄夫男	石 出 幼 稚 園
宮青海鈴宝小向岡山鈴香宮高板高相村鈴 沢野宝木理長後野田木取沢科橋科馬田木 義從豊平 秀 峯孝房喜善敏善敏長秀 勇一容成郎稔則勲生雄義 久男作雄作治男次	東 城 幼 稚 園

第17表 各園児数の推移

園名	年度																							
	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
橋 幼 稚 園							人	30	22	24	14	30	26	26	17	30	46	68	68	72	89	84	90	82
笹川幼稚園	94	115													60	113							102	131
石出幼稚園							45	44	46	36	37	35	26	38	35	37	29	45	37	36	39	39	39	34

#### 4 教育委員会

教育委員会は地方自治法第一八五条の五の規定に基づいて、地方公共団体に置かれる行政委員会の一つで、その設置する学校その他の教育機関を管理し、その学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱いに関する事務を行い、ならびに社会教育その他の教育、学術および文化に関する事務を管理し執行する、いわゆる地方行政機関である。

日本ではアメリカの教育使節団の勧告に従って昭和二十二年（一九四七）に公布された「教育基本法」によって都道府県および市町村に逐次置かれた。しかし、その後、この制度をめぐって幾多の問題が提起されたので昭和三十一年（一九五六）この法律が廃止され、「地方教育行政の組織運営に関する法律」が公布され地方教育行政制度が大幅に改革された。

これに伴って教育委員会制度も全面的に改正されて現在に至っている。

教育委員会制度は、明治初年以來確立されてきた日本の教育行政の特質である中央集権的、官僚統制的ないき方を是正して、その地方分権化、民主化を期して成立したもので、その範をアメリカ合衆国からとったものである。その委員は地方住民のうちから選任され、その合議によって地方教育行政をおこなうものであるが、委員は教育行政については、しろうとであるから、その職務を行うに当たっては、教育行政の専門家である教育長が助言することになっている。日本の現行制度においては教育委員は議会の同意を得て地方公共団体の長

第18表 東庄町教育委員一覽

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	年		
山 中 昌 昌	山 中 昌 昌	山 菅 中 谷 昌 甚 一 平	山 菅 中 谷 昌 甚 一 平	菅 谷 谷 甚 甚 平 平	菅 谷 谷 甚 甚 平 平				菅 谷 谷 甚 甚 平 平	菅 谷 谷 甚 甚 平 平	吉 田 知 三		○吉 田 知 三	○吉 田 知 三	○飯 田 知 三	氏 名	神代地区	
	4444 109 1030	4242 73 114	4242 73 114	4040 109 130	4040 109 130				3636 109 130	35 2 5	34 12 3130		3232 109 130	3131 109 130	30 7 20	発令年月日		
		石 毛 竹 江	鈴 木 庄 江	石 毛 文 行		石 毛 文 行				石 毛 文 行	林 秀 雄			林 秀 雄	林 秀 雄	氏 名	笹川地区	
		4343 109 130	4242 1210 2717			3939 109 130				3535 109 130				3131 109 130	30 7 20	発令年月日		
			○清 水 精			○清 水 精				○清 水 精				清 宮 水 沢 賢 精 司	宮 沢 賢 司	氏 名	橘地区	
	44 9 30		4242 109 130			3838 109 130				3434 109 130				3131 109 130	30 7 20	発令年月日		
青 野 虎 二			青 野 本 誠 二 治	笹 本 誠 治	笹 本 誠 治	向 後 彰		向 後 彰				向 後 藤 彰 晴		遠 藤 彰 晴	鎌 形 譽 照	向 後 彰 晴	氏 名	東城地区
	4545 109 130		4242 109 130	4141 109 130	40 1 1	39 12 31		3737 109 130				3333 109 130		3131 109 130	3030 77 2020	発令年月日		
	成 毛 茂 司	卜 部 照 角 代	香 取 柴 三			香 取 柴 三				香 取 柴 三				香 取 柴 三	成 毛 民 夫	氏 名	教育長	
	4444 44 32	4343 109 130				3939 109 130				3535 109 130				3131 109 130	30 7 20	発令年月日		

第一節 終戦と各種の改革

○印は教育委員長

56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
○菅 橋谷 徳万 次朗 蔵				○菅 高橋 万克 蔵志				高木 橋内 克勝 忠男		○山 内中 勝昌 男一
5656 109 130	55 12 5			5252 109 130	51 7 5			4848 109 130		4646 21 117
星 野野 銳銳 毅毅				星 野野 卯之 銳銳 毅毅			石 大井 後四 卯郎 之左 助門	石 大井 後四 卯郎 之左 助門	石 大井 後四 卯郎 之左 助門	
5555 109 130				5151 107 130			4949 21 123		4747 109 130	
		○高 嶋嶋 秀秀 雄雄	○高 嶋嶋 秀秀 雄雄	○高 嶋嶋 秀秀 雄雄	○石 橋橋 敏敏 雄雄	○石 橋橋 敏敏 雄雄				石 清 橋水 敏 雄精
	55 12 4	5454 1212 54	53 10 1	5151 96 2116	5050 1212 54	49 10 29				4646 129 530
			○小 布澤 施安 宏衛	○布 施安 衛			○布 青施 野安 虎衛 二			
			5353 109 130	52 10 1			4949 109 130			46 1 20
渡 成 辺 不 二 夫夫				成 成 毛毛 民民 夫夫				成 成 毛毛 民民 茂茂 夫夫 司		
5656 44 21				5252 44 21				4848 44 22		

が任命することになっている。

教育長は教育委員会の指揮監督のもとにその事務局の事務を総括する専門的な職員であるばかりでなく、前述のように教育委員に対して必要な助言を行うことになっており、その任命は教育委員会によって行われる。

## 5 戦後の社会教育

昭和二十年八月十五日、終戦を迎えた。混沌とした社会の中で、暴力団や闇屋の横行によって純農村地帯といわれたこの地方も、例外なく青少年の非行化がすすんでいった。

神代村婦人会（国防婦人会）は終戦と同時に解散された。カニが、手足をもぎ取られたような訳で、何とかしてもらいたいという切なる声に、顧問、協力員などと相談し、再び婦人会をつくることになった。野口喜久氏が新生婦人会長に選ばれた。一方笹川でも「われわれの力で郷土を守ろう。」と同年十一月三日、青年団が誕生した（团长 高橋修司）。また、十二月二十二日、林秀雄氏を会長とする青年読書会も誕生、戦時中、兵舎にあてられていた図書館の整備や図書修理にあたった。

昭和二十一年、千葉県文化振興会発足と同時に十一月、会員十五名で神代支部が結成され、小林利一氏が支部長となる。農業先進地の視察なども行われ、会費は、年一〇〇円を徴収した。

笹川では、根方の前田忠氏らが中心となって、農業技術の研究を主にした団体「郷志会」が生まれ、毎月十、二十、三十日の三回集会を催した。毎月、機関誌『郷志』を発行した。また当時の根方の西福院住職日下光真氏、林大幹氏らを中心に「正観書院」というグループも誕生した。ここでは主に東洋思想の研究、公民道の修得など、道徳教



育が大部分を占めていた。

「社会教育委員」という名称が、新しく生まれたのも、この年であった。

昭和二十一年十一月十五日付をもって、各町村の学識経験者、団体長などが「…町(村)社会教育委員を委嘱す 千葉県」という辞令を受けとった。現在判明している方としては、高橋修司氏(青年団長)、林みつ氏(婦人会長)、飯田秀真氏(学識経験者)などで、そのほか、神代の野口喜久氏(婦人会長)、東城の高橋くら氏(婦人会長)、同じく東城の辺田豊治氏(青年団長)なども委嘱されていたものと思われる。

昭和二十一年四月、笹川図書館では蔵書購入のため町内から寄付を集めた結果、総額二万円となり、読書会員がリユックサックを背負って、東京まで図書を購入に出かけた。そして一般への利用をも呼びかけた。一方長谷川照夫が中心となり、『笹川新報』を毎月発刊、郷土のニュースを取り上げて町民の啓蒙に努めた。また各種団体代表者で図書館運営委員会という後援組織が作られた。

昭和二十二年三月三十一日、青年学校が廃止され、新制中学校へ移行した。

終戦後の社会不安による青少年の転落非行化を救おうと、東部青少年指導協議会が一月二十二日発足した。その年の七月PTAが発足した。

笹川町子宝会(会長 伊藤勝治)が十月十二日、橘小PTA(会長 石橋徳松)が十月十七日、東城では、八月二十八日に鈴木佐一氏を会長に東城小PTAが発足した。

橘小では、早速十月二十三日、小中学校、青年団連合の第一回秋季運動会を開催したが、PTA結成後、初の事業となり、特異な存在として注目をあびた。

笹川町図書館では石毛初江氏を図書館職員に委嘱、青年読書会を中心に、図書館活動が大きく浮び上ってきた。

昭和二十三年、神代小中合同PTAが結成（会長 木内勝男）され、石出小でも五月二十三日、保立誠一郎氏を会長に親師会が組織された。

また神代（团长 菅谷昇一）、橘（团长 多田忠洋）の青年団も相ついで結成され、活発な活動を開始した。

笹川町婦人会では、会長の林みつ氏が、戦後初の公選町議会議員に当選、バトンを矢部よし氏に渡した。橘婦人会は、四月十八日、各部落に児童生徒善導協議会を結成、八月二十六日飯田栄子氏を初代会長に選出する。

笹川町にはじめて社会教育係（卜部照角）が置かれた。

昭和二十四年、公民館が設置された。とは言っても、もちろん施設もない、いわゆる青空公民館であった。十月十八日、笹川公民館設置。館長は五十嵐丑松氏で小学校講堂があてられた。経費は一七万八九〇八円であった。

昭和二十四年六月一日、社会教育法が公布された。

同年十一月十五日、橘村公民館が誕生した。

同年十一月二十二日、笹川女子青年会結成された。

神代婦人会では、この当時、七五三、十五祝の簡素化運動がはじまり、また母親学級も開いている。内容は婦人衛生、食生活改善、育児指導、青少年の善導等である。

昭和二十五年の社会教育費の消費的支出の人口一人当たり経費を見ると、県平均で一七・七円であり、香取郡平均で一四・四円だったのに対し、神代村では四四・七円、笹川町が一四・三円、橘村が九・八円、東城村は〇・三円となっている。

昭和二十五年八月二十日、笹川子宝会は、笹川PTAと改称した。

PTA結成の遅れていた橘中学校では、昭和二十五年三月十五日、結成総会を開き、初代会長に飯田秀真氏を選任

した。

また、スポーツ面では、野球チーム「笹川スターズ」が結成された。

神代婦人会は、その顕著な活動と成果がみとめられ、昭和二十六年十一月三日、千葉県教育功労者として表彰された。

同年八月一日現在の笹川公民館の概要は次のとおりである。建物は併設で九五坪、兼任職員は一〇名、予算は二五万二八〇〇円、図書冊数二三一三冊、利用日数一八二日、利用者数二万六五〇〇人、主なる備品（幻燈、ラジオ、蓄音機）。

昭和二十七年五月二十八日、ひかり号第一号車が神代村役場前で図書の貸出しを行った。

笹川では、昭和二十七年四月二十九日、第一回巡回の運びとなった。この年、専任の公民館書記となった高橋邦夫氏が図書館事務が引きつがれ、同十一月三日、笹川公民館落成と同時に図書館は、公民館図書室となった。

橋村でも、二十七年五月六日、ひかり号ステーションを石出の橋村役場前に設置した。

東城村では小南と夏目に、それぞれひかり号の第一号車が訪れ、読書欲をみたした。

昭和二十七年八月二日、橋青年学級が八日間にわたって開講された。

私立笹川実科女学校を解体して、諏訪神社境内に建設されていた笹川公民館が同年十一月三日に落成式をあげた。館長、主事は引き続いて五十嵐、高橋の両氏だった。

最初に始められたのは珠算学習を中心とした少年講座だった。講師は向後清氏であった。

昭和二十八年、笹川町公民館では、青年学級が開設され、青年学級主事の高木義雄小学校長を中心に毎晩のように公民館に青年たちが集合した。この年から、毎年、青年学級で、キャンプを行うようになった。

この公民館前に、昭和二十八年六月、経費五万円で笹川小学校庭より図書館を移築、公民館事業の一環として公費

で賄われることとなり、公民館書記の石橋和子氏を図書係に任命し、ひかり号の利用と併せて読書活動が進められた。橋村図書館では、戦後、図書を相当焼却処分にしたが、当時橋村に疎開していた東京農大の我妻東策博士の力添えにより、昭和二十八年十一月二十三日、石出の保立信義氏を会長に、会員三〇名で青年ばかりの双葉読書グループが誕生した。毎月一〇〇円、会費を徴収して図書の購入費と会の運営費に当てた。

図書館と連携をとり、原則として本を廻覧し、月一回、我妻博士の指導により、生活のこと、農業のこと、また文学をテーマにして幅広い読書活動を展開した。当時購入された図書は六〇〇冊余りあったが、後に図書館へ寄贈された。

十一月二十六日、笹川町に、笹川児童文化会というサークルが誕生した。笹川町社教委議長だった多部田亥之助氏を中心に、子どもたちを楽しい遊び、美しい夢を与えようとディズニの巡回映画や童話、人形劇、手品などの巡回演芸会、五月五日の子供会など、昭和四十年ごろまで継続した。主なメンバーに、林康正、高木義雄、林秀雄、林春子、菅谷貞夫の各氏がいた。

昭和二十九年一月十五日、成人式が初めて挙行された。また東城青年学級が開設され、笹川青年学級もこの年、文部省指定実驗学級として、活動した。

しかし前年から同じく指定を受けて研究していた橋青年学級は、昭和二十九年二月二十三日橋小学校で公開研究会を開催した。

東城では、八月八日、東城村民体育大会を開催した。また橋では、この年、尚陵チームという野球のチームが結成され、笹川スターズと覇を競った。

昭和三十年七月二十日、神代村、笹川町、橋村、東城村の一町三村が合併した。

合併後、各公民館は、それぞれ、東庄町神代公民館、笹川公民館、橘公民館、東城公民館となり、神代公民館長に上代克己氏、笹川公民館長五十嵐丑松氏、橘公民館長に宮沢賢司氏、東城公民館長に鈴木幸次氏が就任した。

各団体でも、東庄町全体の連絡組織や一体化が進められ、東庄町連合青年団(団長 林大幹)、東庄町連合婦人会(会長 矢部よし)、東庄町PTA連絡協議会(会長 飯田秀真)など続々結成された。特に新しい組織として東庄町体育協会(会長 飯田秀真)が十一月十二日結成され、十二月四日には、体育協会結成祝賀体育大会(弓道、剣道、柔道、野球、排球、卓球、駅伝)が開催された。

昭和三十年一月十一日から十四日までの間、笹川青年学級の活動記録「雲の下の葦」の撮影が行われた。これに続いて、二月二日、笹川青年学級の公開研究会が開かれた。

昭和三十年八月十七日、笹川の遠藤泰山、海上三猿子、佐藤秋峰、神代の菱木向山の各氏が集まり同好の者の親睦を図り、俳句を通じての文化の向上を目的として双葉吟社を組織、句集『双葉』を三十六年七月二十日、活動を停止するまでの間、七〇号まで発刊した。

スポーツ面では、野球チーム「神代ユニオンズ」などが結成された。

昭和三十年八月十六日、東庄町教育委員会は、各公民館運営審議会からの推せん候補を含む二二名の社会教育委員、神代 戸村格、笹川 高木義雄、橘 成毛茂司、東城 向後彰各氏をそれぞれの青年学級主事に委嘱するほか、青年学級講師一六名、講師補佐七名を委嘱した。昭和三十一年二月二五日、町長を本部長とする東庄町新生活運動実践本部が発足、三月十九日東庄町新生活運動推進大会が開催された。八月には知事の視察があった。

四月には、県教育委員会より、総合社会教育研究指定があり、昭和三十一年度、三十二年度と二か年にわたる研究が始まった。

昭和三十一年六月二日、県立千葉第三高等学校(現千葉東高等学校)通信教育部と提携、東庄町通信教育講座が開かれた。

総合社会教育指定第二年目の東庄町では、昭和三十二年一月十五日、第一回合同成人式を笹川小学校で行い、以後、橘、東城、神代の順で、毎年、会場を持ち廻り、開催している。また、文化祭もこの年から全町合同で開催され、主会場として笹川から成人式と同様、持廻りで開催されるようになった。

三月二日、北辰一六ミリ映写機購入準備試学会が開催され、この年に、笹川、橘、東城の各公民館で一台ずつ購入した。神代公民館では二年遅れて三十四年、一六ミリ映写機を購入している。

昭和三十三年ごろは特に婦人学級の活動が顕著であり、八月十九日には、千葉県婦人学級活動研究会が笹川公民館で開催されたほか十月一日には婦人学級生の手記『田園の歌』一号が発行された。第二号は昭和三十四年六月一日に発行されている。

また、この当時、東城公民館では、鈴木幸次氏が中心となり「東城公民館報」を発行、新生活運動を中心とした総合社会教育のPRにつとめた。

二年間にわたる総合社会教育研究会の成果を発表する「東庄町社会教育研究会」が橘小学校で、昭和三十三年二月二十一日に開催された。

この時資料として配布された『田園の歌』第一号は、その後、数年にわたって、県下各地に同様な生活記録作成の旋風を巻き起こした。

県からは社会教育課大沢課長、そして関、成毛所長のほか講師来賓多数、全県下から七〇〇余名の会員が集まり盛會を極めた。

昭和三十三年十二月二十日、高等学校通信教育生の記録『成長』第一集発行。

四月一日付で鈴木幸次東城公民館長にかわって高橋正雄氏が就任した。高橋公民館長は早速、『東城文化』という機関誌を発行した。

昭和三十四年、皇太子殿下のご成婚を記念して、結婚衣裳を町の補助金で購入、各婦人会が管理して結婚式改善のPRにとめたので、町民はこぞって結婚貸衣裳を利用するようになった。

昭和三十四年十一月一日、千葉県教育委員会より東庄町青年学級は、教育功労者として表彰を受けた。

昭和三十四年十月一日、東城公民館長は、高橋正雄氏にかわって再び鈴木幸次氏が就任した。

昭和三十五年四月一日公民館合併

本館 旧笹川町役場庁舎

神代分館 旧神代村役場庁舎

笹川〃 笹川分館

橘〃 橘中学校併設

東城〃 旧東城村役場

また、これまで公民館図書室として分散してあった図書は一か所に集められ、携帯用文庫による貸出し、および各所に町独自の配本所を設置して、遠隔の人に不便をかけまいと配慮された。

三月三十一日付で、神代公民館長・星野長雄、橘公民館長・飯田秀真、東城公民館長・鈴木幸次各氏が辞任された。

四月一日付で東庄町公民館長には当時助役の五十嵐丑松氏が就任された。

この年は、公民館の合併による関係条例、規則の整備に力がそそがれた。

昭和三十五年十月六日、東庄町公民館は、婦人学級を中心とする視聴覚教育活動の成果が認められ、前年の神代中学校について文部大臣視聴覚教育賞を受賞し、副賞として八ミリ撮影機、八ミリ映写機を授与された。

昭和三十六年四月二十四日、これまでの青年学級に高等学校の通信教育を加えた新しい試みで、農業専門学級、家事専門青年学校が開講した。

図書室では、同年度、千葉県立中央図書館配本所に指定され、これまでのひかり号ステーション神代、鹿野戸、小南、夏目を廃止、それにかわるものとして、貸出文庫四〇個を部落へ長期貸出しすることになった。

昭和三十六年十一月二十六日、第一回町民運動会が笹川小中学校グラウンドで開催された。これも、慣例により順次地区まわりとした。

昭和三十六年十二月十三日、神代中、東城公民館と視聴覚教育文部大臣賞を受賞した東庄町に県視聴覚教育研究会が持込まれ、開催された。昭和三十六年六月二日、香取地区社会教育連絡協議会長に東庄町社会教育委員会議長飯田秀真氏が就任、三十八年五月二十九日の任期完了まで、郡下の社会教育振興のために尽力された。

昭和三十七年には県を中心に、青少年育成運動が盛んに行われ、本町でも健全育成運動が数回にわたって開催された。

四月一日に公民館図書室が独立して東庄町図書館となった。館長以下職員は公民館職員の兼務となり、図書館協議会もつくられた。

スポーツ振興法にもとづくスポーツ振興審議会、体育指導委員会もこの年条例化された。

昭和三十七年三月二十八日、仲内の仲良老人クラブが結成されたのに引続き、以下続々と各部落に老人クラブが結成されていった。



これにひきかえ、青年団、婦人会は役員になる者がいなくなり、特に青年団は、昨年から、地区団もなかなか組織されず、ある地区では部落の分団長の互選によってかろうじて生命を保っているといった状況である。

昭和三十八年二月五日、NHKより放送研究用として一九インチ白黒テレビが寄贈され、特に高校通信講座の自習教材として利用された。五月十五日、青年学校キャンプ用としてテント六張(約三〇人収容)が購入され、以後、毎年、多くの青少年によって利用されている。七月十五日、農協、普及所、役場産業課と協力して、第一回成人大学教養講座が開講され、また、有線放送を通じて、放送農業学校も実施された。

八月五日、郡民体育大会野球の部において東庄町選抜チームが優勝した。

十月一日、青少年健全育成運動の一環として打ち出された青少年相談員が本町でも三二名委嘱された(初代会長滑川正雄氏)。

昭和三十九年三月一日、神代平山の小林利一氏の尽力により、俳句大会が盛會裡に笹川分館で開催された。

第二回成人大学講座は、東京農工大学の全面的な協力を得て、七月十日開講式をあげた。近藤農学部長、豊沢文理学部長を初め、大谷省三教授など著名な学者が入れかわり講義し、農民と膝つき合せて理論と実際について話し合った。また県の保育専門学院と栄養専門学校との協力を得て、七月十三日に成人学校栄養と料理講座を開講した。

昭和三十九年六月二十日、図書館の利用者呼びかけて第一回読書会を開催した。

同年七月、つばき読書会誕生、八月十二日、東庄町読書会連絡協議会発会式を第一回読書会と兼ねて開催し市川市立図書館長、県立中央図書館より大岩課長を招き、読書会の持ち方などについて指導を受けた。

これを契機にポプラ読書会、若草読書会や堤読書会が期せずして誕生、これらをまとめて常世田元吉氏を会長に、会員は一四八名の多きを数えるにいたった。この読書会を基盤に、町内二六か所に移動文庫ステーションを設け、月々図書との交換を行ってきた。

十二月十二日「笹川の神楽」を東京上野の文化会館において多数の文化財専門家を前に上演した。

昭和四十年五月二十日、役場庁舎新築のため、公民館本館事務所を笹川分館に移転した。

五月二十四日「笹川の神楽」が県無形文化財に指定された。

七月六日～八日、町青少年相談員の宿泊研修が国立青年の家等で行われ、以後毎年実施されている。

八月二十六日、郡民野球大会に干潟町チームをやぶって、東庄チームが優勝した。

十一月には、東庄町読書会が「一戸一冊運動」を実施、千数百冊にのぼる寄贈図書が、図書館に寄せられた。

昭和四十年二月七日、東庄役場新庁舎完成。

昭和四十一年三月十五日、青年植樹祭に、町青少年相談員は、香取学園にて植樹を行う。

六月五日～十八日、八木山前山遺跡の発掘調査が立正大学丸子助教授の手により行われた。七月十八日、笹川家庭教育学級、八月十八日、東城家庭教育学級がそれぞれ開設され、新しい成人学級の中心となって行われた。

昭和四十二年六月二十日、橘家庭教育学級、七月七日、神代家庭教育学級が開講され、この後、各地区一学級、計四学級が毎年開設されている。一月十五日、成人式において初めてフォークダンスを取り上げる。

五月三日～十五日まで宮本刑部古墳の発掘を行う。四月、青少年相談員渡辺藤夫氏が団長となり東庄町青年団を創設。

昭和四十二年八月、ひかり号の廃車になったのをゆずり受けて図書館に固定し、児童図書を一括して配架、子供の図書館として開館した。

九月二十九日、県旗リレーが実施され、本町からも、多数の青少年がこれに参加した。

十二月十八日、文化財審議委員委嘱後、初めて会合、会長に飯田秀真氏を選任した。

昭和四十三年五月三日、東城小学校講座を開講す。県立中央図書館よりの指定により、東庄町PTA母親読書セン

ターが、笹川PTAに開設され、町立図書館とPTAの成人教育の新しい結びつきとして、注目された。

九月三十日、香取栄三教育長が退任した。

十一月、千葉県立中央図書館新築記念事業として、『千葉県図書館史』が刊行され、「東庄町図書館史」も収録されている。

十一月十日、東庄町ライオンズ・クラブ(会長 五十嵐丑松)が結成され、教育委員会へ社会教育用広報車としてライオンを一台寄贈された。これは、その後、ひかり号にかわる町内図書配本車として、また、社会教育講座の講師送迎その他視聴覚教材の運搬等、はかりしれない貢献をしている。

昭和四十四年一月十五日、昨年までのフォークダンスにかわって成人式には、成人該当者の記念文集が発行された。一月二十五〜二十六日、スケート教室、二月二日からの毎日曜日のダンス教室、六月十五日は野球審判講習会など、一連のスポーツ教室が実施された。

三月二日、東雲社、橋香吟社、双葉吟社などばらばらに開催されてきた俳句のサークルを町一本にまとめて、東庄町俳友会が結成された(会長 遠藤三左男)。

昭和四十四年二月、このころより公民館の岩根主事の指導により東庄町短歌会の会則を作り東城分館において、発会式を挙行(会長 村田利長)、その後例会、吟行会、年刊歌集なども発刊して研修を続けている。会員五〇余名であった。

五月十九日、小見川、山田、干潟、東庄の四町による香取郡東部視聴覚教材センター協議会が設立された。

十一月六日〜八日、県文化財専門委員海老名雄二氏、県文化財顧問平野元三郎氏を講師に、町文化財審議委員が町内の文化財調査を実施。十二月七日、東庄町青年団による第一回青年祭が開催され、以後、毎年開催されている。

昭和四十五年一月三十日、県史編さん室より係員来町、町内の板碑を調査する。

二月七日〜八日、町農業祭に、鉄牛禅師展と婦人会の生活改良展を併催した。

二月十五日、町青年団による、第一回駅伝大会が開催された。

三月二十五日、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員合同による、県内社会教育施設を見学する。

四月八日～十日に行われた東大社神幸祭は八ミリによるカラー撮影により記録、各部落の老人クラブなどで上映し、好評を博した。

七月五日、スポーツテストの実施ならびにバレー、サッカーのスポーツ教室を開講した。

八月三日～六日まで登山教室が開催された。

七月二十六日、郡民体育大会野球の部において優勝した。

八月二日、郡民体育大会において初めて総合準優勝した。

七月五日、書友会(会長 遠藤三左男)が発足した。

昭和四十六年二月五日、香取海匠家庭教育研究会を笹川小学校において開催した。

二月十六日～十九日、町内中近世遺跡調査実施。

三月十六日「東大社神幸祭の記録」八ミリ映画が県自作教材コンクールにおいて優秀賞を受賞した。

七月十一日、河川敷に造成中の町民運動場(野球場一面)が完成し、使用が開始された。

八月十～九月二日、羽計古墳群の発掘が行われた。

九月七日、二五号台風猛威をふるう。災害のため、町民運動会、七つ祝合同祝賀会などの社教関係行事がすべて中止された。

十一月七日、十四日青年読書会の活動状況が千葉テレビで放映された。

さらに、青年学級職員名簿(昭和三十年八月発令)、各小・中学校の歴代PTAの会長、歴代青年団長、歴代婦人会長、を示すと第19～22表のとおりである。

第19表 昭和30年 8月16日発令 青年学級職員名簿

	神代青年学級	笹川青年学級	橘青年学級	東城青年学級
青年学級主事	戸村 格	高木 義雄	成毛 茂司	向後 彰
青年学級講師	飯田伝一、野口博、菅井佳澄、高山隆	石橋長男、高橋邦夫、鶴野昇	鎌形玄一、石毛豊、渡辺不二夫、渡辺信綱、高木繁蔵、土屋満	高森正雄、鈴木幸次、関亮三
青年学級講師補佐	星野長雄	寺本東、高木積善、林大幹、多部田亥之助		小沢庄也、往光光正

第20表 歴代PTA会長名簿（昭和期）

年度	町連合	神代小・中	笹川小・中	石出小	橘小	橘中	東城小・中
22			伊藤 勝治		石橋 松蔵		鈴木 佐一
23		木内 勝男	石毛 光全	保立誠一郎	〃		和泉辰之助
24			〃	菅谷清太郎	〃		鈴木 熊蔵
25			遠藤 良夫	〃	〃	飯田 秀真	〃
26		宮崎 忠雄	〃	〃	〃	〃	〃
27		吉田 守	多部田 亥之助	伊井 存	宮沢 賢司	〃	〃
28		菅谷 誠造	岩田 利之	〃	石橋準一郎	〃	〃
29			〃	清水 精	田谷 松雄	〃	永島 俊一
30	飯田 秀真	伊藤 要平	林 弥太郎	〃	遠藤 卓治	〃	〃
31	〃	〃	〃	宮内 留吉	〃	〃	青野 虎三
32	〃	〃	高木 正夫	〃	石毛 惣左衛門	〃	鈴木 繁勝
33	伊藤 要平	〃	〃	郡 保太郎	〃	越川 倅蔵	〃
34	〃	〃	岩田 利之	〃	山本 徹夫	〃	鈴木竜五郎
35	越川 倅蔵	菅谷 重雄	〃	小林 猛	〃	〃	〃
36	〃	〃	宮崎 庄治	〃	〃	〃	宮口 重雄
37	〃	山中 昌一	林 秀雄	〃	〃	〃	〃
38	小林 猛	〃	〃	〃	山内 虎彦	〃	鈴木 正雄
39	〃	〃	〃	〃	〃	石毛 惣左衛門	〃
40	山中 昌一	〃	土屋 濟	池田幸次郎	〃	〃	青野弥之助
41	土屋 濟	細川 勝義	〃	〃	多田 和夫	川口 由松	高木 利雄
42	〃	〃	〃	柳堀 忠男	石橋 敏雄	〃	小沢 宏
43	石橋 敏雄	高橋 克忠	林 広茂	〃	〃	野口 勸司	河連秀太郎

44	野口 勘司	高橋 克忠	林 広茂	柳堀 忠男	高安五三郎	野口 勘司	宇ノ沢正雄
45	"	大根 義夫	"	林 忠一	"	"	飯田 俊一
46	林 忠一	"	石津 長作	"	山野辺 巖	石毛 秀	高橋 清興

年度	町 連 合	神 代 小	笹 川 小	石 出 小	桶 小	東 城 小	東 庄 中
47	林 忠一	大根 義夫	石津 長作	林 忠一	山野辺 巖	板橋 敏雄	石毛 秀
48	石毛 秀	宮崎 雅夫	土屋 嘉治	"	小林 惣一	鈴木 繁義	"
49	"	"	川嶋 定治	"	岩瀬 幸治郎	飯笹 康雄	"
50	"	高橋 徳次郎	林 寛躬	大柳 二郎	飯田 貞治郎	宮沢 喜久男	"
51	高橋 徳次郎	"	宮崎 弘之	常世 田 健	遠藤 昭二	香取 房義	"
52	"	大根 健一	吉沼 実	"	宮沢 栄作	山田 岑生	高橋 徳次郎
53	常世 田 健	"	大網 政夫	"	山本 宣雄	加瀬 松夫	"
54	"	宇佐美 賢	野口 俊男	"	飯田 博志	長瀬 八郎	飯田 寅次郎
55	飯田 寅次郎	"	市橋 直衛	"	伊藤 正夫	向後 秀則	"
56	向後 秀則	宮崎 正吾	神岡 鬮志	大柳 義雄	飯田 武士	"	多田 康之助

第21表 歴代青年団長名簿

年度	町 連 合	神 代	笹 川	桶	東 城
		上代 隣五郎 明治41年~	多田 慶次郎	小沢 乙司郎	青野 勝之助 明治42年~
		高木 信太郎	石毛 嘉三郎	岩田 敬蔵	向後 積善 大正2年~
		吉田 知三 昭和3年~	野口 寛	高島 実	香取 茂兵衛 大正6年~
		向後 省三 昭和5年~	五十嵐 丑松	郡 保太郎	高橋 正雄 大正11年~
		菅谷 淳三 昭和7年~	林 巖		椎名 武治 昭和2年~
		向後 省三 昭和8年~	内田 毅		山本 貞太郎 昭和3年~
21			高橋 修司		銀木 幸次 昭和6年~
22			岩田 利之		辺田 豊治 福間 廉
23		菅谷 昇一	石毛 貞雄	多田 忠羊	布施 安衛
24		菅谷 肇	林 忠雄	渡辺 克己	岡野 武
25		宮内 篤一	林 秀雄	高安 五三郎	河連 秀太郎
26		上代 光祐	"	石毛 敏雄	鎌形 敏夫
27		上代 和男	林 忠雄	大柳 二郎	"
28		花香 幹	林 大幹	柳堀 文助	鈴木 学之
29		高野 基二	林 広茂	清水 太一	笹本 新隄

30	林 大幹	小林 利一	林 勇	宮沢 勇	和泉 忠夫
31	林 秀雄	"	林 正信	永井 寛	掛巢 金次
32	"	高安 儀平	川島 政一	越川 俊治	
33	林 毅雄	岡田 直弥	鈴木 松之助	林 毅雄	板橋 敏雄
34		宮崎 雅夫		山本 宣雄	飯笹 康雄
35	多部田 宗司	渡辺 保一	多部田 宗司	"	石毛 哲夫
36		宮内 整一	野口 俊男	小林 初太郎	鎌形 英雄
37			土屋 嘉治	石毛 恵三	鈴木 孝雄
38				林 一	青野 晴男
39		(石井 正夫)		清水 政彦	(鎌形 武勝)
40		(山田 颯司)	(越川 総治)	高嶋 儀一	(小和瀬 清)
41		(原 勇吉)	高木 幸一	飯田 武男	(鈴木 健夫)
42	渡辺 藤夫	高木 武男	磯山 武弘	高野 宏	(菅谷 義夫)
43	上代 義正	堀江 元治	野口 一男	山本 安平	
44	宮崎 正吾	高橋 与忠	大網 信一	青柳 文男	掛巢 昇
45	荒木 実	藤ヶ崎 政春	横田 義弘	青柳 秀雄	青野 富男
46	高木 良寿	高橋 渉	高木 利昌	柳堀 幸雄	鈴木 健
47	横田 隆男				
48	飯田 健一				
49	伊藤 彰治				
50	渡辺 恒久				
51	郡 光胤				
52	掛巢 昭				( )は公民館より 選定されたもの
53	海宝 正一				
54	高橋 美之				
55	押山 長司				
56	青柳 俊一				

第22表 歴代婦人会長名簿 (昭和期)

年度	町 連 合	神 代	笹 川	橋	東 城
			多田 隣子	石橋 秀子	岩瀬 りん
			五十嵐 よね	宮沢 かね	
			林 みつ		
19		野口 喜久	"	宮沢 かね	高橋 くら
20		"	"		"
21		"	"		"
22		"	"		
23		"	矢部 よし	飯田 栄子	

24		野口 喜久	本多 貞子	飯田 栄子			
25		"	"	滑川 のぶ		往古 さわ	
26		"	多田 佐多子	"		鈴木 けい	
27		"	林 春子	"		和泉 せつ	
28		多田 なほ子	"	"		向後 しも	
29		"	矢部 よし	"		往古 さわ	
30	矢部 よし	"	"	"		"	
31	"	穂野 しん	林 てい	横田 かつ		青野 勝子	
32	"	"	"	"		荒木 たま	
33	穂野 しん	椎名 いの	石毛 とく	小林 マツ		塙 なか	
34	"	"	"	"		駒田 なか	
35	青野 勝子	宮崎 愛子	"	青柳 みち		岡野 桂子	
36	"	"	宮崎 あえ	"		平野 キク	
37	"	"	"	高嶋 みつ		鈴木 なか	
38	鈴木 トモ	伊藤 よし	白鳥 なつ	"		"	
39	"	"	"	"		鎌形 アリス	
40	"	高安 とく	佐藤 静	清水 トク		"	
41	"	"	"	"		高木 嘉子	
42		大根 文江	小早稲 アサ	石橋 きく		香取 けい	
43		菅谷 きよ	鈴木 こう	"		"	
44		岩瀬 もと	石毛 八千代	岩田 允子		鈴木 やす	
45		上代 ひさ子	"	"		高橋 妙子	
46		滑方 こう	五十嵐 文子	野口 ウメ		山本 せつ子	
47		"	"	"		荒木 和江	
48	五十嵐 文子	堀江 コト	岩瀬 益子	早野 清		斉藤 美喜子	
49	"	菅谷 ゆき	"	高橋 桂子		飯田 とく	
50	"	吉田 和子	小川 絹子	山野辺 きみ		"	
51	"	椎名 光枝	"	清水 満江		鈴木 ヨ子	
52	"	菅谷 桂子	林 すみ子	柳堀 マス		稲田 久子	
53	堀江 コト	飯田 欣江	"	清水 タツ		和泉 とく	
54	"	小林 とく	増田 豊子	保立 育枝		宮沢 睦子	
55	斉藤 美喜子	渡宮 さと子	"	岩田 春枝		岡野 チカ	
56	"	高安 子秀	梶山 きよ	石毛 スエ		青野 充子	



## (四) 民主政治への努力

### 1 新しい民主政治の実現をめざして

昭和二十年八月十五日を境にして、日本は大きく変化した。

ポツダム宣言を受諾した日本は連合軍の統治下において民主国家として再出発することが課題であった。民主的であるかどうかが当時のものごとを決める判断基準であった。

その基本的な規定が「日本国憲法」であり、明治以来の「大日本帝国憲法」にかわり、民主国家日本の進路を示すものとして当時の人々の目をみはらせた。その内容は「国民主権」とか「基本的人権」とか「男女同権」また「戦争放棄」など、これを知った人々は日本がどのように変わるのか、どのような過程をへてこのようなことが実現できるのか、戦後の混乱と生活の苦しみのなかで不安と期待の相半ばする目で現実をみつめていた。

ひとつの例を戦後「日本国憲法」の施行とともに実施された選挙でみてみよう。従来選挙は、明治期には、「制限選挙」といって、税金をいくら以上納入する者とか、女性は政治に参加することを認めないなどという内容の制約があった。これに対し大正時代以来「普選運動」とか「婦人参政権運動」など、このような制約を打破する運動が展開され、制約がとかれていくが、婦人参政権などについてはこれを徹底的に改革する動向はなかった。

しかし、戦後、日本の民主化ということから、真先にこの制約がはずされた。それは突然何の犠牲もなく(もっとも戦争という大きな犠牲を払ったという考えもあるが)権利が与えられる、という現実であった。戦後はこれまでは疎外され

第23表 東城村における選挙の実態

昭和22～23年

年 月 日	選 挙	有 権 者		投 票 者		棄 権 者		備 考
		有 男	有 女	投 男	投 女	棄 男	棄 女	
昭22. 4. 30	千葉県会議員	921	996	711	571	165	395	
	衆議院議員	803	953	696	561	107	392	

ていた婦人にも投票権が与えられた。当初のころの選挙は、統計もあまりそろっていないため十分ではあるが、旧東城村の役場資料をみると第23表のような結果があらわれた。自分たちの身近な県会議員の選挙においても棄権者数は女性が男性の二倍近く、まして衆議院議員の選挙では、女性は男性の三倍もの棄権者数を示している。

戦後のこの時期千葉県でも婦人代議士や婦人の村長などが出現したが、これらはあくまでも表面にあらわれた部分で、そのことがあったから、千葉県全体の女性の意識が高まった、というわけではなかったことを、この東城村のデーターが、よく示している。これは単に東城村のみの現実ではなく、千葉県全体の傾向であったことは、次に示した、千葉県、千葉県会議員選挙管理委員会が県下各戸に配布した棄権防止のビラによく示されている。

これをみてもわかることは、前回実施された選挙で千葉県は棄権率が一番多く、そして婦人の投票率が悪かったことを、直接指弾はせずに「配給よりも大事な選挙をお忘れなく」としているあたりおもしろい表現である。当時直接婦人に対しその問題を指摘するようなことをすれば、占領軍の軍政部からすぐ注意される時代でもあった。

しかし、すわっていてころがりこんだ権利は、自分たちがかちとったものとは違い、その価値の認識が低いことは、現在の私たちへも引き継がれているのではないかと思われる。

また国や県の政治と併せて、自分たちの住む市、町村における首長も住民の選挙で選ばれるようになった。これは地方において、それまでの政治における有力者の存在がまことに大きなものであったのに対し、もうひとつ住民の選挙による意志表示というものが加わり、このような立場にある

◎四月選挙の皮切り。自分達の手で自分達の知事、市長、町長、村長を選び出す大事な選挙。

◎棄権などは以ての外、何をおいても當日は投票所へ。

◎殊に婦人の方々。配給よりも大事な選挙をお忘れなく。

## 四月五日は知事、市長の選挙

◎去年の衆議院議員の選挙のときは千葉縣が一番棄権率が多かつた。

◎婦人の投票率もよくなかつた。

◎皆さんの手で皆さんの不名誉をこりかえして下さい。

◎新憲法第九十三條第二項

地方公共団体の長、その議會の議員及び法律の定める其の他の  
吏員は、その地公方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

千葉縣

千葉縣會議員選挙管理委員會

### 棄権防止のピラ

人びとの、平素の言動が重要な意味をもつようになったのも、戦後のひとつの特色ともいえよう。

一方、戦後は地方自治というもののへの考え方が根本的に変つた。従来の地方自治は中央政府の意志実現、「上意下達」のシステムでまとめられていたが、占領軍は、そのようなものが日本を全体主義国家へと導いた根元であるとして、地方行政はその視点を大きく変化させた。いわゆる「地方分権」という方向が定められ、戦前の「内務省」を中心とした中央政府機関のコントロールはなくなつていった。しかし、このことは一方では、官庁の事務処理上の効率にいろいろ問題が出てきた。地方の村や町で道路や河川や橋など地域住民の身近な問題で、国の財政支出と関連をもつようなことがらに関して、その対応は複雑なものに変化していった。

良い面では国のためという犠牲を強いられることなく可能な限り地方の力で自分たちの希望を実現することができるようになった。

地方自治の中心的存在は首長(県知事、市町村長)であり地域住民の選挙によってこれらの人々が決められるようになった。自分と自分の住む地域の人々によってきめられた首長の存在と責任は戦前にも決しておとることなく、むしろそれ以上に重要なものとなってきた。

また戦後、民主政治の確立をめざし特色づけられるのは、首長の存在とともに議会の重要性である。戦前までの首長優位から議会と首長を平等に位置づけ、首長の行政執行に対する承認を与えるほかさらにさまざまな権限が付与され、住民サイドにあって首長の行政に協力し、また独走した場合にはこれをチェックする機能をもつようになった。

戦後各地域の住民によって選ばれた東庄町の前身旧四町村の町・村長、議会議長名は次のとおりである。

神代村長	野口 博	議長	木内 勝男
笹川町長	五十嵐丑松	同	高木 卓美
橘 村長	羽計 晟	同	柳堀市太郎
東城村長	鈴木 佐一	同	佐久間豊七

## 2 やまぎよまな改革

### (1) 警察制度

戦前の警察は軍国主義の手先となつて、日本が海外へ進出する上での重要な一翼を担ったというはなはだ一面的で、マイナスの部分だけしか見ない見解もかなりあつた時代があつた。戦後の一時期、このようななかで警察は国民

のために在る「民主警察」へと制度、組織の改革がすすめられた。これはいわゆる警察に対する地域住民のイメージ転換ということだ。「オイ・コラ警察」から地域住民の暮しの安全を守る警察へと、脱皮をはかろうというもののである。

そのひとつとして、実現したのが自治体警察と国家地方警察という警察の二本だて制度である。これは組織を二分化しておくことが、まとまりをなくさせる最良の方法と考えた占領政策が生み出したものともいえる。警察が「迷子」や「道案内」だけをしているなら二分割しても三分割しても支障はないかも知れないが、警察の仕事にはもっと厳しいさまざまな現実が存在し、それらに対応するためには、組織の集約化こそ重要なことであるとし、結果的には「民主警察」を象徴する二本立て警察制度は廃止され、従来どおり一本化されるようになった。

本町においても昭和二十二年発足時から二十六年六月警察法が一部改正されるにともない同年十月一日に笹川町の自治体警察は廃止され、小見川地区警察署（後に千葉県小見川警察署）に統合された。

当時笹川町町議会議員高橋修司氏の日記は、廃止される自治体警察の様子をよく記されているのでこれを一部引用してみた。

日記

昭和二年六月二日 晴

今日は貞明皇后様の御大葬の日である。（中略）署長室（笹川）で警察法の改正による町の財政事情と自治署存廃問題について語り合う。

同 六月二九日 曇

夕方読売新聞の記者が来て自治体警察存廃問題について私の意見をききたいとのことだ。町財政からする存廃問題は笹川の現状としては平衡交付金が極度に削減されない限り存続することが良いと考える。警察が民主化されて、自治警察が親しみある住

民の保護者となっているので存続を希望、地方ボスに支配され易い欠点は、住民の監視を強くし立派な公安委員を選んで正しく運営すれば是正できる。とにかく改正後日が浅いのもう少しやらせてみながら存廃論を研究したいと答えた。

同 七月一四日 曇

午前九時から町議会の全員協議会が開かれ、先に自治警察存廃問題が取り上げられ大木署長が存置を有利にする説明をすれば、県議の林巖氏が廃止の後について説明し、その上、県公安委員の多田庄兵衛氏も廃止後についての質疑に答えたが、あんに相違してその割に廃止の声も出ず、慎重を期すべしとする意見が強かった。

同 七月二三日 晴

午前中町議会総務委員会があり町村合併問題等を協議し更に警察委員会に各委員長が加わって自治警察存廃問題を討議したが結論が出ず、結局来る二六日に各委員長が代表し、県の警察隊長と折衝してから態度を決めることになる。

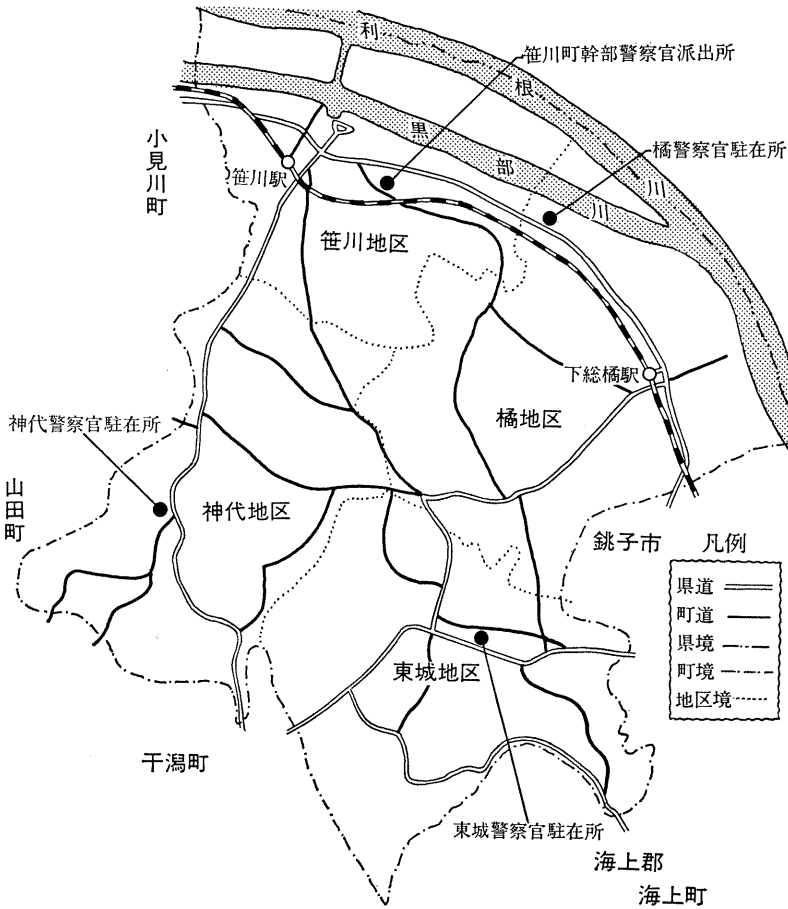
同 八月二五日 晴

(前略)自治警存置派から公民館に集るようにとの連絡があった―参加せず。一方、諏訪神社境内では祭礼の為、清掃に出た人々に対し土屋町長と林県議、五十嵐老公の三人が選挙の啓蒙といって演説したとのことで、自治警存廢の選挙運動がいよいよ激しくなった感がある。午後三時からの小学校講堂における公聴会は廃止代表としての町長の勉強不足はかえって存置派の一方的な質問に終る。

この後、自治警察存廢の問題は住民投票の結果多数が廃止に賛成し、笹川町の自治体警察は廃止されることになった。

九月三日夜、高橋氏は多部田、大後、林の三氏とともに大木署長を訪問しいろいろはなし合い、九月二十五日、自治体警察、笹川町署は解散式がおこなわれた。

これにより、笹川町域は小見川警察署の管轄下に入った。



第6図 東庄町における駐在（派出）所の位置

戦後の本町関係の警察の変遷は次のようにまとめることができる。

昭和二十二年十一月二十七日

警察法の実施により小見川町、笹川町には自治体警察署が設置され、国家地方警察小見川地区警察署の管轄は本町関係では橋村、東城村、神代村で、他に一一町村が管内にあった。

同 二十六年十月一日

自治体警察の廃止に伴い小見川署の管轄に本町関係の旧四町

村がすべて含まれた。

同 三十年四月十日

町村合併促進法により小見川署管内は、小見川町、山田町、笹川町、于鴻町、橘村、神代村、東城村となる。

同 三十年七月二十日

町村合併により小見川署管内は、次のように変更されて

小見川町、山田町、于鴻町、東庄町となった。

現在の本町内の警察配置（第6図参照）

○笹川町幹部警察官派出所（東庄町東町）

○神代警察官駐在所（東庄町東和田）

○橘 警察官駐在所（東庄町新宿）

○東城警察官駐在所（東庄町小南）

## (2) その他の改革

昭和二十年八月十五日をさかいとする戦後のうつりかわりの中で、それ以前とは違ったものといえ、ある人はすべてが変ったというし、ある人は根底は変わらなかったという。

いずれも主観とか視点の相違ということになる。また都市生活者と地方在住者では、環境による受けとり方に相違もあろう。ここでとりあげる改革は主として制度的なものであるので、それによって考えていこうとしているものである。

戦後日本は、アメリカを先進国として、アメリカの諸制度にならって改革がすすめられたといっても過言ではない。そのプロットは「民主主義」の実現ということにほかならない。



教育では、教育委員会制度、先にあげた警察では公安委員会制度、地方自治では住民に選出された議員と議会の重視などがあげられた。憲法では基本的人権の尊重、男女同権、婦人参政権など、それまで多くの進歩的活動家といわれる人々が先に立って求めていたものが戦後の日本では一度にスコールのようにならなからふりかかってきた。

そのため、一般の人々はなにがなんだかわけのわからないうちにいろいろな権利を手にならした。

このようなことが、戦後すでに三〇年以上にもなるが、「民主政治」に関する日本人の意識の低さとして批判されている根底に存在しているように思われる。ここに戦後の日本の民主主義「さし木論」が展開されるのである。つまり「さし木」と同じで肝心の根がないということを評しているのである。しかし「さし木」でも育て方によれば根を出し、芽を出し花も実もなるであろう。戦後三〇余年間ずっと保持されてきている民主政治は、昭和五十六年春に実施された千葉県知事選挙のように投票率二五％、全国最低という事実をとおして見る限り「民主政治に厭きた」という危険な状態に立ち至っているともいえよう。戦後政治の改革は三〇年以上を経て実を結んでいるかどうか大きな問題である。

戦後の私たちのくらしの上にもたらされた改革も見逃せないもののひとつである。日本に進駐してきた連合国軍の大部分は、アメリカ軍であったため、自然にアメリカ流合理主義的なものの方や考え方がいきわたった。日本人がとかく大げさに考えやすい「冠婚葬祭」にしても、簡素化をはかることが新生活運動の一環として強調され、これに不満を唱える人に対して「アメリカでは……。」ということばがよく用いられたのも、この戦後の時代のことであった。そして公民館などが各地に建設され、新生活運動に関する講演会が開催されたりした。

しかし、戦後の一時期はこれで新生活運動がかなり効果をあげるかにみられたが、日本が経済的に復興してきて、池田首相の所得倍増論が登場してくるあたりから、再び「冠婚葬祭」にたくさんのお金をかける風潮がわきおこった。

このようにみると終戦とともにスタートしたさまざまな政治上、社会生活上のいろいろな改革がみられるが、果たして、成功し、新しい風潮がわきおこったかという点になると疑問が多い。ながい間、ごく自然に、人々にしみついていった風潮は、なかなか改めにくいし、勇気も必要であることを感じさせられる。

## (五) 農業組織の変革

### 1 農業協同組合

戦後日本を統治したGHQ(連合軍最高司令部)は従来の農業会を全面的に廃止し、農業協同組合を設立するように指示した。

すでにGHQは日本の農村の現況と、対処すべき問題点として「農村の過剰人口問題」、「小作制度」、「農民負債の問題」、「農業金融の問題」、「農業団体の権力統制の問題」などをあげており、これらの根本的対応策のひとつとしてすでに「農地改革」を指示した。農業協同組合設立というのは、この農地改革によって解放された土地が再度新勢力下に組みこまれることを防いで、農民が協同して自分たちの利益を守っていくことができるような団体づくりをめざしたもので、昭和二十二年十二月十五日農業協同組合法が施行され、いわゆる「農協」が発足した。

本町でも神代、笹川、東城、橋の旧各町村単位に農協があったが、東庄町になってから合併し、青馬の東庄町役場中央支所の中に農協本所を置いた(三十九年七月)。その後一年余を経て、旧東城村農協の所在地に東庄町農業協同組合本所が設置され、ほかに神代支所、笹川支所、橋支所があり各地の農業生産活動の中核的機能を果たしている。

本町は農業を生産活動の主体としている地域であるので、町役場いわゆる行政サイドとの緊密な連絡を保持しながら農協の運営プランを樹立していくことが求められている。東庄町農協の主体事業は農業生産の振興であるが本町の場合、東庄町農政懇談会という組織があり、町役場側六名、農協側六名のメンバーからなりたっていて、本町の農業の推進とその発展について協議するようになってい

る。

このような成果は、東庄町農協の「協同活動第二次三ヶ年運動」などに具体的にあらわれている。この基本目標をみると三点に集約されている。

1 組合員の営農と地域の農業を協同活動により再編、確立する。

2 組合員の健康で、ゆとりある生活を協同活動により実現する。

3 組合員の主体的な協同活動にもとづく農協運営を徹底する。

この運動は昭和五十五年一月一日から昭和五十七年十二月三十一日までの三か年間にわたって実施されつつあるものであるが、この目標の下に協



東庄農協本所



神代支所



筈川支所

同活動の実行計画をたて特に本町の農業振興の焦点ともなるべきものを「転作」、「畜産」、「健康」、「経営」の四点にしぼり事業を推進している。

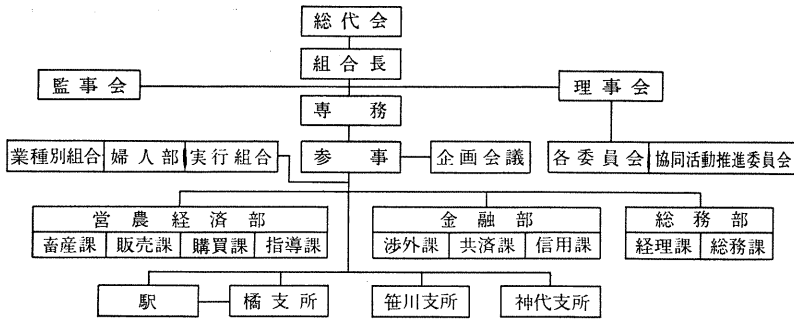
戦中の昭和十八年にできた中央農業会の下部組織としての町村農業会と対比してみると、農業会が生産活動の管理的機能をもっていたことと大變な相違があることに気づくであらう。

また農業の特色を考慮に入れて、農協は「単位農業協同組合」と「専門農業協同組合」に分けてみることができる。前者は一人以上の組合員で設立することができ、後者は特定の農産物の販売事業をする場合に組合員により設立されるものである。

農協の組合員とは一般に「正組合員」といい、一反歩以上の土地を耕作し、年間九〇日以上農業に従事する人を基礎資格としているが、これはあくまでも基本であり、農業のように地域、環境により差異の大きい産業の実態をふまえ、たとえば都市近郊の場合は五畝や三畝と耕作地の所有基準



橋支所



第7図 東庄町農業協同組合の組織

をひきさげたり、農業に従事する日数も六〇日にするなど工夫している。またこの正組合員以外の、組合員の資格がないが農協の事業を利用したいとか、事業の配当をうける権利をもちたいという人々には、「準組合員」の資格が与えられる。

また農協の特色を示すものに「信用事業」がある。これは銀行や郵便局（貯金）の代行の機能を果たすわけであるが、これらの機関と根本的に異なることは、組合員のうちの余裕のある者が貯金して、必要とする者が借り出すというシステムをとっていることである。

このほか共済事業をも営み災害、老後の年金問題への対応なども含み、さまざまな事業が施行されている。

このような事業のなかでもっとも珍らしいものとして東庄町農業協同組合が全国に誇れるものに、「下総橋駅」の運営がある。日本全国で農協が「駅」を運営しているのは二、三のご



農協で経営する「下総橋」駅



国鉄「しもうさたちばな」駅出札光景

く限られたものであるといわれている。千葉県内では此処だけである。現在赤字に悩む国鉄が赤字路線を廃止すべく全国的に検討を行っているが千葉県では木原線が対象になっている。規模は異なるが、「きりかえ」の素早さ、対応の適確さという点では、ひとつの先行的な試みであろう。農協が「駅」を運営したから赤字がなくなるわけではなく、現在でも赤字は農協の負担となっているが、それ以上に大切なことは、「下総橋駅」で降り降りする人々の安全と利便さであろう。

このように本町の農業協同組合は、地域の特性と結びつきながらも、さらに特色ある活動を展開している。

今や農業は永年の習慣や経験だけの上にとっかかりと腰をすえている時代ではなく、時の動向や、技術を生かし「利益をもとめ行動する」農業へと転向せざるを得なくなっている。この中核で農協の果す使命は大であることが認識されてきているのである。

現在東庄町農協は正会員一、八一九人、準会員三七四人（昭和五十五年十二月末日）をもつ組織として発展しつつある。

## 2 農業団体の活動

東庄町は千葉県の北部台地と利根川低地帯の一面を占める地域で、年平均気温一四・九度、年間降水量一、五四八・四ミリメートルで、この自然条件下に水田一、四八〇ヘクタール、畑八八一ヘクタールがあり、農家一、七九八戸が存在する。この農家の粗生産額は七二八、七〇〇万円、農業所得三四九、五〇〇万円を得ている。

この地域の農業のプロットは水稲を基幹とし野菜や畜産で農業経営の伸展を計る農家が多い。

したがって農業生産技術の向上や、生産物をより有利な流通機構の中に組み入れて収益アップをはかるためにも、農家が個々にはたらしきかけるより農協や町単位で団体をつくり、それを効果的に機能させるよう工夫がこらされている。

本町の農業団体としては第23表に示したようなものが存在している。

第23表 東庄町における農業関係諸団体（昭和五十六年・町しらべ）

No.	名	称	所	在	備	No.	名	称	所	在	備
1	柑	橘	組	合	笹川 四七一 一三三 三三	5	養	豚	組	合	東庄町農協
2	そ	菜園芸	組合	東庄町農協	笹川農協 支所	6	笹川養豚	組合	東庄町農協		
3	植	木	組	合	東庄町農協	7	無公害養豚推進	組合	役場産業課		
4	養豚	経営者協議会	役場産業課			8	養	鶏	組	合	役場産業課

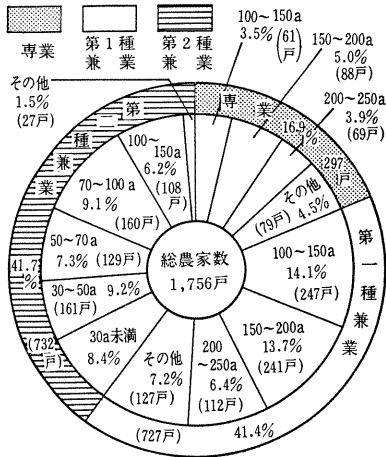
9	酪農組合	東庄町農協		17	根方農機具利用組合	根方公民館	
10	栗野・小南 落花生・甘藷栽培組合	東庄町農協		18	仲内トラクター組合	仲内公民館	
11	佐原たばこ耕作組合 東庄町支部			19	飼料作物栽培組合	東今泉八九七	
12	今郡野菜生産集団組合	今郡青年館		20	草地利用組合	東今泉八九七	
13	谷津野菜組合	谷津青年館		21	東庄町水稲研究会	東庄町農協	
14	下宿機械利用組合	小南二〇〇一〜一		22	養蚕組合	粟野九六六	
15	高部農機具利用組合	高部公民館		23	東庄町肉牛肥育組合	東庄町農協	
16	窪野谷トラクター組合	窪野谷三五六ノ二					

東庄町における農業関係諸団体は、町役場の産業課と関連しているもの、東庄町農協の一付属組織体として存在するもの、などがあり、内容は米作、畑作、畜産、養蚕、などさまざまなものが二十余り存在する。

この「農業団体」の活動の一例をみてみよう。表中2にある「そ菜園芸組合」は農協の営農経済部に所属している団体で生産出荷する野菜は略称を「東庄青果」と呼称し主要生産物はニンジン、小蕪、食用甘藷、パレイシヨ、牛蒡、などが中心で、この団体に所属している組合員は五七〇名で、東庄町の全農家の三分の二にあたる人々が加わっていることになる。年間販売高は一〇億円を超している。

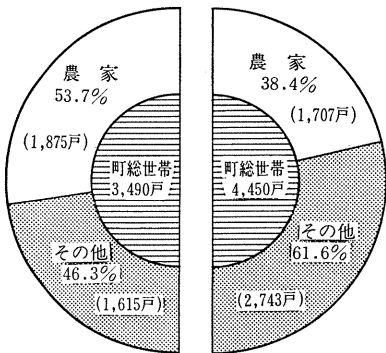
野菜の生産は東庄町の重要な農業の柱である。本町の「にんじん」は国の指定をうけた産物で、東庄は「にんじんの指定産地のひとつともなっている。本町のにんじんは「黒田五寸」といって甘味があるもので、二月〜三月の「はざかい期」に出荷をする工夫をいろいろとおこなっている。よその土地のにんじんの出荷がすべておわり、新しいも





第8図 東庄町の農家の構成(昭和54年)

昭和49年→昭和56年2月1日



第9図 東庄町の世帯数に占める農家の割合

のがまだ出荷されない時期を見はからって出荷するのである。

しかし、野菜につきものの値だんの変動は大きく一箱(一〇キログラム入り)で昭和五十六年は七七八円で五十五年は一二四九円もしている。一番高くうられたときは七〇〇〇円もしたときがあったという。一反から大体二五〇〇〜三〇〇〇箱とれるというから機会をうまくつかめばそのもうけはいかに大きいかという推測ができるであろう。しかし良いことばかりがあるわけではなく、連作をきらう野菜の特質から、つねに次は何を栽培したら良いかを考えなければならぬ。工業のように、ある特定のものをずっと作り続け、ネームバリューを保持していくことはできない。次に何を栽培したらよいか、あるいは水稲栽培期間中に生じる、時間的余裕を活かした夏野菜栽培の工夫など、明日の農家の野菜生産活動を有利に導くためのさまざまな対策や指導をしているのが「東庄町そ菜園芸組合」である。農業がこの町の基幹産業であることは、次の二つのグラフに示されているとおりである。したがって、農業関係の組織活動も活発である。従前は農民といえは「口数も少なく、文筆もあまり達者ではない。」というの一般的な通常概念であった。しかし最近

はちがつてきたようで、大いに自分の意見をのべ、ものを書き自己の見解を主張するようになってきている。東庄町の場合もこれは例外ではない。むしろ農業に活力があると、こういうことも、いっそうさかんに行われる。

現代農業は従前のそれのように、先祖から伝承された栽培技術を黙々と継承し続けるだけでは成りたたなくなっている。収益の増大をはかるために一工夫も二工夫もしなければならなくなっている。しかしそれ故に収益を追求するものに常にまつわる危険やおとし穴もあるわけで、農業各種団体が、これらの危険を防止する大きな機能を果たしていることも見のがすことはできない。

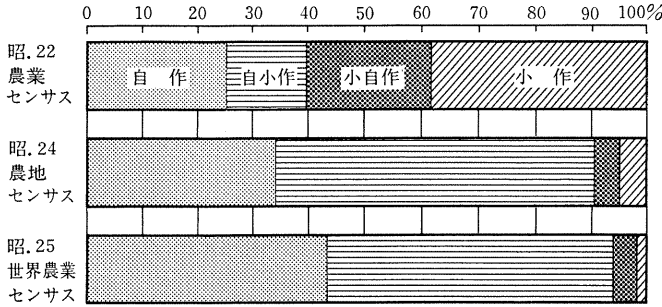
戦前、戦中の農業組織や団体は前稿でも述べた如く、いかにたくさんとるか（収穫）の工夫や活動を地方農村でもくりひろげはしたが、それが生産者としての農民の生活上とはあまり結びつかなかった。それは目的が「国のため」であり、「私（個人）のため」ではなかったことにもよるであろう。戦後この点が大きく変革された面であるといえよう。

### 3 あかるい農村をめざして

日本の農村といえばただ何となく変化にとぼしい、動きのない「くらさ」がイメージとして存在している。実際にはそんなことばかりで日本の農村をとらえることはできないのだが、そういう一面もあったことは事実である。

戦後、農地改革などをおして、このような日本の農村の「くらい」一面を改善しようとする努力がいろいろと試みられた。当時「あかるい農村」とは将来を指向する農村の合言葉のようなものでもあった。

農地改革後、村の構造は大きく変化した。第10図の東条村の統計の例をあげるまでもなく、自作農が著しく増大し、もとは村の大半を占めていた小作はほとんど姿を消していった。これも「あかるい農村」の一要素であったとい



第10図 自小作別農家数の動き 東城村

えよう。

朝はくらしいちからおきて「ちょうちん」をさげて遠くの畑へ出かけ、夜もくらくくなるまで田や畑の仕事をするという農業を合理的にすすめるため機械化の必要が叫ばれた。昭和三十年代までは、そう大きな効果はあげられなかつたようであるが、三十年代後半から農用機械の農村への浸透は著しい。これも決して一挙にそのようになったわけではなく、二十年代以来の農村内における「農業の省力化」が結実したためであるともいえよう。しかし農村が人手不足、離農という別の問題をかかえていることも見逃すことはできない。二十年代に日本農村の改善策の中にあげられている農業機械化の方針は別の面からみれば、現存する問題への対応策としてもやむを得ず促進されたといっても良いであろう。

肥料の問題にしても堆肥を用いていた二十年代までは、草を刈ることが大変な仕事で、人よりも早くおきて行くが、そこには、もう他所の人が自分の目をつけておいたところの草を刈っていたというほどであった。このようなことが、化学肥料の普及により、なくなったのである。

こうして農村は次第にイメージを変えていったことができるであろう。

昭和三十二年七月、東庄町に有線放送が開始された。神代、笹川、橘、東城の各地区に交換機をおいて、放送、通信をかねそなえた形態をとり、一般通話用に八〇%、公共放送用に二〇%(朝・昼・夜約一〇分間ぐらい)のわりあい利用された。現在は電話の普及で全くみられないが、ニュース、産物の市況、火事などを

伝えた。泥棒やおし売りがみられると、すぐ放送されるので警戒され、「しごと」にならないと嘆かせたものこのころのことである。今でも農家の人々は、家にいて野菜の市況などを知ることができなくなったと残念がる人もいるとこのことである。野菜づくりが盛んになればなるほどこのような役目を果たすものが求められてくる。

ところで、有線放送は、町の事業としても大変重要な役わりをもっていた。これは町が対住民サービスのたてまえから実施したもので当時、町立の施設として管理運営されたものは全体の八〇%にも及んだ。千葉県の有線放送は君津市久留里にはじまり、大変な普及率を示し西の香川に東の千葉といわれたほどである。しかし、電話の普及に次第におおされていたことは前に述べたが、昭和五十一年の段階でみると一般加入者数は二二四六戸で当時の世帯数は三八七四戸であるので大体三分の二の家が加入していたことになろう。料金月額五五〇円、特別通話料(緊急)は三〇円、その他は七円で通話ができた。

夏は五時二五分から、二一時まで、冬は五時四五分から二一時までとなっていて、自主番組はお知らせ、役場、農協、警察、学校だより、青果および家畜の市況状況、広告放送等が三〇分にわたって実施された。一日平均通話回数は一七八〇件であり、これを一二人の職員(事務二名、放送、交換八名、保守二)がこの事業を担当していた。

しかし有線放送はその後次第に電話に切りかわっていったため町では五十一年五月に「放送廃止に関するアンケート」による調査を実施し、昭和五十一年十月をもって本町の有線放送は廃止された。

このような設備を通して農村生活の改善がはかられた一方、農村の人びとにはたらきかけ、意識の改善を図ろうという考え方が「新生活運動」としてくりひろげられた。

神代地区(旧神代村)では昭和二十七年六月「新生活運動実践協力会」が発足した。特に当地区の活動は県下にもひろく知られた。木内勝男氏を実践本部長にして、菅谷誠造氏が中心となりさまざまな活動を展開した。



新生活運動督励視察記念（昭和31年9月写ス・東庄町神田公民館所蔵）

たとえば七・五・三の祝いを地区単位で合同でやった。結婚式の簡素化を図ったりした。当初の成果はめざましいものであったが、世の中がおちつき、経済的に豊かになるに従い、当初の人々の努力は忘れられ、七・五・三の祝いは、合同でやり、また個人の家でやり、二度手間となって、よけい経費がかかるようになってしまった。

また当時農家といえは不衛生な面が多かった、そのため「ネズミ」がはびこり収穫物を喰いあらし、「タンス」をかじり、中の衣類までかじられるという被害もあり、大久保で赤痢が発生したことから「ハエ」、「蚊」の退治の必要も考えられ、新生活運動のひとつとして「環境衛生」に重点をおいた活動が開始された。特に殺鼠剤などは配布しても実行されない場合が多いので、具体的な方法を示し地域ぐるみで一諸にこの運動にとりくむ日を設定したことにより大成功をおさめ、「県政ニュース」という県の映画で上映され、当時の千葉県知事、柴田等氏も来町し、これを視察した。牛小舎などハエを退治することは不可能と思われていたところに、なわのれん状のものを作り、これを殺虫剤にひたし、牛小舎に下げておくことにより「ハエ退治」に成果をあげたことなどは、アイデアの勝利ともいえるものであろう。

このほか手洗いの改善、かまどの改善、冠婚葬祭の簡素化などいろいろな面で新生活運動が各方面にくりひろげられた。

また東城地区婦人会の新生活運動実践の活動にみられる実績も顕著なものが見られた。とかく農家の風習として、少しでもゆとり（経済的な）



結婚式の費用節減のため貸衣裳をととのえた東城地区婦人会の活動（昭和34年）

がみられると、多少無理をしても大がかりな結婚式をあげて経済的に苦しくなってしまうたりするので、新生活運動の中で簡素化を実践した。当時の記録にもとづけば「結婚貸衣裳」を購入したりした。それによると次のようになっている。

振袖	一枚	二四、八八五円
中振袖	一枚	一四、三一〇円
長ジュバン		
振袖用一枚	四、七七〇円	
中振袖用一枚	四、五四五円	
オキツケ衣裳一枚	一〇、六三五円	
帯	二本	一三、二四〇円

つとなっている。

また最近には嫁と姑との関係が悪くなり、社会問題となることもあるが、東城地区の粟野に「粟野仲好会」なるものを結成し、嫁と姑が協力して、明るい家庭を作ることを目指し活動した。

東城地区の婦人会は戦後、旧東城村時代の昭和二十四年に規約を作り、アメリカ占領軍千葉地方軍政部・民事部の直接指導を受けて活動を展開している。

昭和二十四年八月二十日には、ホイットマン女史が来村し、「子供のしつけについて」の講演を行ったりしている。また青年層を中心に四日クラブの活動もある。これは第一次世界大戦後のアメリカ全土に広がった農村の生活改善と技術改良を目標にした青少年運動で、頭脳(ヘッド)、良心(ハート)、勤労(ハンド)、健康(ヘルス)の四つのことばの頭文字をとって名づけられたもので、第二次大戦後の日本の農村にもこれが伝わり、各地でいろいろな活動がくりひろげられ、橘地区や東城地区にもいろいろな活動の足跡をたどることができる。

## (六) 戦後農政と農民生活

### 1 占領下の農政

昭和二十年八月十五日の終戦以来、昭和五十年代半ばの現時点まで日本の戦後農政は五段階ほどの区切りをもって見ることができ、その大筋は米づくり農政から米退治農政とすんだといわれている。

ここでは、終戦直後の日本の食糧不足の状況の中で「米づくり農政」がどのように進展し、私たちのくらしに影響を与えていったかを見てみたい。

終戦と同時に日本の国域は本州・四国・九州・北海道を原則として四つの島に規制され、そこへ海外から復員・引揚者が続々と入ってきて、日本は飢餓列島になりかねない、きびしい現実に直面した。「一粒でも多くの米」、「一本でも多くの芋」を生産することが農家に課せられた使命でもあった。このことは戦中から戦後にかけてずっと続いたことであった。

この食糧確保という大目標のもとに土地改良の促進、農地改革による小作料からの解放と生産意欲の向上などをねらった。

千葉県の場合、一九万農家が総耕地面積の九二%の自作地を確保することができた。

また、昭和二十一年に食糧の強制買上げを内容とした「食糧緊急措置令」が制定され、「食糧調整委員会」が発足した。

本町（旧東城村）に残る記録と当時委員として立候補し、当選した大根弥太郎氏の談にしたがって検討すると、「食糧調整委員会」は東城地区では昭和二十二年八月三十日に選挙が執行された。有権者数四四九人とあるので、同地区農家一世帯一票で投票が実施されたものであろう。立候補者は二〇名で一五名が当選した。定員は県内各市町村の農家戸数の規模により、差異があつたようである。

選挙といっても推せん母胎があり、投票は承認という意味しかもたないものもあつたようである。

この「食糧調整委員」の仕事は大変なものであつた。当時、悪化の一途をたどる食糧事情への対応ということから、生産者農家に対していかに公平な感覚のもとに米・麦を供出させることができるかということが問題の中心であつた。国や県のいいなりに供出をひきうければ「米や麦など食糧を生産していながら米や麦が食べられない。」という珍現象もおこりかねないのである。そこで農民による米ヨコセデモがおこつた。

また、このようなときにこそ「正直者がバカをみる。」といったムードをひきおこさないようにしなければいけない。当時は統制経済下で、米の公定価格は一升（一・五キログラム）の価格のひらきは一〇倍にも及んでいたといわれ、ヤミで売ればボロもうけは必至であるので、食糧調整委員の仕事は、農家の人々から喜んでむかえられる存在ではなく、それだけ苦勞も多かつた。



旧東城村食糧調整委員選挙関係資料

昭和二十二年八月三十日 千葉県香取郡東城村食糧調整委員会委員選挙選挙録  
執行

一 選挙会場ハ香取郡東城村役場会議室ニ之ヲ設ケタリ

二 左ノ選挙立会人ハ何レモ選挙会ヲ開クベキ時刻迄ニ選挙会ニ参会シタリ

千葉県香取郡東城村小南一、〇〇四番地

和泉辰之助

千葉県香取郡東城村粟野一、〇八二ノ一番地

鈴木幸治郎

千葉県香取郡東城村夏目一、一六〇番地

押山 一雄

三 選挙会ハ昭和二十二年八月三十日午前八時ニ之ヲ開キタリ

四 選挙長ハ選挙立会人ト共ニ投票ニ先チ選挙会ニ参会シタル選挙人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虚ナルコトヲ示シタル後

内蓋ヲ鎖シ選挙長及選挙立会人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ

五 選挙長ハ選挙立会人ノ面前ニ於テ選挙人名簿ニ対照シタル後到着番号札ト引換ニ投票用紙ヲ交付シタリ

六 選挙人ハ自ら投票ヲ認メ選挙長及選挙立会人ノ面前ニ於テ之ヲ投函シタリ

七 午後四時ニ至リ選挙長ハ投票時間ヲ終リタル旨ヲ告ゲ選挙会場ノ入口ヲ鎖シタリ

八 午後四時選挙会場ニ在ル選挙人ノ投票結了シルヲ以テ選挙長ハ選挙立会人ト共ニ投票函ノ蓋ヲ鎖シタリ

九 投票函ヲ閉鎖シタルニ依リ其ノ一ノ鑰ハ左ノ選挙立会人之ヲ保官シ他ノ鑰ハ選挙長之ヲ保官ス

十 投票ヲ為シタル選挙人ノ総数 三七三人

内

選挙人名簿ニ登録セラレタル選挙人ニシテ投票ヲ為シタル者 三七三人

十一 選挙長ハ選挙立会人立会ノ上逐次投票函ヲ開キタリ

十二 選挙会ノ事務ニ従事スル書記齋藤幸男及書記鎌形春夫ノ二人ハ各別ニ同一委員候補者ノ得票数ヲ計算シタリ

十三 選挙長ニ於テ選挙立会人ノ意見ヲ聴キ有効又ハ無効ト決定シタル投票左ノ如シ

一 有効ト決定シタルモノ 三六九票

一 無効ト決定シタルモノ 四票

内

一 候補者ノ何人ヲ記載シタカラ確認シ難イモノ 四票

総計 三七三票

十四 午後四時三十分投票ノ点検ヲ終リタルヲ以テ選挙長ハ各委員候補者ノ得票数ヲ朗読シタリ

四二票 稲田 英治

三五票 笹本 誠治

二九票 越川 章

二六票 小和瀬正三

二四票 海宝 忠夫

二四票 板橋 健雄

二三票 宝理巳之助

二二票 大根弥太郎

二二票 岡野 正雄

二〇票 宮沢 喜一

一九票 鎌形 志一

一六票 海宝精太郎

- 一二票 山本助一郎
- 二九票 鈴木 貞治
- 二二票 山本貞太郎
- 一票 鈴木民治郎
- 一票 宮沢 筆三
- 一票 鈴木 熊藏
- 一票 鈴木貞太郎
- 一票 菅谷 勇

十六 選挙長ハ点検済ニ係ル投票ノ有効及無効ト決定シタル投票ヲ大別シ尚有効ノ決定アリタル投票ニ在リテハ得票者毎ニ之ヲ區別シ無効ノ決定アリタ□□□□テハ之ヲ類別シ各之ヲ一括シ更ニ有効及無効ト決定シタル投票別ニ□□□□入レ選挙立会人

ト共ニ封印ヲ施シタリ

十七 委員定数十五人ヲ以テ有効投票ノ最多数ヲ得タル左ノ十五人ヲ以テ当選者トス

- 四二票 稲田 英治
- 三五票 笹本 誠治
- 二九票 越川 章
- 二九票 鈴木 貞治
- 二六票 小和瀬正三
- 二四票 海宝 忠夫
- 二四票 板橋 健雄
- 二三票 宝理巳之助

二二票	大根弥太郎
二二票	山本貞太郎
二二票	岡野 正雄
二〇票	宮沢 喜一
一九票	鎌形 志一
一六票	海宝精太郎
一二票	山本助一郎

十八 午後四時四十分選挙会ノ事務ヲ結了シタリ  
十九 左ノ者ハ選挙会ノ事務ニ従事シタリ

助役 鈴木繁勝

書記 鈴木孝雄

書記 齊藤幸男

書記 鎌形春夫

選挙長ハ此ノ選挙録ヲ作り選挙立会人ト共ニ茲ニ署名ス  
昭和二十二年八月三十日

東城村告示第三号

本年八月三十日執行ノ千葉県香取郡東城村食糧調整委員会委員選挙会ニ於テ当選シタル者ノ住所氏名左ノ通り  
昭和二十二年八月三十日

東城村長 鈴木 佐 一

住 所	職 業	氏 名	生 年 月 日
東城村夏目一、〇三五番地	農 業	稲田 英治	明治三十六年 二月二十五日
東城村小南一、二三八番地	農 業	笹本 誠治	明治三十五年 四月 五日
東城村小南一、八七六番地	農 業	越川 章	明治三十一年 二月 一日
東城村粟野六三四番地	農 業	鈴木 貞治	明治三十八年 二月二十日
東城村小南一、〇三〇番地	農 業	海宝 精太郎	大正 三年 七月十一日
東城村粟野一、五一七番地	農 業	小和瀬 正三	大正 三年 一月 一日
東城村夏目三、二四四番地	農 業	海宝 忠夫	明治三十九年 十月 六日
東城村小南一、三一九番地	農 業	板橋 健雄	明治四十二年 八月 三日
東城村小南九四四ノ一番地	農 業	宝理 巳之助	明治二十六年十一月二十日
東城村夏目二、一〇〇番地	農 業	山本 貞太郎	明治三十三年 十月十九日
東城村小南四七一番地	農 業	大根 弥太郎	大正 四年 三月二十七日
東城村小座一七〇番地	農 業	岡野 正雄	明治二十九年十一月 二日
東城村小南四二九番地	農 業	宮沢 喜一	明治三十六年 八月 一日
東城村小座八六番地	農 業	鎌形 志一	明治 四十年 九月二十六日
東城村夏目二、三七八番地	農 業	山本 助一郎	明治三十三年 二月 六日

高橋 正雄

鈴木 弥一

菅谷 達蔵

食糧調整委員のしごとは、このほかにもいろいろあった。第一は少しでも生産量をあげ供出米を確実に納めるため「隠<sup>かく</sup>し田<sup>だ</sup>」を発見することであり、耕作面積を正確に把握することでもあった。当時まだ農地改革が進展していなかったため、小作人の耕作地は比較的よくわかったが、地主の耕作面積はなかなか正確に把握できなかった。

また食糧調整委員を中心として供出の対象として重要視されたのは「米と麦」で、サツマイモやジャガイモは二の次とされていた。これは東城地区が米の生産地であったことにもよると推定される。

食糧調整委員は、県―地方事務所―市(町・村)とおりてくる供出量を各農家に、どのように割りあてるかを定めるときになると徹夜の審議をしたりすることは、しばしばであったといわれている。それでも供出をする生産者を納得させることは難事であった。

しかし、このような「生産第一主義」の農業も昭和二十年代の後半から好転し、次第に米があまるようになり、現在は「米退治農政」とまでいわれるほど生産量を規制する方向にすすんでいる。

## 2 供出制度の情況

現在、本町を構成する東城村・笹川町・神代村・橋村の旧四町村は、県下でも米の生産地として知られていた。

戦中から戦後の昭和三十年代まで、この地域は「水郷の早場米」の生産地として、利根川の水害との関連もあり、九月の台風シーズンには、とり入れのおわる「早生」品種の米をつくり、市場へ出していった。

昭和二十年八月十五日の終戦の日を迎え、戦争で荒廃したのは都市だけではなく、農村でも田畑が荒れ、生産量の向上は望めなかった。

本町橘地区の遠藤三左男氏の既述の日記（同年十一月八日・木）の記事に「九月二〇日現在の米予想収穫高が発表された。四六一万石で三六年来の凶作である。そして配給の基準量に二二九〇万石不足をきたし、食糧事情は益々困難になる。この収穫予想を基礎に需給推算すると現行配給二合一勺で一六八一万石不足、二合三勺配給で二二九〇万石不足と莫大な不足となる。」とある。なお当時このほか、十一月二十日の記事に「一九日付の新聞で生鮮食糧品の統制が撤廃されること」が発表になった。二十年度米価と二十一年度生産麦類の公定価格が決定された。

米一石、一五〇円（現在は九二円五〇銭）、一俵 六〇円 小麦 裸一石 一一七円九四銭（現在七二円八四銭） 大麦  
一石 八〇円七九銭（現在四九円七一銭）」と記されている。

これは当時全国的なきびしい食糧事情と、それに伴う価格の上昇のきざしが、リアルにとらえられている。

本町のような農村では米―麦の生産地帯なのだから、このような事態と直接関係はなかったのだろうと思われるかも知れないが、これは大変な誤りで「生産者」に対して「供出」という厳しい「強制買上制度」が存在していた。農家の人びともこの「供出割り当て」に対して、自分たちの死活問題でもあるので、少しでも負担の軽減をはかろうと努力した。

おなじ遠藤氏の日記の昭和二十年十一月二十六日（月）のところに「午后、観音寺で米作農家の供出協議があった。

今年の供出は保有米を差引いての供出というが農業会の立毛予想収穫が高いので完納はむづかしい。当部落の予想収

第24表 神代地区における不足飯米調査

於昭和23年3月調査

No.	地域名	地域人口	水 田 所 有 量	1日の飯米必要総量	3～9月までの飯米不足量	備考
1	大久保	352	487反210	21俵 2斗 1升 7合	450俵	
2	舟 戸	309	395反300	2俵 8斗 9升 8合	334俵	
3	桜 井	224	270反600	6斗 4升 5合 1勺 2才	359俵	
4	東和田	284	289反133	1俵 9升 8合 4勺	289俵	
5	神 田	203	175反126	1俵 1斗 8升 4合	277俵	
6	稲荷入	144	251反900	4俵 1斗	179.5俵	
7	小貝野	190	188反000	1俵 3斗 4升 5勺	200俵	
8	本 郷	289	239反800	3俵 2斗 4升 9合 ( 55.22 ) ( 119.34 )	364俵	
9	平 山	405	367反908	55俵 2斗	505.2俵	
10	高 部	290	343反300	3斗08	264俵	
11	八木山	105	97反900	2斗 1升	90.65俵	
12	平 台	67	67反100	1俵 1斗 4升	91俵	
13	大 友	165	198反204		248俵	

穫高反当平均、四俵一斗五升八合九勺。」と記されている。前項にも「食糧調整委員」に關し、ふれているが、供出制度のもとで、各戸への割り当ては、当時各郡の地方事務所(県庁の出先機関)から市町村単位においてきたものを食糧調整委員が割当てるとようなシステムになっていたらしく、このような仕事にあたる人びとはいろいろと苦心をしたようである。他の町村の場合、各戸への供出割り当てが多すぎて、けしからん、だれがこんなにたくさんひきうけてきたかと問題にされ、町村長の任期(四年)を満足におえる人は少なかったという例もあったほどである。

食糧不足への対応として、生産者である農家へのきびしい供出の割り当ては、逆に農家自体の飯米不足という問題をも発生させた。

現在神代地区に昭和二十二年度の飯米不足の様子を調査した統計があるので参考までに掲げた(第24表)。

この資料をみると、当年の三月から新米の出まわる九月までに著しい米の不足が予想されている。このことは米不足が単なる都市のみではなく、生産地帯である本町のような地域



にも及んでいることに注目する必要があるであろう。

國家が一定価格で買いあげる産米の供出も割り当て制度であり、その内容が当時は大変きびしいものであった。そのため、かなり複雑な手順を経て、やっと産米の供出量がきまっていくというのが一般的傾向であった。

現在、旧東城村役場に保管された文書の中に、昭和二十三年の供出の割り当てを示す資料があるので、これを参考に掲げた(第25表)。

これによると旧東城村の二〇区域の中に、学校(実習用の水田をもっていたのであろう)まで産米供出の対象になっていることは、当時の地域と学校とのつながりをみる上で興味あることである。

また当地の「東替地」の例でみると、水稻の見込収量が五九七石二斗三升二合であるのに対し、供出の基本割当量は三九九石六斗であるから推定収量との差は一九八石二斗三升二合で、大体四九五俵である。この地域の農家数は二九戸で人員は一七九人であるので、この人々が一年間食べて生活していくのであるから、決して左うちわというわけにはいかない。

終戦後、かずかずの統制をうけていた経済が自由化の方向をすすんだのに、米だけは、戦後の食糧難という特殊事情から統制のわくをはめられていた。したがってヤミで横流しをすれば、供出して政府から米の代金を受け取る何倍ものもうけがあるのであるが、このことは違法行為であるから正直な農家の人は手は出せなかった。

昭和二十三年といえば、戦後最大の食糧危機は、どうやら避けることができた時点であるが、それでも油断はできなかった。したがって供出も、このデータが示すように、かなりきびしく供出することを要求している。

したがって、生産者である農家の人々の心情としては、苦心して作った産米を少しでも多く手もとに残そうというのと対応するので、だれがみても納得のいく資料をつくり、それで供出に協力してもらおう工夫をした。それが如何

の米穀供出の実態

(旧東城村役場資料)

基本割当	補正量	補正計	補正割当	代替甘藷割当
石 999俵399.6	石 24.2俵96.8	44.2俵石 176.8	954.8俵石 381.92	1,120貫
1,301俵520石4斗	25.1俵	48.1俵	1,252.9俵	1,288貫
1,441 576石4斗	46.6	93.5	1,347.5	2,632
963 385石2斗	33.4	66.4	896.6	1,848
1,115 446石	27.2	65.2	1,049.8	2,128
1,445 578石	25.7	50.2	1,394.8	1,372
395 158石	6.7	13.7	381.3	392
140 56石	6.8	6.8	133.2	—
123 49石2斗	6.8	6.8	116.2	—
226 90石4斗	11.6	11.6	214.4	—
261 104石4斗	10.8	10.8	250.2	—
295 118石	10.7	10.7	284.3	—
735	23.6	23.6	711.4	—
249	12.3	12.3	236.7	—
162	11.3	11.3	150.7	—
247	10.0	10.0	237.0	—
219	13.9	13.9	205.1	—
328	13.9	13.9	314.1	—
8	2.0	2.0	6.0	—
5	0	0	5	—
10,657俵	322.5俵	515俵	10,142俵	10,780貫

に複雑なものかは、第25表に示した内容をみると理解できよう。それは「推定収量」の算出からはじまり、保有米の量を算出し、供出可能量をおさえ、供出の基本割り当てをつくり、これを補正しながら最後に補正割当という最終決定案が出るのであるが、これがすんなりといかず、いろいろと混乱したことはすでに別項でもふれたので省略する。

食糧増産は、戦後の昭和二十六年、朝鮮戦争がぼつ発するまでの農政の主要スローガンでもあった。供出はこれに付随した制度であるが国民を戦後の飢餓状態から救うために大きな効力を発揮したことは否定できない。

第25表 東城村における昭和23年度

No.	地域	見込収量		計	保有量	供出可能量
		水稲	陸稲			
1	東替地	石 597.232	石 0.698	石 597.93	石 195.018	石 402.912
2	西替地	716.728	—	716.728	191.583	519.547
3	船場	793.027	—	793.027	202.037	582.99
4	浜宿	523.264	—	523.264	133.126	390.138
5	八幡	626.076	0.262	626.338	180.168	446.17
6	西	827.79	—	827.79	247.657	578.333
7	八重穂	228.123	—	228.123	69.933	158.19
8	第1	110.74	2.574	113.314	56.975	56.339
9	伊能	94.428	0.084	94.515	45.084	49.431
10	第2	189.361	0.262	189.632	98.082	90.541
11	台	174.344	—	174.344	68.731	105.613
12	第3	235.724	0.262	235.986	117.903	118.083
13	小座	609.226	5.322	614.548	320.442	294.116
14	御園	225.057	7.154	232.211	136.985	97.226
15	上宿	181.733	7.852	189.585	124.499	65.086
16	仲宿	258.642	11.154	269.796	170.621	99.175
17	下宿	275.52	11.604	287.124	199.212	87.917
18	北宿	399.591	14.222	413.813	281.225	132.588
19	東開	9.944	0.872	10.816	5.482	3.2
20	学校	7.91	—	7.91	0.096	2.0
計		石 7,084.46	石 62.325	石 7,146.785	石 2,844.9	石 4,279.58

しかし、この後、農地解放に伴う農民の生産意欲の向上、化学肥料の普及、殺虫剤等農薬の進歩などで反当たり収量が増大するのに反して、国民の食生活の多様化に伴う米離れ現象がおこり出した。農民の不満のもとでもあった供出割り当て制度は、その形態を次第に変容させつつ現在に至っている。

現在、供出制度は従前の形からかわり、供出ということばから「政府売り渡し予約」と名称を変えている。

これにより各農家における産米を供出させるというシステムの国が管理する形から、超過米の存在が認められてきて、国の一方的な管理体制が食糧事情の好転とともに

に変化しつつあり、「供出」ということばも強制的なイメージもなくなりつつあるのが現状である。

### 3 食糧増産への努力

戦後すでに、四〇年近くの歳月が過ぎているが、この時間的うつりかわりの中で、国を挙げて、食糧増産に農政のすべてが集約されていた時期は終戦直後の昭和二十年から昭和二十五年の朝鮮動乱に至る間である。

この四〇年間にわたる戦後の農政を、大体四区分から五区分して次のようにみることができる。

- 1 食糧増産期（米づくり農政）
- 2 朝鮮動乱期（保護農政）
- 3 多角経営期（企業化農政）
- 4 減反期（米退治農政）

このような農政の中で、ここでは終戦直後からはじまった（戦中から食糧不足は継続しているのだが）食糧増産への努力の様子をみていくことにしたい。

当地域が農業中心の地域として、生産力の向上のために工夫をこらす多くの篤農家が個々の氏名をあげれば際限がないほど各分野にわたり多数存在している。甘藷づくりには反当たり一〇〇〇貫の生産を目指し（一般には品種にもよるが農林一号で六〇〇貫程度が限界であった）、互いに競いあった。米作りでは反当たり六〇七俵を目指した。現在では技術の進歩向上もあり、そう困難なことではないが、当時としては大変むずかしいことであった。またそれ故に互いにファイトがわき競い合うことができたともいえるであろう。

このようにして増産され、供出の対象となった主要作物は米、麦、甘藷、落花生、その他いろいろあるが、これらがヤミなどに横流しされず、正規のルートで国や県に供出されるよう、国や県でも奨励金などを出し、目的の実現に努力している(旧東城村役場「勸業関係綴」)。

香経第六〇〇号

昭和二十二年八月八日



より多くとれるさつまいもづくりに成功(石井信氏と柴田県知事)

昭和二十一年度産麦類の供出奨励金に関する件

麦類の供出督励に関しては格別の御配慮を煩はして居りますが、九月末日迄に供出せられたるものに対する供出奨励金加算額左の通り決定した旨其の筋より通牒がありましたので御了知の上一般に周知徹底の上右期間内に供出完遂せられる様に御高配願います。

記

大麦 四五キロ当 六六円八五銭

〃 五二キロ当 七八円〇〇銭

裸麦及

小麦 六〇キロ当 一〇二円〇〇銭

当時日本を統治していた、連合国最高司令部は日本政府に対し次のような措置をとることを要求している(『戦後日本農政史』七四ページ)。

(前略)

三、SCAPIN四七号に対し日本政府は次の措置をとること。

A、主要食糧農産物の最大限増加に必要な諸措置を継続すること。右の内には主要食糧を生産し供出するため、農民に対し報償措置を講ずることを含む。

B、利用し得る主要食糧農産物の最大限実行可能な集荷を確保するための諸措置を取りこれを完遂すること。右の内には收穫の諸条件が確定した收穫時又はその直前において法的に強制力を伴う追加割当を規定するため必要な諸法令を改正又は公布することを含む。

四、本覚書を敷行するため、日本政府農林省は連合国総司令部天然資源局との間に直接連絡することが認められる。

このように当時はSCAPIN（連合国総司令部指令）<sup>（スキューピン）</sup>に基づいて政治がいろいろな形で方向づけられているが、食糧問題に関しては、わが国の政府も「食糧増産確保基本法」（昭和二十四年五月衆議院本会議提示）などを議会に提出し、問題解決にあたるべく努力している。

また一方、農家でもいろいろな形の努力がはらわれている。たとえば本町の例でみるならば大規模な開墾を地域ぐるみで実施し、田畑をふやすというような事例はみかけないが、戦後の食糧不足打解のために各所に「平地林」を開墾し、畑地にした事例がみられる。これなども地域の人々が食糧増産という当時の課題にとりくんだひとつの根拠とみることもできるであろう。

## (七) 納 税

### 1 戦後の税制

およそ、十五年に及ぶ戦争の終末が、敗戦という悲惨な結果でしめくくられた戦後の日本は、経済面でも大きく混

乱し、国政面でも地方行財政の面でも例外なく、進行するインフレに何とかしてとどめをさすべく種々の対策がたてられた。

なかでも、日本経済再建のあり方を税制面から検討したのは、カール・S・シャウプ氏(コロンビア大学商学部教授、兼政治学部大学院教授)を中心とした税制使節団であった。シャウプ氏ほか六名の一行は昭和二十四年五月に来日して、三か月ほどの検討を経て、同年八月二十七日に連合軍総司令部に第一次報告書を提出した。その内容は財政計画と地方自治とか個人所得税および法人税に共通する問題……などに関するものであった。

特に「財政計画と地方自治」の中で次のように財政上の地方自治の考え方を示している(『戦後日本農政史』資料)。

シャウプ税制使節団

「日本の租税制度に関する報告書」

序 文(省略)

財政計画と地方自治

本章における勧告に基いても、独立の地方税から賄われる地方団体の支出の比重は、現行制度の下におけるものと大して異っていない。従って提案は、地方自治を殆んど強化しないように見えるかもしれない。この結論は、財政上の地方自治についての誤った觀念に基くものであろう。われわれは財政上の地方自治を次の如く考える。

(1) 地方住民がより多くの行政作用に対する真の要求を表わし、この行政作用に対してかれ等が喜んで納得しまた納税する能力がある場合において、この増加需要を賄うに潜在的に十分強い税を地方団体が持っていること、現行の独立の地方税制度は、

このような需要が生じてもこれを賄うに足る程強固なものではない。更にそれは中央政府の許可を必要とする余りにも多くの要件によって取り囲まれ過ぎてゐる。

(2) 地方団体が翌年必要とするところについて、毎年中央政府の慈悲にすぎることがないという保証。現行制度においては、配付税から地方団体が受ける金額が事実まさしくこの方法によって定められている。その結果地方団体は長期の計画または真に短期の計画であっても殆んどこれをたてることができない。われわれの勧告によると地方団体に対する中央政府の補助金については、毎年十分公平にその金額が定められる少くとも中央政府が守るべき一定の規則があるわけである。

(3) 各税の賦課および各施策の実施に関する責任の集中。この原則は、厳密には適用することができない。ある程度の責任の分散はどうしても起る。(中略) (都道府県のこと) 地方政府が地方民のために何をなし、地方民は地方政府のサービスに対し幾ら支払わねばならぬかについての地方民の自覚を増大するからである。このことは地方政府に対する良識ある関心を促進する上において重要な措置である。

(4) 例外的に貧困な地方は事実上のみならず原則的にもその固有の税の税率を変更しその住民に与えているサービスの量を変更する自由を有するようこれらの貧困な地方に対しては中央政府が特別の支持を与える。(中略)  
従つて、われわれがこの勧告に基いて地方自治強化の期待を置いているのは、まず比率ではなくて構造においてである。地方団体がその活動のいわば限界線において真に自由活動の際明確に責任をもって前進しようが、また後退しようが自由であるならば地方自治は現実のものとなり得るのである。  
(以下略)

このシャープ勧告は、前に引用した資料にもみられるように、「地方自治の自主性」と「自律性の強化」、「地方公団体の予算の均衡化」を求めている。これは、現在の地方税制のガイドラインになっている。



この結果、県は、県民税・地租・家屋税・タバコ消費税・電気・ガス税・木材引取税などによる税収を市町村に移し、県の歳入としては、事業税・不動産取得税・特別所得税・入場税・遊興飲食税（娯楽施設利用税、料理飲食等消費税）・自動車税・その他全部で八種類ほどの税収を基本財源として、県と市町村の税収源がはっきりと区分された。

また従来、国から地方に与えられる財源のひとつに地方配付税があったが、政治的にみると、中央の地方配付税という問題も生じかねないということから、これを改めて「地方財政平衡交付金法」が制定され、地方公共団体相互間の財政上の均衡を保持する方策がたてられた。

しかし、このことは表面上は理想的であるが、千葉県のように当時第一次産業中心の県では税収入が激減し、千葉県は赤字財政県となった。市町村とても同様であった。市町村の自主自立の強化には役立っても、市町村に課せられた社会福祉行政の充実や、衛生行政・警察（自治体警察）、消防制度の改革、六三制教育の施行による教育行政関係面の充実など増大する市町村の財政需要を充足するだけの財源にはならなかった。

千葉県のこのような財政上の困難期はシャープ税制の施行期から昭和三十年代前半期までに及んだ。しかし京葉臨海工業地域の造成にともない、本県が農業県から工業県への道をたどることにより、赤字県から脱脚していった。

昭和四十七年の石油ショック以来財政は再びひきしめられ税制の上からの対応策が新聞をにぎわすことがあるが、シャープ税制のような決定的な変更は未だ認められていない。

## 2 納税貯蓄組合

戦後、県税の中心は事業税であったが、その担い手ともいえるべき納税義務者が、農業や中小工業者であったのは本

県の特徴でもあった。こういう人々は、戦後の一時期にみられたような経済状態の不安定な、秩序の混乱した時期に納税に関してさまざまな労苦があった。地方財政において納税義務者の納入する税金は貴重な財源であり、それが停滞することは自治運営上にも大きな影響をもたらす。そこで納税義務者の納税意欲の向上をはかることと納期ごとに納税するわずらわしさを除去すべく「納税貯蓄組合」活動を推進させた。この活動の要点は「常に納税のための資金を貯蓄しておく、納期にはその貯蓄した資金から直接納税する。」これは、かなり早期から県内各地で実施されており、昭和二十六年「納税貯蓄組合法」が施行されて、国や県または市町村等からこの組合に対して補助金も交付されるようになりさらに預金利子も有利になることなどから、それを地域社会に還元し、よりよいコミュニティーづくりの資金の一助とするなど、納税組合の活動と、その地域との関連が密接になってきている。

千葉県の場合、県税事務所の発足とともに、とくに力をいれて、納税貯蓄組合の育成と発展をはかったため、昭和二十八年当時は一六〇〇組合、会員五万四〇〇〇名、昭和三十八年ごろは四〇〇〇組合、会員一三万四〇〇〇名となり、現在では一万二一五〇組合、会員三六万二四九人と飛躍的な発展を示している。

本町でも納税組合の活動はさかんで、第26表にみられるように九九組合が存在している。それぞれに組合長がおかれ、大きな区はいくつかに分かれて組合を結成し、小さな区は区長が組合長をかねて納税組合が結成され、実情に合わせた集金方法がおこなわれている。

また、規約もきちんと整ったものになり、町内各地区の納税貯蓄組合に適用されている。ここに示したのは町内各地に存在する納税貯蓄組合の連合組織の規約であって、個々の単位組合はこのような、整ったものをもっているわけではないが、それでも連合会の規約にもつき運営されている。

納税貯蓄組合は、このようにしてみると、戦後、財政難のときに発足して以来、地域に次第に地盤を固めていき「わりもどし金」などを効果的に用いて、各地域住民のために活用して地域社会のために活動している。

第26表 昭和56年度納稅貯蓄組合長名簿

組合名	組合長名	住 所	組合名	組合長名	住 所	組合名	組合長名	住 所
大久保	向後敏夫	大久保(七)	坊内	越川操	一七四	石毛智皓	四七四	〃
舟戸菅谷	昭三	舟戸二九	別当内	龜山博二	一六二	大坂輝行	四三	〃
東和田菅谷	求	東和田(八)上	東町西	土屋敏男	四七五	向後政雄	〃	〃
神田	義繁	神田(五)	西	稲吉三郎	四七五	石毛保雄	〃	〃
小貝野	上代義繁	〃 五三	林	義三	一七五	鹿野戸中	〃	〃
本郷	藤源四郎	小貝野二	四俣	喜久夫	一七五	東	高安誠司	〃
平山中央	明智清	窪野谷(三)四	大網	正雄	四七六	野口孝明	〃	〃
〃 寺台	高橋健一	〃 二六	伊藤	均	四七六	新宿浜組	田谷芳雄	〃
〃 台	松井敬司	〃 二八〇	林	喜一	四七六	〃 西	高安誠司	〃
八木山	宮沢正己	高部(三)	新上三輪	林	四七六	〃 東	高安誠司	〃
平山	飯田忠康	窪野谷(三)三	新上中	林	四七六	〃 仲組	滑川勝治	〃
大友	飯田武	大友(七)	新商店街	松本俊蔵	四七六	〃 新田	根本元一	〃
根方	土屋和夫	〃 三三	東	河津順蔵	四七六	石出	保立勝治	〃
仲内	鎌形和夫	〃 二八	西	五十嵐敬司	四七六	〃 三	石毛恵三	〃
大上出戸	平野剛	〃 二四二二	東	林	四七六	石出浜組	田谷幸二	〃
大上二	藤ヶ崎孝太郎	〃 七五	新田	林	四七六	〃 二	林	毅雄
大上三	高橋大助	〃 五三	孤敷	川島宗平	四七六	〃 一	石毛	〃
大上四	滑川喜勇	〃 五九	〃	林	四七六	〃	石毛	〃
大下一	向後俊隆	〃 六九	〃	林	四七六	〃	石毛	〃
大下二	白鳥登一	〃 六〇	〃	林	四七六	〃	石毛	〃
大下中央	五十嵐善兵衛	〃 六九	〃	林	四七六	〃	石毛	〃
新町	芦川善兵衛	〃 六九	〃	林	四七六	〃	石毛	〃
大新	星野文彦	〃 六九	〃	林	四七六	〃	石毛	〃

第一節 終戦と各種の改革

羽計台	中尾正	羽計三三六	御園一	岩瀬元治	小南八一	下宿	掛巢金次	〃一九〇三
東替地	嶋田啓佐	夏目三六	〃二	宝理貫一郎	〃九四一	東開	小橋俊彦	〃三五〇一
西替地	大根皎	小南四一	上宿一	菅谷寛一	〃二〇六	松山	多部田喜一	栗野五二五
船場	鈴木建靖	夏目元三	〃二	高橋克三	〃三	伊能	鈴木一成	〃六六
浜宿	向後宏	〃三三三	中宿一	鈴木忠義	〃二〇六	山台	鈴木孝雄	〃九三
八幡	鈴木武	〃三六	北宿二	香取信作	〃二〇四	山宿	鈴木明保	〃二六二
八重穂	遠藤五郎	〃二六二	〃三	小長谷二郎	〃二六	山方	鈴木善太郎	〃一四〇
	相馬正弘	栗野翠	〃三	山崎剛	〃二〇三九	岡野義雄	小座二〇元	

東庄町納税貯蓄組合連合会規約

第一章 総則

第一条 本会は、東庄町納税貯蓄組合連合会と称する。

第二条 本会は、東庄町内の各納税貯蓄組合をもって組織する。

第三条 本会の事務所は、東庄町役場に置く。

第四条 本会は各納税貯蓄組合相互の連絡協調を図ると共に関係機関との連けいを密にし、納税貯蓄組合の総合発展に寄与するを以て目的とする。

第五条 前条の目的を達成するために左記の事業を行う。

- 一 関係官庁との連絡協調を図ること。
- 二 会員相互の連絡協調を図ること。
- 三 納税意欲の向上と納税貯蓄組合の普及拡充およびその内容充実を図ること。
- 四 納税貯蓄に関し、金融機関との連けいを密にする。
- 五 その他本会の目的達成に必要な事項を図ること。

第二章 会員

第六条 本会は東庄町内納税貯蓄組合を以て会員とする。

第七条 会員は議決権および役員の選挙権を有する。

### 第三章 役員

第八条 本会に下記の役員を置く。

会長 一名

副会長 一名

理事 八名

会計 二名

監事 四名

第九条 役員は、各納税貯蓄組合長のうちから地域別に理事三名監事一名を推薦し、総会においてこれを選任し、会長、副会長会計は選任された理事の互選によって定める。

第一〇条 役員任期は一ケ年とする。

但し、再選を妨げない。

2 役員は任期満了後といえども後任者の就任するまでは引続きその職務を行なうものとする。

第一条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を行なう。

第二条 会計は会長の命を受け会計事務を司る。

第三条 監事は会務ならびに会計を監査する。

### 第四章 総会

第一四条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。定期総会は、決算終了後三ヶ月以内、臨時総会は会長が必要と認める時、および会員の三分の一以上の請求があったときに会長がこれを招集する。

### 第一節 終戦と各種の改革

第一五條 総会は会員の二分の一以上出席がなければ開くことができない。総会の議長は出席会員の中から選出し、総会の決議は別段の定めがあるものを除く他は出席者の三分の二以上で決する。

第五章 理事会

第一六條 理事会は会長が招集し、総会に提出する議案その他必要と認める事項を協議決定する。

第六章 事務局

第一七條 本会の事務を処理するため、事務局を設置して下記の職員を置くことができる。

事務員一名（税務課賦課第一係）

第七章 会計

第一八條 本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第一九條 本会の経費は負担金および町よりの交付金その他の収入金をもって支弁する。

2 負担金は、次の割合により算出した額とし、毎年八月三十一までに事務局へ納入しなければならない。

調定額	調定割	均等割
一〇〇万円以下	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
一〇〇万円以上、二〇〇万円以下	二、〇〇〇	一、五〇〇
二〇〇万円以上	三、〇〇〇	一、五〇〇
三〇〇万円以上	五、〇〇〇	一、五〇〇
四〇〇万円以上	七、〇〇〇	一、五〇〇
五〇〇万円以上	一〇、〇〇〇	一、五〇〇
六〇〇万円以上	一〇、〇〇〇	一、五〇〇
七〇〇万円以上	一〇、〇〇〇	一、五〇〇
八〇〇万円以上	一〇、〇〇〇	一、五〇〇
九〇〇万円以上	一〇、〇〇〇	一、五〇〇
一、〇〇〇万円以上	一〇、〇〇〇	一、五〇〇

(五六・六・二四改正)

## 第八章 その他

第二〇条 本規約の改正は総会において組合員の三分の二以上の決議によらなければならない。

第二一条 本規約に定めのない事項は、理事会の決議による。

但し、その決議は次の総会において承認を得なければならない。

### 附則

- 一 本規約は、昭和四一年八月一七日より施行する。
- 一 本規約は、昭和四六年四月一日より施行する。
- 一 本規約は、昭和五二年八月一〇日より施行する。

## 第二節 東庄町の誕生

### (一) 町村合併と新町の誕生

#### 1 町村合併促進法の目的と実現

昭和二十八年（一九五三）八月に「町村合併促進法」が制定され、同年十月一日から施行された。

そのころの日本は敗戦後の混乱は一応おさまりつつあったが、昭和二十五年（一九五〇）六月から朝鮮動乱がぼつ発し、翌二十六年には連合軍最高司令官マッカーサー元帥が罷免され、リッジウェー中將がその後任となった。日本は二十六年九月のサンフランシスコ講和会議により締結された条約にもとづき、翌二十七年四月、一応独立国として、その第一歩をふみ出した。この結果、過去八か年間の占領政治の成果に対する批判と軌道修正がおこなわれ、いわゆる占領政治の行き過ぎは正の問題が、あらゆる分野で当面の重要課題として論じられた。地方行政制度や組織においてもそれは例外ではなく、いろいろな意見が出された。

このような複雑な歴史の変遷をバックボーンにして、町村合併も促進されたのである。

新憲法により町村の地位は向上し、町村民の幸福を増進するための独自の活動領域を与えられ「自分たちの町村のことは自分たち町村民でやっていく。」という民主主義の制度が確立していくなかで、町村の行政は住民の選挙した

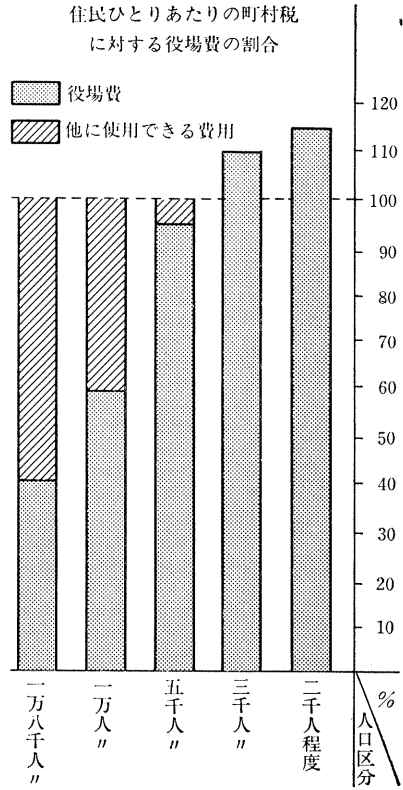


町村長と議員が一切のことを決めて処理するようになった。これらに必要な費用は当然町や村で負担することになる。それは住民の納める税金でまかなわれるのであって、戦前のように国や県の「おこぼれ」をいただくということではなく、独自の税金を徴収し、財源の確立がはかられたのである。

しかし、一方では町や村でやらなければいけない仕事も多くなり、責任が重くなった。たとえば仕事をするために役場職員をふやせば人件費が多く必要となり、議員の仕事もふえれば経費もかかってくるので、小さな町や村は財政的な面でゆきづまってしまう、町村とは名前ばかりで、町、村らしい仕事つまり住民の幸せのためにやるような仕事ができないという問題をかかえている。この反面、大きな町村は自力で学校を建設し、公民館をつくり、道路をなおし、消防機具を購入する等して、住民のためになる仕事をどしどし推進させることができ発展していく。「町村合併促進法」はこのようなゆきづまりをみせている小規模町村を合併という方法によって、そこに住む人々の幸せなくらしの確立をはかろうとしたものである。

この原理を当時の香取地方事務所（現香取支庁）および香取郡町村合併促進委員会が配布した「町村合併の榮」に具體的事例をあげて説明してある。それによれば

今かりに二人の世帯で月一万円の生活費が必要であっても、十人の世帯だから五万円かかるとは誰も考えませんし、また事業生計費は人員に正比例しておりません。町役場の事務費もこれと全く同じことです。現在人口三千位の村では事務費が年二百万円位かかりますが人口一万人位の町村になってもせいぜい四百五十万円位です。つまり人口三、四千の村が四つ位合併するとうちわにみても年間二百万位の経費が節約され、それが学校をたてたり、道路をなおしたりする費用にまわせるのです。人口が多い大きい町村では、私たちの生活につなぐの深いいろ／＼な仕事ができるという理由を次のグラフによって調べてみましょう。このグラフによると人口三千人ぐらまでの町村は、税金を全部役場費にあててもそのほかの収入をつぎたさなければなりません。従って小学校、中学校のために必要な費用を払うとあとは何も仕事ができなくなるわけです。ところが人口一万



八千人位の町村だと六割が役場費以外の施設や事業にまわされる費用となります。

と町村合併の効果を示している。

また町村合併は単に経費面からのみではなく能率ということからも考えることが必要であった。民間企業の場合人件費が一定割合をオーバーすればその経営は不健全であるとされるが、これは営利を目的としない町村でも同様で、町村の議会費や役場費は大体が人件費であつ

て消極的な経費である。したがってこれらの経費の占める割合が多ければ多いほど、その町村の能率は悪いということになる。

当時の香取郡内町村の例をみると人口三〇〇〇人未満の町村では税金の六割二分が議会費、役場費に用いられ、道路や教育には税金の三割七分四厘程度しかまわらないが、人口八〇〇〇人以上の町村になると議会費、役場費は四割一分六厘ですみ、道路、教育などに五割八分四厘もまわせる。これは人口の多い程、町村の人々の生活に直接役にたつ仕事をする経費の割合が増していることになる。

また役場の職員についてもさまざまな効用がみられる。香取郡内町村における役場職員一人当たりの人口を調べてみると、人口三〇〇〇人未満の町村では住民二五人につき一人の役場職員を置くのに対して、人口八〇〇〇人以上

第27表 県内郡別町村合併実施目標

昭和29年4月1日現在

第二節 東庄町の誕生

項目 郡	町村合併計画による合併件数				月別(合併、編入)実 施計画									
	新設地区名	同左 件数	編入地区	同左 件数	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1	2	
千葉	更科地区	1	千葉地区	1	1	1								
市原	八幡地区、五井地区 湿津地区、市西、牛久地区	6	—	—	1	1	1	1	1	1				
東葛	西行徳、柏、風早、我孫子 地区	4	野田地区	1	1	1	1	1	1					
印旛	大森、安食、千代田地区	3	—	—	1	1	1							
長生	庁南、白瀉地区	2	—	—	1	1								
山武	大網、成東、松尾、横芝、 二川千代田	4	東金地区	1	1	1	1	1	1					
香取	古城、神代、笹川、府馬、 滑河、神崎、昭栄、大倉	8	佐原地区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
匝瑳	旭、野田崎	2	—	—	1	1								
君津	湊、小糸、久留里、中川、 昭和、大貫	6	木更津地 区	1	1	1	1	1	1	1	1			
夷隅	大多喜、勝浦、大原、長者	4	—	—	1	1	1	1						
安房	保田勝山、豊田、吉尾、和 田、鴨川、天津	6	—	—	1	1	1	1	1	1				
計		46			5	11	11	8	7	6	4	2	1	1

香取郡町村合併促進委員会資料

になると三六七人で一人の職員の人件費を負担することになる。役場職員が町村合併によってふえれば専門の一つの係を担当するようになるので自分の仕事に対する理解が深まり事務処理能力の向上も図れる。

町村合併はその結果として人口が増大し範圍が拡がるので、役場の職員も広い範圍から有能な人材を求めることができるし、議員にしても広い範圍からすぐれた考えをもった人が選ばれるようになる。

このような目標をもって町村合併は一年後には第27表にみられるような実態を示した。県下全体のなかで対比してその合併状況をみると、香取郡は町村合併がもっとも多くおこなわれた地域であることがわかる。このことは、町村合併のメリットにあげられている小さな町や村が多かったことを意味するものでもある。

第28表 町村合併促進法施行後1か年の成果

昭和29年4月1日

項目 県	昭和28年10月1日 の市町村数				増減(△)			差引計	昭和29年4月1日 の市町村数			
	市	町	村	計	市	町	村		市	町	村	計
千葉県	10	76	198	284	3	△3	△45	△45	13	73	153	239

注 昭和56年4月1日現在は28市、45町、7村である。

香取地方事務所

町村合併の動向は一か年間の変化からみてもかなりの反応がみられた。これは地域住民の意志もあるかもしれないが、合併をしたほうが望ましい町村に対し、県知事が勧告することが、促進法の中で認められていることもあり、県政の視点から指導できたことも大きく影響したであろう。このあと、県内各地の町村合併は順次進展し、次の地図にみられるような結果となり、現在に至っている。戦後の昭和二十二年四月には県下に三三四の市町村があったのに対し、現在では八〇の市町村があるのみである。これは明白に、町村合併の成果であるといつてよいであろう。

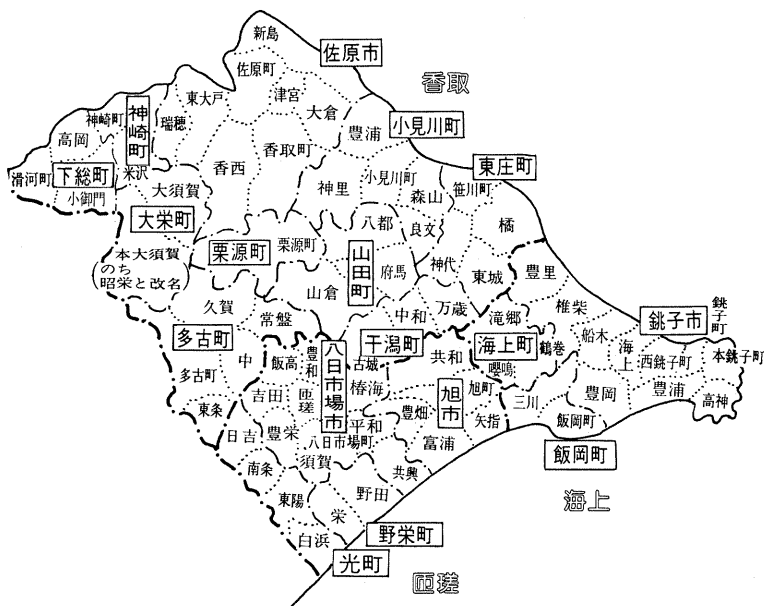
しかし、このように町村合併は「いいことづくめ」であったかといえは、いろいろな問題をも内包していた。

代表的な問題は、役場までの距離が遠くなるということである。合併した町村がどこに役場を置くかは大問題であつて、しばしば合併の中心となつて尽力した人々を悩ませた。合併することによつて町村の区域が拡大し、役場までの距離が遠くなつてしまふ。しかしこれは道路の整備や出張所を設置することで、ある程度の不便は解決できるし、役場は公職者でもないかぎり始終行かなければならないところでもないもので、そう大きな問題ではないと考えられるが、合併によつてどこが中心になるかということの問題がこれに付随していた。

また合併による民心(住民相互)の融和の問題があつた。これは旧町村ブロックの意識が強すぎて、何かにつけて新町村の運営の障害になることであつた。特に農業地区と商業地

凡例

- 東庄町 ワクつきは現在の市町村名
- 笹川町 ワクなしは旧町村名(昭和6年現在)。町と記してないのは村
- 現市町村の境界
- 太線は現在の郡界
- ..... 旧町村の境界(分村したものは現在の界に跨って記入)
- 香取 フチドリ文字は現郡名



●市町村数の変遷

昭和6年4月	昭和22年4月	昭和47年7月
348	→ 314	→ 80
1市347町村	7市307町村	26市54町村

郡別にみた町村数の変化

郡名	東葛飾	印旛	香取	海上	匝瑳	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	千葉	計
昭和6.4	41	31	41	17	14	32	26	23	43	40	21	18	347
〃 47.7	3	9	9	2	2	8	6	5	9	1	○ 郡消滅	○ 郡消滅	54

第11図 現行市町村と旧町村の区域対照図

(千葉県統計年鑑より)

区の合併の場合、この問題が表面化する傾向があった。

町村合併を推進させた先人の努力を十分評価し、町が将来にむかってどのような方向を指向しているかを良く理解し、これに協力していくことが先人の意をくんだ現町村民に求められていることである。

## 2 シャウプ勧告と地方財政

戦後の日本経済が不安定であり「竹馬経済」と評されたことは、まだそう古いことではない。

日本の戦後の経済問題を行政面から手なおしをしようというのが「税制改革」であり、これは、国、県、市（町村）にまで及ぶ大規模なものであったことは前項で述べたとおりである。

シャウプ使節団は、国と地方公共団体の望ましい存在形式として、「能う限りまたは実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区別して一段階の行政機関には一つの特定の事務が専ら割り当てられるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関は、その事務を遂行し且つ一般財源によってこれを賄うことについて全責任を負うことになるであろう。……」という勧告をしている。

地方公共団体の独立といっても、現在の近代国家のなかで複雑に経済機構が発展すればするほど、国と地方公共団体の関係は密接に関連しあうのであって、地方公共団体である県や市（町村）が国政から孤立して存在することはほとんど不可能に近いことといえよう。

しかし、問題は財政にあり、地方公共団体である県や市（町村）が、国からの「おこぼれ」をいだけ行政を推進するようなことであってはならないということ、そのためシャウプ勧告は、地方公共団体の財政面の裏付けを税制

の確立により保持しようとしたものである。

当時、全国的にみて、昭和二十四年五月の段階で全国に一万六〇八町村があり、その中で二一八〇名に及ぶ公選首長が任期満了に至らず辞職している。またこの中の数人の町村長が自殺しているということでも、地方自治が当時財政上極めて窮乏していたこと、さらに米穀供出問題、食糧問題、学校教育法に基づいて、小学校、中学校の経営費を町村が負担することになったこと、昭和二十二年十二月に警察法が施行され、市および人口五〇〇〇人以上を有する市街的町村に原則として自治警察を設置するように規定したことからその財政負担は大幅に増大する一方であった。しかも生活保護法の実施は当時の社会情勢と関連して、戦前に対比して適用を受ける者が多く、これらも町村にとっては大変な負担となった。「ゆりかごから墓場まで……。」というイギリスの福祉政策が金科玉条であった当時の日本の福祉に対する考え方は、一方では町村財政の圧迫という問題を伴っていた。

昭和二十四年四月千葉県では、このような問題を解決するため町村合併を積極的に促進させた。なかでも香取郡では合併の気運の盛りあがっていたところであった。そこで県は小見川町（昭和二十六年四月合併）と多古町（同年同月）は、合併モデル町村とした。その理由はこの二町が町村合併の啓蒙期に合併したことや、合併が実現すると直ちに全力を挙げ諸施設の整備をはかり、短期間によく地方自治体の面目を一新したこと、さらに農村部重点の事業を実施し生活向上を図ったことなどがあげられている。

当時県内はもとより、他府県からも町村合併のモデルとして視察に来町するものが多かった。

本町の場合は、このモデル町村のひとつである小見川町に隣接しているという地の利を得ていたが、現実にはなかなか思うようにまとまらず、新町誕生はこの仕事にあたった人々の苦心の所産ともいえるものであった。

## (二) 新町への基本構想

### 1 合併への具体的構想

戦後、民主主義の下の地方自治ということを目ざし、そのために地方財政を確固たるものにする必要に迫られた国や県は戦前からの町村行政区画を大幅に改め、合併による集約化を図った。

町村合併は県知事が合併を推進することができるようになっていたため、県内の出先機関である各地方事務所が合併プランをつくり、それが各郡内の市町村長に示された。

昭和三十年七月二十日、神代村、笹川町、橋村、東城村の四か町村は合併し、名称を東庄町とした。

この四か町村は香取郡の東北部に位置し、笹川町が商業地域として街区を形成しているほかは、農業を生業としている村落であった。

神代、橋、東城の三村は明治二十二年の市制町村制の施行で合併設立された村であり、笹川町はこのとき笹川村として発足したが、明治四十年八月一日に町制を施行し、戦後の町村合併に至るまで笹川町を称した。

参考までに明治三十年の各村の人口と戦後昭和三十年（一九五五）の合併のときの人口を対比してみると第28表のようになる。

これを見てわかることは、香取郡の農村地帯にある村として、そう大きな変化の波にあらわれることなく、平穩無事の変遷をたどってきたことが推定される。しかし戦後のあたらしい時代の流れの中にあつては、単に無事であれば



よいということではすまされなくなってきた。それは「地方自治」というたてまえから、どんな地方の町村においても、財政的自立が求められ、町村として地域の人々のための町村政を展開することが求められたからである。

そのため町村の集約化ともいえる「町村合併」が進展したのである。当初合併に関しては、神代、橋、東城の三か村が「合併促進協議会」を昭和三十年四月十八日に発足せしめ、笹川町が同年六月一日に正式に加わった。

合併が実現するまでの経過の概略は第30表「昭和三十年における東庄町誕生までのあゆみ」という年表形式の資料でまとめたとおりである。

合併促進協議会（三村）の委員が第31表のように決定されたのは同年の四月二十七日で、各村より行政の責任者および村内の有力者によって構成され、実質的な話し合いがすすめられている。協議会は各地をもちまわりで実施された。

この第一回協議会開催後の五月二日に笹川町を含む四町村合併のことが県庁の出先機関である香取地方事務所所長から要望として提示されている。また合併の時点を昭和三十年七月一日とし、新町名は「東庄町」としてはどうかということが出ている。この町名に関しては、どの場合も地域住民が自分たちの地域の町名を残したいという願望が強く出てまもらないことが多かったが、本町の場合は、どの町村名をとらなくてもよい適切な歴史的地名が存在し

第29表 東庄町を構成した旧四町村の人口変遷

町村名	明治三〇年人口	昭和三〇年人口
神代村	二、六三九人	三、七九〇人
笹川	五、五九三	五、七三三
橋	二、四三二	五、一四四
東城		三、六二七
計		一八、二九四

ていたことである。

この町名を最初に提示されたのは旧橋村「東大社」の先代宮司、飯田秀真氏であったと伝えられている。

また合併が意外にスムーズに進んだのは、いわゆる町名に関する混乱が生じなかったことも重要な一因であったといえよう。

なお合併にかかわるさまざまな問題については、各村民に村長名

第30表 昭和三十年（合併年）における東庄町誕生までのあゆみ

月	日	会 議 内 容	会 場	備 考	
7	7	<p>三か村合併促進協議会規約設定                      橋村長羽計晟提示                      第一回協議会 各村委員決定                      町村合併促進法の特例の適用をうけて三か月以内に合併したいということ                      討議し合併の範囲をひろげ笹川町を含め四町村合併案を示される。                      町村合併の目標 本年（三十年）七月一日                      町名 東庄町（仮称）が提出                      新町村名を東庄町と決定、合併の形式は全体合併とする。                      地方事務所長（香取）合併に笹川町を入れることを要望                      神代、橋、東城村長及笹川町長議長合併について会談                      笹川町、合併に正式に加わる。                      財政五ヶ年計画をたてその実現のため部会を設置                      第一部会 第四部会                      香取地方事務所より担当者が来て合併に関する事務手続きを説明                      合併申請手続き完了の報告がおこなわれた。                      各部会の代表より経過の報告あり                      各部会のプランを検討                      新町建設計画のプラン（原案）について検討                      促進協議会解散する。</p>			
6	6				
6	5				
5	5				
5	4				
4	4				
17	5			橋村役場 神代村公民館	
21	9			橋中学校	
1	25			香取地方事務所 東城小学校	
				神代小学校 笹川公民館	
			銚子暁鷄館		

第31表 町村合併促進協議会委員名簿

(当初は笹川町を除く「三ヶ村合併促進協議会」と称した)

職	神代村		橋村		東城村		笹川町	
	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
村長	上代 克己		羽計 晟		布施儀三郎		五十嵐丑松	
議会議長	木内 勝男		小林 健		鈴木 繁勝		石毛 光全	
同副議長	星野 長雄		清水 利一		鈴木 啓治		五十嵐憲治	
議會議員	高野 廣	議会選任	山内 進		篠本 誠藏		野口 寛	
同	椎名 和	同	山本 源一		塚本 国松		多田 俊夫	議会選出
農協長	向後 省三		竹田 竹松		山本与一郎		石毛豊太郎	同
農協協長	吉田 知三		越川 笹藏		山本貞太郎		五十嵐章夫	同
教育委員	高木 豊治		山本 徹夫		岡野 正雄		多田泰治郎	団体役員
同	岡本 豊治		柳堀 恒雄		松本 誉柄		鈴木巳之助	学者経験
書記	大根庄次郎	役場職員	山本 五郎		村田 利長		同	同
同	同	新宿区長					同	
		農協委員長						
		農協監事						
		同						
		村會議員						
		副議長						
		議長						
		助役						
		同						
		村長						
		同						
		同						
		同						
		同						
		同						
		同						
		同						
		同						

で次に示すような配布文書が作成されて、くわしく事態のなりゆきが伝えられている。これによって村民のひとりひとりが、合併がどのような過程で話合われているかを知ることができるようにとの心くばりを知ることができる。町村合併はこのような為政者の細部にわたる手だてのもとに着々と進行していったのである。

## 二の後の町村合併問題の経過について

昭和三十年六月十二日

袖代 村 長

四月中旬に冊覧を以て合併問題に付中間報告を申上げました以後の経過について御報告を由上ます、四月十六日東城村に三村の委員にて会合し、三村にて發定することに決し法律に基く町村合併促進協議会規約を協定し夫々の村議会の議決を経て三村より十八日中に県へ提出する事を申合じ本村は十七日の議決を了し四月十八日鶴瀬堤出のたの橋東城兩村長と共に出席先、手続を済ませ四月廿三日三村長出席議決を了した「町村合併促進協議会規約」を提出したこの日笹川町より提出して三村への加入方に付県の幹施を依頼したのを總務部長始め地方課の係より笹川町を加へ四ヶ町村にて協議会を設置する様強く要望され三時間余に亘つて説得されたが東城村長としては村内情勢が乏を許さぬ理由を述べて容易に容認しなかつたが遂に四月十七日に三村を議會を召集することを承認して漸く發列里を掃村した、十八日各村とも議會を召集して待機し県金木氏及地方課所長は東城村に出席し笹川町の加入方を説得したが遂に妥協するに至らず規約變更の議決は不可能と決つた橋及本村は議案が廢案と決つたのを議決に其の旨を報告して解散するに至つたのであるが縣としては議決成立の場合は鶴瀬堤出の長終期限の十日午後十二時迄期限を受理するのを是非議決へ運んで貰ひたいとの強い要望を述べたが遂に決断するに至つて直に緊迫した事態をみた、従つて笹川町としては町長及議員の選挙を施行せざるを得ない窮に於つた次第である、三村では法律に基く促進協議会の第一回の會議を五月二日本村公民館に於て開催し今後議事の運営に付打合せ橋村長を会長に選任七月一日迄に新町の新設足の出来る様努める事とし、本庁舎は三村の中央に近く県道に沿ふ位置に新庁舎を新築する事等を申合せて解散した五月十四日村の協議会を委員を新町村建設計画の内容に付検討を加へ五月十六日九二回の三村の會議を橋中学校に開催した、主として本町村建設計画の逐條詳議に入り町名を東庄町とする合併の形式は合併合併とする庁舎の位置等については従来の都合の通りとし新庁舎は昭和三十年度中に完成すること庁舎完成迄は各村役場は従来

通り執務すること、本庁舎完成後は旧庁舎は公民館に転用すること、小中学校は従前通りとし、旧校名を其俣  
継すこと、消防は新に本郡を設け旧村の消防団は各々支團とする等の協議をした。この日、榎川町長及副  
長氏は会長に会見を申入れて、榎川町も三村の協議会に加入した。この日、榎川町長及副長  
は、この旨の申出があつて辞去された。正午、地方事務所長監席し、議の次第を五月二十五日迄に決定す  
ることとし、榎川町の加入を認める場合にも従来の協定事項は基本的に變更しない事、榎川町へ出張所を  
置く申出があつた場合は、最少限度の執務とする等、申合せを解散。五月二十三日、村の委員会を以て、送  
迎報告と、榎川町の加入の件を協議し、建設計画の内容について、も協議した。本日、東城村は委員会に於て、榎川  
町の加入を承認、四ヶ町村の協議会とすることに、定例午後の懇談会を協議会規約一、四、變更の件を附談して決  
定したとの連絡があつた。五月二十五日、地方事務所に三村長及榎川町長、協議会合議村長が、三村の従来の  
申合せの内容を説明した。対して、榎川町としては、急務に於て協議会規約を議決し、五月二十八日迄  
に三村へ報告する旨の發言があつた。六月一日に四町村の協議会を東城小学校に開催する事を甲合世  
之、新く四町村の協議会就道に乗るに至つた。六月一日、東城村小学校に四町村の初会には、会長を再び選  
考の結果、榎川町長より本庁舎完成後は旧庁舎は廢止せざる由であるが、榎川町には出張所  
を存置されたいとの申出あり、各村とも異議なく、これを認めるとした。次に、新町村建設計画の協議に入り、榎  
川町は小見川中央病院の分限として存置する機勢のある事、臨時病舎は各村村とち予防組合に加入し、ある  
に、つぎ従来通りとする公営住宅は榎川町の従来通りを継承する農業委員会に就いては、町一本とし、南條町  
村の委員の協議にまづこととし、青年團婦人会は町一本の統合する尚、新部については、四町の委員の都合を  
設けて、夫々審議することとし、各町村とも、協議会の委員の選出を、六月月中旬の議決を以て、七月二十日頃新  
委員を期し、尚、榎川町より町名について、再考されたい旨の發言があつて、次回、研究課題として、開会。  
六月七日、日本村の委員会を向き、各委員の協議事項の研究をした。六月八日、榎川町長より、陳情書の提出があ  
つて、榎川区は、廃止の變更を以て、干支町へ編入を希望する旨の、記名捺印を以て、陳情書が（以下略）

## 2 合併に臨む各町村の動向

町村合併を推進させるにあたって、本地域では当初の香取地方事務所および郡町村会作成の基本構想では、橘村は豊里村と、神代村は府馬町および良文村と、東城村は万歳村とそれぞれ合併するようになっていた。しかしその案はいろいろな障害があつて実現しなかつた。橘村と合併する予定であつた豊里村は昭和三十年二月に銚子市へ編入された。

このことは直ちに、神代、東城、万歳の三か村に反響し「神代、東城、万歳三村合併促進期成同盟」という組織がつくられ村民にこの三か村合併を促進させるはたらきかけがおこなわれた。

しかし万歳村は一方では干潟町に合併する意志をもつ人々もあり、結果的には昭和三十年四月に古城村、中和村と合併し干潟町の一部となつた。

この結果神代、東城、橘の三か村合併の計画が具体的になりさらに、これに笹川町を加えるという考え方がまとまつた。ここで、各村の合併促進協議会が、各地域の議会議長、副議長、議員代表（二名）、町村長、助役、町村吏員（一名）、学識経験者（二名）で構成され、次に示す四つの部会に分かれて合併に関する協議をおこなつた。

第一部会 町名、庁舎および教育に関すること。

第二部会 道路、交通、郵政および建設事業に関すること。

第三部会 衛生および屠場に関すること。

第四部会 財政、庶務および消防に関すること。

## 神代、東城、萬歲村民に訴う

町村合併の問題が取上げられてから既に幾年かの歲月が流れた。而るに未だに吾々の村はどうなるかも予測できぬとは何たる事だろう。徒らに村当局だけに委任しておいて拱手傍觀してよいだろうか。否この時にこそ奮い起つて直に比隣相謀りて理のある処に聴き宜しきに治める最後の段階に達したのであつて、此の危機であり又同時に好機を逸することなく、子孫百年の計を定めようではありませんか。

抑々町村合併は住民の福祉と文化向上にあることは申すまでもない所であつて、此の原則から神代、東城、萬歳の三村はその立地條件と經濟、交通、産業、人情、風俗、歴史等、凡ゆる角度から同一行政下にありて適切なる政策の立案遂行のできるのは誰しも疑う点のない処である。

一例を挙げれば、三村は共に干潟耕地を中央に狹んで利根用水による純農村地帯であつて、合併後と雖も従來通りの農業政策が其の儘實施できるのであつて、小規模なるものより大規模へと合理的且經濟的に經營も一段と光彩を放すこととなり、理想的農村へと發展するのは火を見るよりも明かな処である。

例へば、櫻井地域内に萬歲村の公共機関である小學校、農協事務所、倉庫及び公民館等の諸施設が建てられて居り、又萬歲村溝原の學童が神田櫻井の兩部落を経て通學するが如き、又櫻井區内に住居し萬歲村に寄留して萬歲村民となつて居る者は約四十戸程ある状態で、これが合併の曉には道路は改善され、學校は整理統合せられて相互に從來の不便から抜け出して一躍光明の社會へと變るであろう。又歴史的にみても從來大久保、舟戸、櫻井、和田、神田、溝原、関戸、萬歲が上代郷八ヶ村を形成していたことから推しても風俗、習慣、産業上

酷似していた證左であつて、明治二十二年町村制々定以前の狀態に復歸するもので、寔に喜ばしきことで、又當を得たるものと云わなければならぬ。

曩に笹川、橋、神代、豊里の五ヶ町村合併の提唱せられつゝ、あつたものが豊里は銚子に走り今回又笹川が自ら退陣して事實上白紙同様になりたるものである。萬歳村も亦中和、古城との合併は御破算となり一應白紙に返りたるものである。此の時に当り上記の理由から神代、東城、萬歳三村の合併は機を失うことなく、從來よりの一切の行懸りをさらりと捨て、迅速果敢に合併を完成して先づ第一段階の目的を達すべきであらう。此の秋に当り公正なる判断と断乎たる処置をとることが最大要件であることは云うまでもない。

さきに東城村に於ては夏目、八重穂の區民が、又神代村では舟戸、櫻井の兩區民が昨年秋それぞれの村当局に對して陳情書を以つて萬歳村を除く合併には絶對反對なることを歎願し來たるも未だに目的達成に至らず遺憾の極である。

凡そ民主主義の社會に於て町村合併は公正妥當に進められなければならないのに何等の理由なくして傍聽を禁止して秘密裡に委員会を進めたることは一再に止らず、斯る非民主主義的な委員会に此の重大な問題を委しておいてよいであらうか、よろしく會議を公開して住民の意のある処を聽き、吾等住民又大いに目的とする処を述べて適法にして且つ公正なる合併に進むべきではなからうか。

千載一遇の重大時機に直面して廣く良識ある同志に訴へる次第であつて、吾等の憂村の趣旨に賛同せられて日より見の態度から脱して積極果敢な運動を展開し速に神代、東城、萬歳三村の合併を達成しようではありませんか。

昭和三十年二月五日

神代、東城、萬歳三村合併促進期成同盟



この四つの部会はそれぞれ審議を重ねて新町の名称、役場の位置、新町建設計画、各種委員の任期等について協議した。協議事項は昭和三十年六月十二日に各関係町村議会において満場一致で議決され、合併が承認された。

こうして同年七月二十日神代村、笹川町、橋村、東城村の一町三村の合併が実現して東庄町が誕生したのであるが、ここにあたらしい問題がおこった。それは従前から干潟町への合併を希望して、県にも、町にも「分町」の申請を出していた東城村の夏目地区と神代村の桜井地区が東庄町が成立した後、猛烈な分離運動を展開しはじめたことであつた。この発端は町村合併によくあるところの、どこと合併するかということに関する利害や見解の対立であり、したがって合併問題がおこつた時点ですでに問題が出ていたのである。

次にあげた「陳情歎願書」（昭和三十年一月十一日、桜井区有文書）の内容をみると問題の発端が東庄町誕生とともにおこつたものでないことがわかる。

#### 陳情歎願書

曩ニ東城、神代両村ニ於テ夫々有志相謀リ陳情書ヲ以テ東城、神代、万歳を中心とする三ヶ村、町村合併促進ニ関スル件上申シタル所吾等ノ希望ハ漸ク容レラレテ万歳村引入ニ関シテ辛ウシテ初光ヲ視ルニ至リタルモ猶今後幾多ノ困難ヲ予想セラレハ寔ニ遺憾ニ堪エザル所デアル

抑々町村合併ノ目標トスル所ハ住民福祉ト経済ノ安定増進ニ在ルヲ以テ環境ト地域ノ情況ニ依テ之カ帰趨ヲ決定スベキモノト思料セラル。吾等住民ト万歳村トハ右ニ条件ニ緊密不可分ノ関係ニ在ルヲ以テ万歳村ヲ離レテノ町村合併ハ全ク其意義ナキモノニシテ其ノ切実感ハ極点ニ達シアリ然ルニ関ラズ四ヶ村合併推進委員会ハ万歳村が同一条件ノ下ニ引入ルルノ熱意ヲ示サザルノミナラズ依然遅々トシテ進展セズ徒ラニ笹川町ニ、制セラレテ目標ト時期ヲ誤リ將ニ昭和三十年ノ公職者任期ノ終ラントスルニ関ラズ之ガ解決モ覚束ナキ現況ハ全ク座視スルニ忍バザル所デアル。上述ノ如ク吾等ノ努力ハ徒勞ニ終ラントスルハ寔ニ慨歎ニ堪エザル所ニシテ可及的速カニ容ルベキハ容レ離スベキハ離スノ決断ヲ必要トスル段階ニ到達シアリ乍然一時ノ感情ニ走り大計

ヲ誤ルノ先例ニ字ビ採ルベキハ採リ、捨ツベキハ捨テ熟慮シテ断行スルノ勇断ヲ振ハレンコト切望ニ堪ヘサル所テアル与論ニ聴キ大道ニ就クノ拳ニ出デラレンコト歎願申上ゲル次第デアリマス。

依テ貴委員会ハ吾等有志ノ意ノ在ル所ヲ御賢察ノ上嘉納セラレ右目的達成ノ為メニ速ニ問題ヲ白紙ニ返シ新ニ発足スルノ拳ニ出デラレンコト懇願ニ堪ヘザル次第デアル茲ニ東城、神代両村住民有志ノ代表トシテ連署陳情書如件。

昭和三十年一月十一日

四ヶ町村合併促進委員会

御中

東城村 夏目区長  
氏 名印

同 区長代理  
氏 名印

同 八重穂区長  
氏 名印

神代村 桜井区長  
氏 名印

同 舟戸区長  
氏 名印

(以下略)

また東城村夏目地区があげた「干潟町編入合併の主な理由」として次のようなことをあげている。

一 町名がよく夏目部落の実体を言い現わしている事。

夏目部落は干潟八万石の開祖鉄牛禅師発祥の地にして其の遺徳と相並んで弘く干潟の夏目として世に知らる。

二 立地条件が同じ。

干潟町は干潟八万石耕地に面し夏目はその根源をなし一口に干潟百姓として耕地の環境及生活上の利害得失相同じく密接不離の地理的關係にある。

### 三 耕地の改良普及はすべて干潟土地改良区にあること。

夏目耕地の發展は干潟土地改良区を中心として、その施策の運営に俟たなければならない。干潟町はその中心勢力をなすものにして夏目が干潟町に合併した場合東庄町のそれよりもはるかに有利である。

### 四 小・中学校の勉学が容易なること。

小学校の場合現在の分校は独立小学校に昇格され、尚中学校の場合は旧万歳中学校に通学し将来統合の場合でも現在地に存続でき通学の便も平坦にして途中に危険もなく雨等の場合でもバスの利便容易である。

### 五 干潟町自体の主力が低地に在ること。

従来旧東城村は台地、低地に依り構成され地勢上台地に村政の中心があり為に凡ゆる面に不利不便を感じ夏目部落民の福祉に副わなかつた。東庄町の地勢は旧東城村の地勢より尚複雑し今迄より以上益々夏目住民の福祉にならない。

### 六 交通經濟文化の中心地が共通していること。

旭市を中心とする交通網は干潟耕地を循環し従って其の利用も繁く為に經濟文化の交流上干潟町とは不離の關係にある。

### 七 税負担の適正

従来、旧村の場合夏目住民は同じ干潟耕地を耕作しながら旧万歳、滝郷に比し供米割当に於ても相当高率の割当を受け従って所得に及ぼす税の負担面も適正を欠き之が夏目住民の經濟に多大の影響があつた。

分町を主張する夏目、桜井地区の当時の地域状況は第32表に示すようなものであつた。

また一方では分町に反対しての陳情書が出されたりしている。

旧東城村小南地区では昭和三十一年二月四日付で小南地区から千葉県に対して「東庄町分町反対陳情書」を提出している。文面は次のような内容であつた。

第32表 夏目・桜井両部落概要調査表

種目	部落名	夏目地区	小南根形地区	桜井地区	計	備考
戸数		133戸	46戸	55戸	234戸	
人口		923人	303人	326人	1552人	
水田面積		七 18762.09	七 1531.15	七 3389.20	七 23683.14	
畑面積		七 716.11	七 557.01	七 2267.19	七 3541.01	
山林面積			七 507.25	七 2173.29	七 2681.24	
宅地面積		七 1262.16	七 528.09	七 404.20	七 2195.15	
その他の土地面積		七 905.00	七 100.13	七 120.00	七 1125.13	根形地区は夏目に含む
固定資産税額		1,578,900		332,620	1,911,580	〃
自転車荷車税額		29,160		26,680	55,840	〃
町民税額		1,413,415		189,716	1,603,131	〃
水田評価額		71,159千円 (税) 996,200円		11,883千円 (税) 166,300円	830,420千円 (税) 1,162,500円	〃
畑評価額		2,471千円 (税) 34,500円		4,399千円 (税) 61,500円	6,870千円 (税) 96,000円	〃
宅地評価額		16,816千円 (税) 235,400円		3,799千円 (税) 53,100円	20,615千円 (税) 288,500円	〃
山林評価額		206千円 (税) 2,800円		878千円 (税) 13,600円	1,084千円 (税) 21,400円	〃
法人数		3			0	
電話加入者数		9		3	12	
消防分団員数		3 大型自動車1台 分145動力2台腕 分人用3台		1 腕用ポンプ1 分40台		
有権者数		504人	164人	181人	849人	
就学児童数		47人		10人	57人	
児童数		126人		37人		
生徒数		77人		20人		

主要建物	分教場1坪 3教室 職員室3人	坪97 応接 員3人				
町役員公職者	町議 2名			公職者なし		

参考欄

(桜井部落広狭別農家数)

1反未満	3戸	行政連絡	両部落共佐原
1反～3反	7	登記所	両部落共小南
3反～5反	7	保健所	両部落共佐原
5反～1丁	9	警察	〃 小見川
1丁～1丁5反	9	電話	桜井万才局夏目小南局
1丁5反～2丁	12	土木	桜井の内水門迄銚子
2丁～3丁	1		それより北小見川
計	48戸		夏日は銚子旭派出所

分町反対陳情書

謹んで千葉県当局に香取郡東庄町の分町問題について分町反対を陳情し格別の御同情を得たいと思います。

従来分町派と称する東庄町夏目区の一部住民は当小南区との境界について分町を有利ならしむべく小南区地先に住居しある一部住民を慫慂し分町態勢の確立を図り当区の一部を夏目区に編入せんことを陳情せしと仄聞したので当区民は此の事成りし暁には相当の耕地を失う結果を招くため小南区先を分町派に与える如きは全区民拳って之に反対するものであります。このことは既に昨年一月別紙の如き決議して当区の態度を明らかにしてありますが最近分町派はデマ、宣伝等を用い執拗なる運動を続けている現状なので茲に県当局の御同情と理解ある処置により重大なる分町問題を円満に解決すべきためにも我々の意とする処で御汲み取り願います。

以上概略陳情致しましたが短見不文尽すことができませんが御推察の上私共関係者の願意の達成されるよう御尽力下さるよう幾重にもお願いいたします。

昭和三十一年二月四日

(香取郡東庄町小南区の区長、評議員、組長等の署名・印は省略)

このような「分町運動」は、夏目地区の場合、地区内においても賛成派と反対派があり、両派の意見が対立したため「分町賛成派」は家々の門戸に標札を掲げたといわれている。

このような対立は、発足したばかりの新しい町「東庄町」にとつてかなり重い荷であったが、町政をあずかった当時の人々が、分町派の人々に対して、誠意をもって問題を解決するという方向を示していたため、このような問題にありがちな暴力沙汰もおこらず結局住民の投票により決定することになった。

昭和三十一年三月十七日投票が実施され、夏目地区ははげしい運動があったにもかかわらず東庄町に帰属することに賛成する人が三七三に対し、反対は二三〇で、分町は否決された。桜井は干潟町に編入することに賛成する人が一二三に対し、反対者は三八で干潟町に編入することになった。

こうして、発足したての「東庄町」に課せられたひとつの大きな試練は解決をみたのであるが、これですべてが解決したのではなく、いろいろ新町をめぐる問題が出てくる。しかし、「新町建設計画案」などを策定し、順次問題の解決をはかりつつ現在に至っているのである。

### 3 東庄町の発足

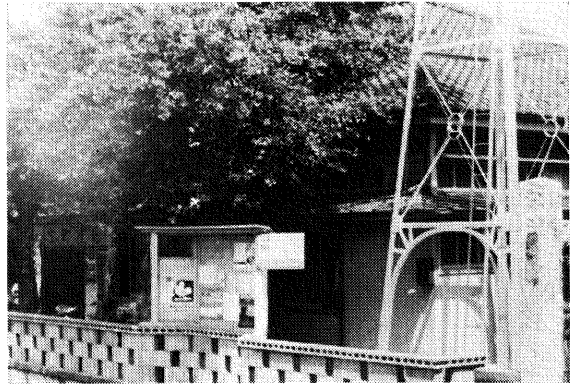
さまざまな曲折をへて、神代、笹川、橋、東城の一町三村が合併して「東庄町」が発足した。合併の形式にはいろいろあるが本町の場合は各町村が対等を前提とした「合体合併」であった。

昭和三十年六月十五日、神代村長、橋村長、東城村長、笹川町長の連名で千葉県知事柴田等に対して「町村を廃し町を設置する処分申請」なる文書を提出した。その中の「廃置分合を必要とした理由」に次のように記されている。

「町村合併促進法」の精神に則り、町村の規模を適正化し運営を合理的且つ能率的にし住民の福祉を増進するため神代、笹川、橋、東城の四ヶ町村を廃し新に東庄町を建設せんとする。四ヶ町村は香取郡の東北部に位し相隣接し一つの地域社会としてほぼ人情風俗を同じうし大部は農を以て立ち一部商工業を営みおり合併に依り産業振興するを基礎として財政力を集中強化し諸般の町村事業を伸展して所謂弱小町村の域より脱し地方自治を伸展せしむる必要が時代の推移に依り強く感ぜられる」としている。

また、新町名設立の理由というところには「東庄（庄は荘の略字）の地はもと荘園である。源頼朝鎌倉に幕府を開くや論功行賞をなし千葉常胤の六男胤頼を東荘に封じ、胤頼依つて東を以て姓となし代々飯田城に居る。東荘は一に又、橋荘とも称した。その地域三十三郷と称し又十二郷とも言つたが同一の地域を指したものとされる後の橋、東城、神代、笹川その他豊里、万歳、良文、森山の各町村に亘る地域である。これによつて新町名を東庄としたのである。」と記されている。その歴史的内容に関しては、専門的な立場からみれば指摘されるべき問題点もあるが、とにかく、なを根拠にして新町名を設立したかということが明白に記されている文書として残っているので、ここにとりあげた。

また東庄町の役場をどこに設置するか、さまざまな意見が入り乱れ、位置の決定に難行した。そこで漸次措置として、初代町長の在在地である橋村役場（所在字石出区）を東庄町役場（仮庁舎）とした。残りの三町村役場の建物は東庄町役場出張所として使用されることになった（昭和三十四年迄使用）。この間本庁舎（東庄町役場）は町の中央（青馬区弾正原）に設置する意見や、公共交通機関の所在する交通便利な位置に設置する意見など、庁舎の位置決定の諸条件（自治法四条）が論議され、決定が延び延びになったが、昭和四十年三月十四日、本庁舎位置を現位置（東庄町笹川い五七九番地の一）に決定するとともに、昭和三十八年、町の中央に設置した東庄町役場中央支所の存続を決定した。



現庁舎の前の東庄町役場（旧橋村役場）

東庄が誕生するまでの経過は前に記したとおりであるが、当時議員としてこの仕事に関係していた高橋修司氏の日記をみるとこの合併実現の仕事が大変であったことが想像される。ここにその一部を引用しておく。

高橋修司氏の日記より

昭和三十年四月十八日

こ連日合併問題解決のため仕事にならず、昨日は県及び地方事務所長の橋村における努力も効果なく東城村の反対で遂に三ヶ村のみで合併協議会を設置することになったので、今日は最後の手段として、委員代表として多田庄兵衛氏を案内役に石毛助役、林正副議長及五十嵐農協組合長と私の六人で県庁へ陳情に行き先ず地方課長、総務部長、副知事と順に今日までの実情を訴えて善処方を懇請した。これに対し、地方課では午後三ヶ村長及び地方事務所長が来るので交渉すると言うので午後四時頃まで、これ待たせ。総務部長室で県は部長以下地方課の総力を挙げて、東城村長を説得の結果、明日再び県が東城村に出張して交渉することとなり、終列車の時間スレスレに乗って帰る。

同氏の日記によると、「この翌日（十九日）県地方課より東城村へ係長等が説得のため出張、四ヶ町村同時に急拠議会を開会して合併協議会設置の議決をする予定で待機していたが、東城村の議員は不在とて議会は成立せず、県側の努力も水泡に帰した。」と記されている。

合併への道のりが険しいものであった一事例がこの高橋氏の日記によつてうかがい知ることができよう。

しかし、さまざまな努力の結果、合併は実現した。同じく高橋氏の日記で笹川町の場合をみてみよう。



第33表 合併時における面積と人口

町村	総数	神代	笹川	橋	東城
面積 km <sup>2</sup>	47.16	12.16	11.00	13.90	10.10
人口	18,631人	3,796	5,877	5,274	3,684
人口密度	395人	312	534	379	365

第34表 東庄町官衛公署所在

	神代	笹川	橋	東城
役場	——	本庁	支所	——
郵便局	——	本局(東庄局)	支局(橋局)	支局(小南局)
警察	駐在所	小見川署 東庄幹部派出所	駐在所	駐在所
病院	——	——	町立病院	——
国の出先機関	——	水資源公団 大根用水	水資源公団	——
県指	——	水郷筑波国定 公園	同	県民の森
国農	支所	支所	支所	支所

昭和三十年六月十四日 火曜 晴

夜役場会議室で町村合併委員会があり、各部落の座談会の結果を町長より報告の後、僅少の反対者について意見の交換をする。反対意見も感情論らしいので、特にこれを問題とせず、明日の町議会で議決することに意見の一致をみた。

六月十五日 火曜 晴

午前九時定例町議会が招集され、今日も時間勵行で九時十分開会一号議案として笹川町を廃し、新に東庄町を設置する案が提出され、その具体的内容については活発な意見が交換され、結局新町建設計画については更にこの意見に従って代表者が努力することとして、満場一致この歴史的な案件を可決した。本会議終了後全員協議会に移り三十年度予算について当局の説明があり、これに対し都市計画について意見が集中され、都市計画委員を議長指名により改選した(以下略)。

七月二十日 水曜 晴

本日、東庄町発足、橋中学校における東庄町合併式に

出席、式後、急ぎよ町議会が開かれ正・副議長、教育委員などの選挙をする。(中略) 笹川の五十嵐憲治氏を議長に、神代の星野長男氏を副議長、東城の向後彰氏を議会選出の教育委員に推せんし決定、更に早速必要な条例を原案とおり可決し、後祝賀の懇親会あり。

この後、同氏の日記によると「夏目」や「桜井」の分町問題が、九月からおこりはじめて、それらが日記中に散見するようになる。

合併後、東庄町は産業面では農業を中心にして発展し、教育文化面では、社会教育などに特色あるあゆみを示して現在に至っている。

#### 4 新町建設計画

東庄町が発足すると、すぐ問題となったのは「あたらしい町づくり」という将来構想である。どんなすばらしい構想をたてても、それが「町」の現実に立脚したものでなければ「絵にかいた餅」であろう。

本町でも合併、新町発足後、「基礎調査」の結果をふまえ「新町建設計画」を昭和三十四年に発表している。

これは「基礎調査結果表」と「現況と問題点」(分析書)の二部からなり、いずれもB4判見開きで、前者は一五八ページ、後者は一七八ページという大部のものである。

ここに記されていることが二〇年余の歳月の経過の中でどのように達成されていたかを検討することは、町のうつりかわりの中で大切なことであると思われる。

しかし、現在ここですべてについて触れることは紙数の関係からみても不可能であるので、主として人口や所得お

第35表 昭和30年における近隣町村との人口密度の比較

本町役場調べ

第二節 東庄町の誕生

	面積km <sup>2</sup>	人口	人口密度
国	369,662.04	89,275,529	241.5
県	5,024.92	2,205,060	438.8
郡(香取)	393.69	122,392	310.9
干潟町	31.14	11,448	367.6
山田町	51.78	14,868	287.1
小見川町	61.77	23,715	383.9
銚子市	73.66	88,157	1,196.8
海上町	34.53	12,183	352.8
東庄町	46.91	18,017	384.1

第36表 本町(含当該区域)人口の推移

本町役場調べ

年次	昭和5年	10年	22年	25年	30年	32年
人口	14,146	14,779	18,726	18,631	18,017	17,332
昭和5年を100とした指数	100.0	104.5	132.4	131.7	127.4	122.5

よび産業という面に焦点をしばって記述することにした。ほかの事項に関しそれらを無視したということではないことを前もって了解されたい。

○人口問題から

本町の人口は、昭和初期(昭和五年)には一万四一四六人で、昭和十年には一万四七七九人と次第に少しずつ増加し、昭和二十二年には一万八七二六人と異常な増加ぶりを示した。このことは昭和二十年八月十五日の終戦にともない、外地から復員、引揚げの人々がそれぞれの地域に入ってきたためであろう。また、それまで大都市に住んでいた人々が空襲による戦災などのため郷里である地方へ転入して来たためでもあろう。しかし昭和二十五年から次第に減少の傾向にむかい、その後減少傾向が次第に大きくなっていった。

なお、人口密度という視点からみると、昭和三十年において一平方キロメートルあたりの人口密度は、国全体で二四一・五人、県全体では四三八・八

人、香取郡単位では三一〇・九人であるのに対し東庄町は三八四・一人で、当時となりの小見川町が三八三・九人で、それよりも大であることがわかる（第35・36表参照）。

当時このような実態をふまえて町は次のように問題点をまとめている。

- 1 十歳ごとに年齢を区分し、昭和二十五年と三十二年を比較してみると少年人口の減少が目立ち生産年齢人口と老年人口の増加の傾向が現われている。
- 2 人口動態の推移からみると自然的動態、社会的動態ともに減少しつつある。

(中 略)

- 5 二十歳～二十九歳代の人口の減少は就職等による転出など社会的減少である。

- 6 生産年齢人口の増加が予想されるがこれに伴う地域産業の開発、老年人口が増加していくことへの対策、出生減に伴う少年人口の減少を考慮して施策する必要がある。

### ○産業面から

さらに、人口問題を産業別人口という視点から検討すると、別の課題を見出すことができる。

第37表をもとに、第一次産業に従事する人口を検討してみると、昭和二十五年から三十二年にかけて本町の総人口は次第に減少の傾向にあるにもかかわらず、第一次産業に従事する人は増加し、飽和状態を示している。町としてはこれ以上収容し得られないとみている。その結果、不完全失業者があらわれ、町外への就職者が多くなっていくとみている。

第二次産業に関しても減少の傾向がずっと続いていること、第三次産業に従事する人口は次第に増加の傾向がみられることを指摘している。

これらを基調にして、本町は「新町建設計画」の構想として

第37表 東庄町の産業別人口

産業別	昭和 25 年		30 年		32 年	
	総人口	%	総人口	%	総人口	%
総人口	18,631	100.0	18,017	100.0	17,332	100.0
第1次産業	12,496	67.1	11,996	66.6	12,625	72.8
第2次産業	2,184	11.7	1,509	8.4	1,054	6.1
第3次産業	2,849	15.3	3,474	19.2	3,515	20.3
その他	1,102	5.9	1,038	5.8	138	0.8

第二節 東庄町の誕生

1 町の商工業の育成、工場等の誘致による就業人口の増大を計る。  
 2 農業経営の合理化を計り農業雇傭の不均衡を是正する。  
 3 土地改良事業等の早期実現を期して、労働力の効率、経営の集約等をはかる。  
 4 二、三男対策として以上の外、職業補導教育の充実を図る。

またこのような構想が現実化していけば、当然町民の所得は向上するわけである。本町の所得の中心は、農業で総所得の六四・九%を占めている。これを就業者一人あたりの所得でみると比較的低所得である。したがって、このような事実をふまえて、町の産業の基盤である農業の振興をはかり、土地改良、機械化を進めること、そしてその他としては工業（でん粉業）面での工夫改善、商業に関しては金融面での対策を確立したり、経営指導に力を入れたりすることを、とりあげている。

昭和三十年に東庄町が誕生して以来早々に本町の特性を調査し、将来への構想をいろいろな面からうち立てている。

現時点からみると農業だけが、飽和状態の就業人口から次第に、減少傾向を示し、現在では人手不足を生じている点などがみられるが、その他に関しては、当時樹立された構想を基盤として、手なおしを加えながら、次第に現状に即した形で推進され、現在に至っている。

### (三) 經濟の進展

#### 1 行財政規模の拡大

昭和三十年に東庄町が発足した町政運営上その根底に存在するねらいが、行政の効率化をはかり、財政の安定確立をはかろうというものである。

現在、行政改革ということが良く言われるが、地方行財政面における計画的、合理的な運用については、すでに昭和四十四年三月に地方自治法が改正された時点において、市町村は、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して町政を推進していくように義務づけられた。

本町では、これにもとづき昭和四十六年に町行政の総合性、計画性を確保するため企画課において作業をすすめ「東庄町基本構想案」を作成した。

行政面に関しては、町民の意識の変化・社会經濟の發展に伴う多様化と高度化などを前提として、行政の能率的運営および合理的組織を確立すること、人事管理の充実を図り、サービスを第一として、民主的行政の使命を果たすことを主眼としている。また人の生活圏の拡大に伴い、行政需要の広域化という問題も派生しており、この点に関しては、近隣市町と提携を密にし、効果的に事業を推進させていくことが必要である。このため、今後より一層広域的立場から行政需要に対応するように考え、三町の広域行政連絡協議会、香取広域市町村圏により充実に図ろうとするも

第38表 東庄町の現況(行財政面から)

No.	区 分	単位	昭和34年	45年	53年
1	総人口	人	17,332	14,857	18,542
2	就業人口	〃	8,941	7,839	9,197
3	第一次産業	〃	6,822	4,483	3,490
4	第二次産業	〃	533	1,352	3,105
5	第三次産業	〃	1,586	2,000	2,602
6	生産所得額	千円	878,564	4,300,129	13,654,035
7	農業総生産額	〃	797,934	1,725,991	3,576,198
8	林業総生産額	〃	5,314	13,638	27,132
9	水産業総生産額	〃	12,700	54,997	65,803
10	製造業総生産額	〃	291,223	575,305	909,177
11	小学校児童数	人	2,848	1,474	1,613
12	中学校生徒数	〃	1,099	969	701
13	学校数	校	9	9	6
14	公民館	館	4	1	1
15	社教センター	〃			1
16	町予算(歳出)	千円	(円) 65,632,651	352,768	1,675,000

のである。

財政面からは、現在は公共施設の整備、産業基盤の整備、その他住民の生活水準を高めるための各種財政的、計画的な財政運営をもって消費的経費のふくれあがるのを抑制しながら住民本位の行政を展開している。

たとえば町予算の中で行政的な面にかかる経費(歳出)を主として計上してあるのが総務費であるが、昭和四十五年から五十四年にかけての当該年度の総予算の中に占める比率を調べてみると第39表のようになっている。多少の高低はみられるが、行政面にかかる費用をおさえていこうとする努力がみられよう。

また、町の財政はその町の住民が直接、間接に負担しているのであるが、行財政の規模が拡大すれば、当然住民がその拡大した分を負担していることになる。東庄町民の税負担が、どのように推移しているか第40表を参照すると理解できるであろう。いろいろな税が

第39表 東庄町予算にみる行政関係の出費

No.	年度	総 務 費	当年予算に占める比率	備 考
1	45	6,264万円	17.7 %	町債発行額 16,050万円 6,500万円
2	48	10,194 "	12.5 %	
3	51	37,135 "	28 %	
4	54	30,934 "	13.87%	

第40表 東庄町民の税負担のうつりかわり

No.	年度	固 定 資 産 税		町 民 税		電 気、ガ ス 税	
		1人 円	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯
1	45	2,660	13,157	1,164	5,759	369	1,827
2	47	3,658	16,991	2,085	9,687	585	2,716
3	51	7,909	31,557	6,541	26,100	739	2,951
4	53	10,226	41,740	8,932	36,420	890	3,631

あるが、ここにはもつとも町民に身近で、わかりやすいものを三種類をあげ、ほぼ一〇年間の税負担の推移をみたものである。

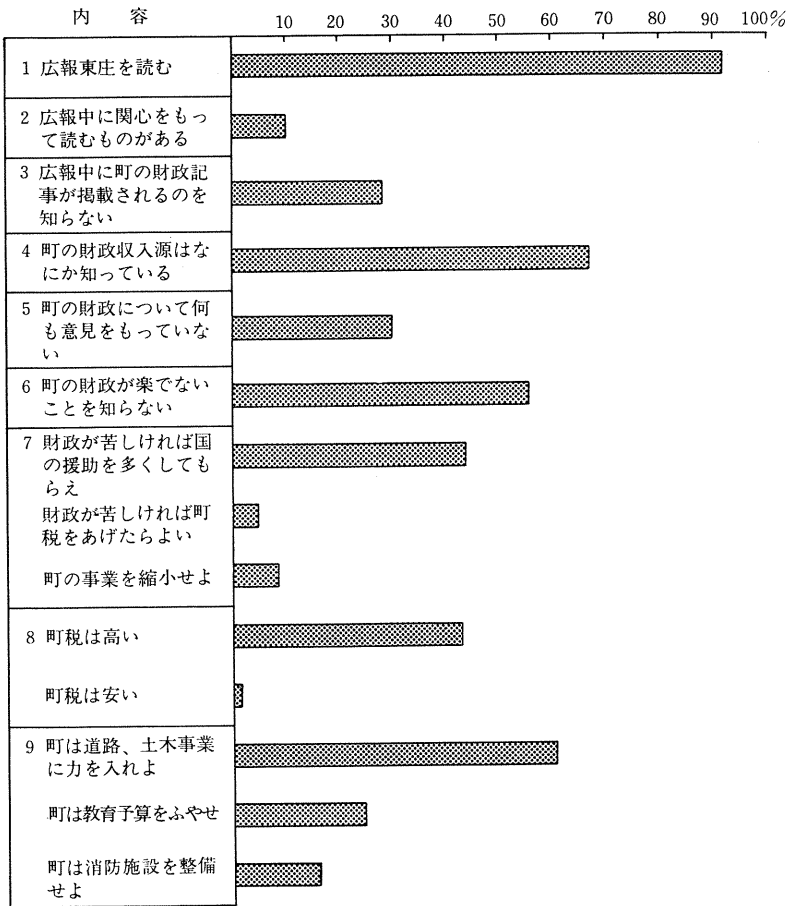
地方自治体である町が、住民の幸福を考えより住みよい町づくりをめざすのは当然のことであろうが、町民の「シチズン・シップ」(権利や義務を自覚した住民意識)の高揚も大切なことである。

昭和四十二年十月三十日付『広報東庄』に、当時佐原女子高校生であった青柳ひろ子、桜井てる子の二人の生徒が共同で「自分たちの住んでいる町」についてのアンケートを笹川中学校生の家庭に配布しその結果をまとめたものが紹介されている。集計における正確さの問題などに関しては、さておき、ここに紹介されている内容でも面白い問題がいろいろあらわれている。

町から配布された広報を読む人が九〇%もいることは驚異である。しかし、その内容の読みとり方には考えさせられる問題がいろいろある。

また、広報で伝えられた事実への対応のしかた、あるいは考え方にも問題がないわけではない。たとえば東庄町の財政が苦しいのを知っていても、その解決策として国や県の補助や援助をふやしてもらえという意見が多かったり、町の事業を縮小せよという考え方に





第12図 東庄町に関する町民の意識  
(昭和42.10.30「広報東庄」29号より)

帰結していることである。

地方のことは、地方で自力解決をしていくことこそ「地方の時代」といわれている現代において認識されなければいけないことであろう。すぐに国や県に依存することは、地方の主体を確立する上でも決して望ましいことではないであろう。

住民の要求が増大することに对应して、町の行財政規模は拡大していくことは当然の理である。しかし財源は

どこから降つても沸いてもくるものではなく、すべて町の住民が税を通して負担していることがとかく忘れられがちになつてしまふ。

町民のひとりひとりが町の行財政規模が拡大していくことを少しでも減らすような努力も大切であろう。

## 2 新しい経済発展への「みち」

私たちの住む東庄町は、県都の千葉市から約八〇キロ、鉄道で一・五時間、首都東京からは約一一〇キロ、鉄道で二・五時間という県北の農業中心のまちである。

しかし、農業中心といつてもイコール農村というプロットでは把握できない多様性をもっている。

本町は北側に利根川と平行して流れる黒部川に沿つて、笹川地区という街区があり、ここがいわゆる商店街を形成している。ここは銚子―我孫子間を結ぶ国道三五六号線、役場のわきを通る旭―笹川間の県道を主軸にして商店街がひろがっている。

商店数の推移は第13図にみられるように、最近一〇年間ぐらゐの間に少しづつではあるが、増加の傾向を示している。このことは単に本町が農村であることのみでは解釈できない環境にあることはいうまでもない。東に銚子市、西に佐原市、北に水郷筑波国定公園（本町もこの一部分含まれている）をひかえ、さらに、県境いの利根川をはさんで対岸の鹿島臨海工業地帯の工場まで一五―二〇分でいけるといふ地の利を占めている。したがつて本町は単なる生産中心の地域であるばかりでなく、本町に住む人々の内わけから見れば工場労働者の街でもある。

本町の経済発展の方途を考へる場合、単に伝統的産業である農業を中心に考へるだけではなく、このような農業を

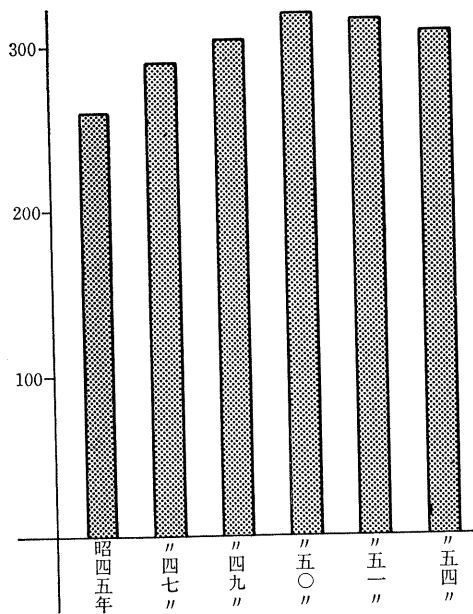
第41表 基本構想にみる現況と未来像

		昭和 45 年	60年
就 業 者 (人)	総 人 口	14,857 <sup>人</sup>	40,000 <sup>人</sup>
	総 数	7,839	18,673
	第 1 次 産 業	4,481	2,788
	2    "    "	1,354	7,060
	3    "    "	2,000	8,825
所 得 (百万円)	総 額		20,930 <sup>円</sup>
	第 1 次 産 業		2,449
	2    "    "		9,347
	3    "    "		9,134
	住民 1 人 当 たり	189 <sup>千円</sup>	523 <sup>千円</sup>

育成する方策を築く一方で、本町のたどる現代化の方向を正しく把握し、他産業ではたらく人々に対する対策を含めて考えることが重視されている。

昭和四十六年十月に「東庄町基本構想」(昭和六十年の東庄町)が策定されている。これによると、第一次産業中心の地域では全体的に人口減少が想定されるのに対して、本町では二倍近くの増加を

見こしている。この原因は第41表をみるとわかるように、第一次産業の就業者は半数近くに減少するに對して、第二次産業、第三次産業の就業者が三〜四倍に増加するということを想定し



第13図 東庄町の商店数の推移

ているのである。これにより町民の一人当たりの所得も一八万九〇〇〇円から、五二万三〇〇〇円に(約三倍)増加するという見通しをたてているのである。

それでは、このような発展の方途をたどるためには、どのような振興プランを計画しているのか、昭和四十五年の時点で昭和六十年へむかって、どのような方策を想定していたのであろうか。

第一に本町の基幹産業ともいべき農業に対しては、将来食糧消費構造の変化がおこるとして、野菜やくだもの栽培に力点を移し、併せて畜産にも力を入れるようにし、町としては、これらに立脚した「総合農政」を推進しようと計画した。また農業経営ということばがあらわしているように、「お百姓さん」といわれる職業は、田や畑を耕して作物を四季に応じてつくっていけば、世の中のごきとは無縁といった時代はとくにすぎ去っているのである。米がたくさんとれるようになり、減反政策が実施され、それはさらにタバコなどのほかの作物にも及ぶようになる、専業農家でも、だれかがほかに仕事を求めてはたらきに出るようになり、いやでも兼業農家へと変質していく。このことはさらに兼業農家を離農へ追いつめていくようにもなりかねないので、これらに対しさまざまな施策をおこない、農業の成立基盤を失うことのないよう意図している。

第二の工業面では、昭和四十五年段階の本町の工業は小規模な加工業のみであるのに対し、将来は鹿島臨海工業地帯の関連業種の誘致を計画し、町内の宮本地先に三三ヘクタールの工業団地を計画した。あいにく四十七年の石油ショックにぶつかり頭初計画どおりには進展していかなかったが、この計画は今後も推進されていくであらう。

第三の商業振興施策の面では、東の銚子市、西の佐原市の商圏に入っていて、本町独自の商業の発展を図ることが大

変わずかしい。しかし、住宅団地の造成などが図られ、活性化の要素は存在するので、店舗の集団化、専門化を図り、本町独自の商業発展プランを樹立し、併せて商工会の活動などで、さらにこの効果をたかめようとしている。

また本町の経済的發展を検討する場合には、観光面を軽視することはできない。はじめに述べたように、東庄は水郷筑波国定公園の中にあり、現在は「県民の森」もあり、ハゼ釣り、フナ・コイなど現在の釣りブームの中で県の内外にむけてアピールする必要があるところであろう。またカモなど水鳥の銃猟地としても知られ、自然を主軸とした「いこい」の要素を多く内包した地域である。また利根川河口堰も千葉、茨城間の往来を便利にし、観光ルートの上でも総合的な開発をすすめることにより、今迄以上に観光客を招致することができよう。

都市生活をする人にとって、レクリエーションの基本形態は遠出をすることよりも、近くで気楽にすごせる方向に変化しつつあるともいわれている。

本町もこのような面から、オールシーズンの観光地として、今後の發展方向を検討していくことになるであろう。このことは併せて経済的發展とも深く結びついているのである。

#### (四) 町民生活と意識の変化

##### 1 町民意識の特色

わたしたちの住む東庄町は、前項に記したように、かつては県北の農業中心地域であった。しかし単なる農村とい

うだけではなく周辺に目をむければ、近くの佐原市に香取神宮があり、また本町にもこの近辺では香取神宮に次ぐ東大社がある。また千葉常胤の六男と伝えられる胤頼が、此の地域を領有し、東氏を名乗った。東氏一族が和歌を詠じ、鎌倉武士の知性を代表するような一族であったことは、当時の史書である『吾妻鑑』の良く記すところであり、その伝統は後の世にまで伝わり、東氏の名は日本文学史上でも有名である。また本町の北側を流れる利根川は近世に至っては利根水系の水上交通路としてさかんに利用され、そのためこのルートを利用して銚子や鹿島、香取を訪れる江戸の文化人との接触も比較的可能でありそのため、本町及びこの近隣町村が一種独特の文化圏を形づくっていたことは良く知られていることである。

現時点において、本町の人々の町民としての意識について論ずるときに、このような歴史的、地理的背景を無視することはできないであろう。

たとえば、十五年近くも続いた昭和の戦争の結末が、敗戦という悲惨な状況で幕をおろさざるを得なかったころの日本は、どこへ行っても、そのショックで人々は迷っていた。しかし、本町ではそのような混乱の中にあっても一人の人々が力を合わせて明日の農業の方途をさぐり相互に学び合ったり、あるいは、読書会を組織して新知識の吸収に努力していた。

このようなことは当時県下どこへ行ってもみられたことかといえは決してそうではなかった。しかも若い青年階層がこのようなことを自覚して、活動の中心になっていたことは特記すべきことでもある。

このようなことのいずれもが、やはりその地域のながい歴史的背景の上に成り立つものであるといってもよいであろう。

これらの特色は、本町をして社会教育面で特色のある地域というところを集約されてあらわれたといつて良い。

東庄町が誕生して間もない昭和三十三年に、東庄町教育委員会から『東庄町の社会教育』というパンフレットが刊行されている。この中に当時の町民の意識の特色を長所と短所に分けて、旧町村の中学校の先生が書きあげているので、ここに引用する。これを参照すると、第42表のようになる。地域的に細分化されているが、いくつかの共通項を見出すことができる。

第42表 東庄町住民の特性

東庄町住民の歴史的な長所と短所

神代中学校 家本 繁

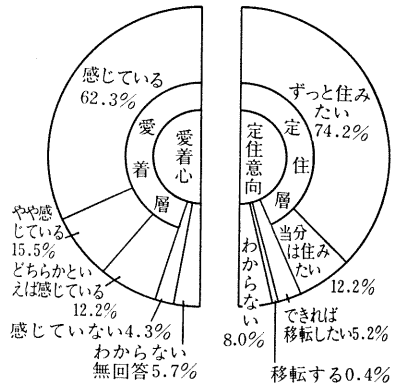
地区	長	短	所
神代	勇敢で負けん気がつよい 実行力がある。	気持の小さいこと、利己主義的である。 民主的な風潮が浸透しにくい	自己中心的なもの考え方（人の立場をあまり考えない）
笹川	温和で、素直、地味でまじめ 働き者が多い	行動が粗野で目上のものに対する 尊敬の念がうすい	自己中心的 だれかやるだろう（主体性の欠如） 公德心に欠ける
東城 橋	温和、素直であかるい 淡白でものごとにこだわらない 地味で働き者 自立自営の気風あり		

昭和三十三年二月『東庄町の社会教育』

県民性とか住民気質というのは、その土地に住む人々の間に長い歴史の上に培われたものであるので、これを度外視して考えることはできないが、ここではそこまでとはとりあげず、記述の紹介にとどめておくことにする。

このようなかで先人がぎりひらいた「みち」を現在の町民が継承していることは、当町のさまざまな面にあらわれているといつて良いであろう。

昭和五十五年七月、本町企画課が町民の権利や義務を自覚した住民意識の調査を実施している。その調査結果の内容は町民の町に対する関心を如実に示してい



第14図 東庄町への愛着と定住志向

るものといえる。

第14図は町民の町に対する愛着心と、町に定住する意志をどのくらいもっているかを調査したものであるが、町への愛着心をもっている人は、九〇％近く、定住の意向をはっきり示した人は七四・二％にも及んでいる。

この二つは相互に関係をもっているし、職業の関係で愛着心をもっている人も定住できない人もあるので、これらの背後の事情を考察してみるとかなり高い愛着心に支えられているとみて良いであろう。

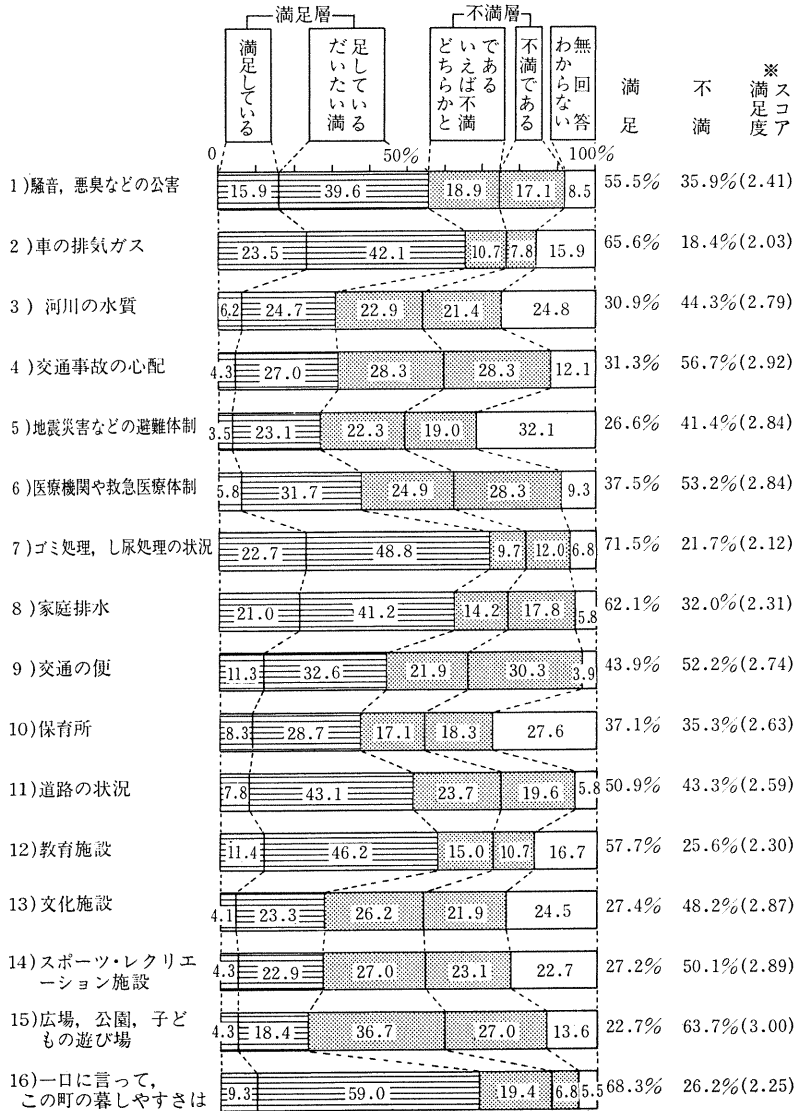
また、町民をとりまく東庄町の生活環境について、どのような点に満足し、どのような点については不満をもっているのかをみると第15図のようになる。

これを見るとクルマ社会といわれている現代にあつて、騒音や悪臭、車の排気ガスにあまり悩むことなく(地域によって差異はあるが)、ゴミ処理、家庭排水処理も適切に実施され、教育施設も一応の水準に達し、まずは何とんでも暮しやすいたことが本町の特色であるといった現況が、アンケートの中からうかがうことができる。

さらに町民として、このような町を今後より一層よいものにしていこうという「町づくり」への意欲をどのくらいの人々もっているかを示したのが第16図である。

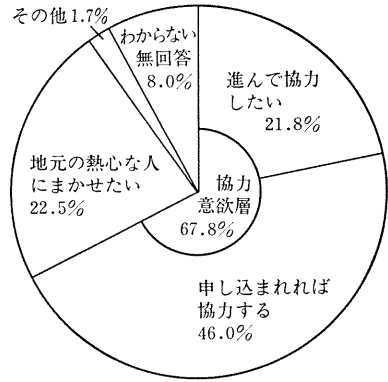
本町がずっと農業中心地帯としてあゆみつづけてきた結果として、都市部とは異った、農村独特の消極性もあるかと思われるが「すすんで協力したい」と答えた二一・八％の人々と、「地元の熱心な人にまかせたい」と答えた二二・五％の人々が、ちょうど同じ程度の比率である。後者の考え方は、「なにも、すきな人がいるのだから、その人





※注「満足度スコア」は1点に近付くほど満足が高く(四段階評価), 4点に近付くほど不満が高いことを示す。

第15図 町民をとりまく環境に対する満足度



第16図 町に対する協力意識

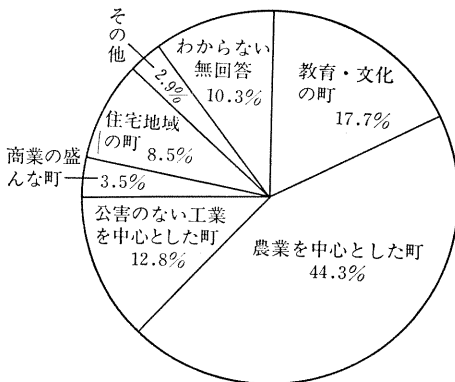
ているようである。

このことは、外部からなにか大きな資本が投入されて、町の変革がおりでもしない限り、町民の手で長い歴史の上にならたっている基幹産業が百八十度変換することはあり得ないと思われるので、ごく当然の回答であろう。別の設問にある町の開発に関して参考までに、ふれておくと自然を残しながら宅地を計画的に造成していく必要ありとするものが多かった。

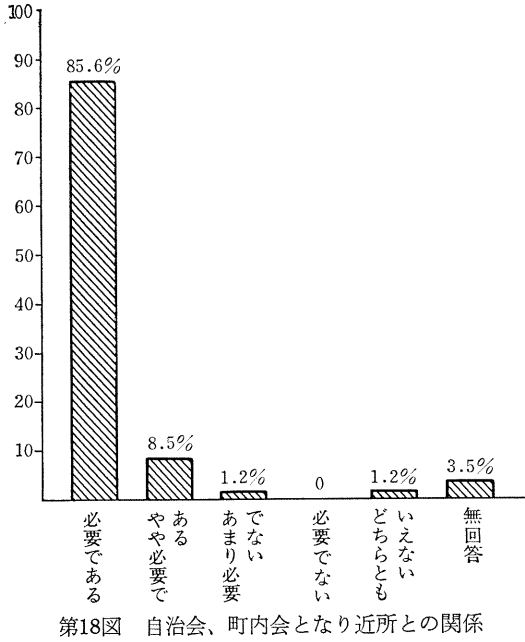
また、よく一般に言われることに農村の前時代性ということがある。閉鎖性、非進歩性などいろいろあげられるが、実態はどうであろうか、

々にまかせておけばよい」という回避的な姿勢を示しているもので、すすんで協力するというのではないけれども全く非協力であるかということ、良く内容を検討する必要がある。しかしとにかく、このような人々を除外しても、六七・八%もの人々が町に協力しようとする意識を表明しているのは心強いことで、大都市周辺の市や町ではみられず、土地の人々が主体となって、構成している自治体の強みであるともいえよう。

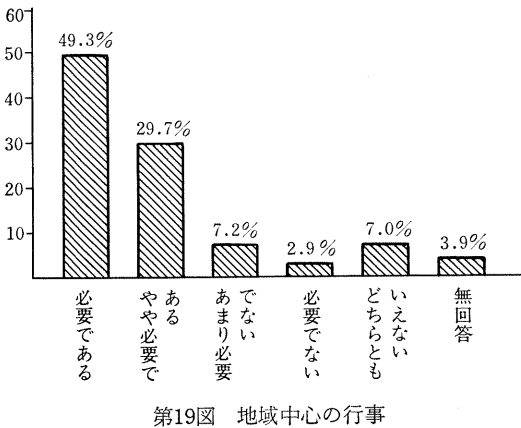
また、町の将来像をどうみているのだろうか、それは第17図にみられるように、「農業を中心とした町」に多くの人が期待をかけた。



第17図 東庄町の将来像



第18図 自治会、町内会となり近所との関係



第19図 地域中心の行事

本町の人々の生活意識の面からこの点をみてみよう。

まず本町の人々が自治会、町内会などを含む近所づきあいについてどう考えているか、となり近所どうしのたすけ合いについて、どうみているか第18図を参照してほしい。「必要」と答えた人が八五・六%、「必要なし」は、〇%である。また、祭礼などの地域中心の行事に関しては第19図にみられるように全体の七九%の人々が、その必要性を認めている。

しかし、一方では、家単位の諸行事に関しては、何事も見栄を張り、ことが大げさになることから、改善の必要性

が意識されるがあまり改まらない。

広報『東庄』ではその生活簡素化の意識調査を実施し、結果を伝えている。

まず、個人(家単位)と地域との関連がもつともはつきりとあらわれるのは冠婚葬祭の問題で、だれでも大げさだとか、負担が大きすぎるとは思っている、隣、近所の手前とか、なんとかいって、思うように改められない。一番改められた時期は敗戦直後、占領下にあった日本では、アメリカ合理主義がいきわたり、この時期が一番改まった時で、その後日本が復興していくのに反してまたもどおりになってしまった。

本町は、社会教育が普及し、生活改善運動がすすんだ地域であるが、住民の次にあげたアンケートでみると、なお今後とも改めていこうという問題意識をもった人が多くいることがわかる。

結婚式

結婚式の簡素化を進めたい回答は、三一〇のうち二六〇の八六・一%で最も多くなっており、各項目ごとに多少の差があります。

(一) 結納金はどの位が適当か

	(回答数 二六三)
五〇万円以内	四四・一%
三〇万円 "	三八・〇%
二〇万円 "	一〇・〇%
外	七・九%

(二) 嫁(婿)の道具はどうしたらよいか

〇決めた方がよい	(回答数 二五九)
現在所有するものだけ	六一・〇%
五〇万円以内	五一・三%
三〇万円 "	二五・〇%
一〇〇万円 "	二〇・五%
不明・外	九・一%
不明・外	四五・四%
三点以内	三九・一%
五点 "	一七・四%
四点 "	八・七%
不明・外	三四・八%

不明 六・二%

〇決まなくてよい 三二・八%

〇不明・外 六・二%

(三) 嫁(婿)の衣服類はどうしたらよいか (回答数 二五四)

〇決めた方がよい	五九・九%
現在所有するものだけ	六四・三%
五枚以内	三六・四%
二枚 "	二四・二%
一枚 "	九・一%
不明・外	三〇・三%

(五) 結婚式の衣裳はどうしたらよいか

(回答数 二七六)

結婚式 披露宴 の費用 269	決めた方がよい				決めな くてよ い	外
	216 80.3%				45 16.7%	8 3%
	5,000 円以内	3,000 円以内	7,000 円以内	外		
64.8%	14.8%	11.1%	9.3%			

(四) 結婚式の費用はどうするか

(回答数 二六九)

金額で決める  
(14.7%)

五〇万円以内	三〇万円〃	一〇〇万円〃	不明・外
三四・八%	一七・四%	一七・四%	三〇・四%
〇決めなくてよい	〇不明・外	〇決めなくてよい	〇不明・外
三五・四%	四・七%	三・四%	四・七%

(七) 結婚式の引出物はどうしたらよいか

(回答数 二六八)

結婚式 祝儀 274	決めた方がよい				決めな くてよ い	外
	219 79.9%				47 17.2%	8 2.9%
	5,000 円以内	3,000 円以内	1,000 円以内	外		
61.2%	15.5%	14.6%	8.7%			

(六) 結婚式の祝儀はどうしたらよいか

(回答数 二七四)

借衣裳に決めたい	婦人会から	業者から	不明	〇決めなくてよい	〇どちらでもよい
八六・二%	八四・〇%	六・七%	九・三%	八・七%	五・一%

葬儀

(一) 葬儀の簡素化を進めたい回答は三一〇のうち二四七の八一・八%で、結婚式に次いで二位となっています。

(二) 部落で進めている葬儀の簡素化との調整は (回答数 二七九)

結婚式 引出物 268	決めた方がよい				廃止 したい	決めな くてよ い	外
	151 56.3%				78 29.1%	31 11.6%	8 3.0%
	2,000 円以内	1,000 円以内	1,500 円以内	外			
41.7%	35.1%	16.6%	6.6%				

外	3 1.1%
部落の とおりた い	19 6.8%
部落に 合せて ほしい	30 10.7%
町の方針 に合せた い	227 81.3%
単運町調 動との 調整は 279	

(一) 葬儀の「使い」はどうするか

(回答数 二五二)

全部電話ですませて出さない

八二・五%

遠方は電話で、近くは使いを出した

い 一七・一%

全部出したい 〇・四%

(二) 葬儀の香料・玉串料はどうしたらよ

いか (回答数 二五〇)

五〇〇円以内

四五・二%

一〇〇〇円〃

三四・〇%

(四) 会葬者への昼食はどうするか

自由にする 一一・六%  
三〇〇円以内 五・二%  
外 四・〇%

外	3 1.2%	全部に出 したい	18 7.2%	全部出さな いように	45 18.1%	一部は出し たい	183 73.5%	昼食	249
部落内 の人に	9 3.6%	老人に	31 12.6%	近親者に	71 28.7%	一部は出 した い	247		
				部落外の人 に	136 55.1%				

一部は出したいの内訳は、いくつか

選んでもらった結果、一八三のところ

二四七の回答となり、部落外の人に出

したいが半数以上となっています。

(五) 会葬者へのお返しは、礼状のほか品

物はどうするか。

(回答数 二五二)

タオルかハガキ十枚程度

四八・六%

品物はつけない

二〇・三%

三〇〇円以内の品

一三・五%

五〇〇円〃

九・二%

四〇〇円〃

七・二%

外

一・二%

(六) 団体へのお返しや清め料はどうする

か (回答数 二四六)

半額位返したい 六四・二%

返さないように 二六・四%

全額返したい 八・五%

どちらでもよい・わからない 〇・八%

(七) 「荷づき」はどうしたらよいか

(回答数 二五三)

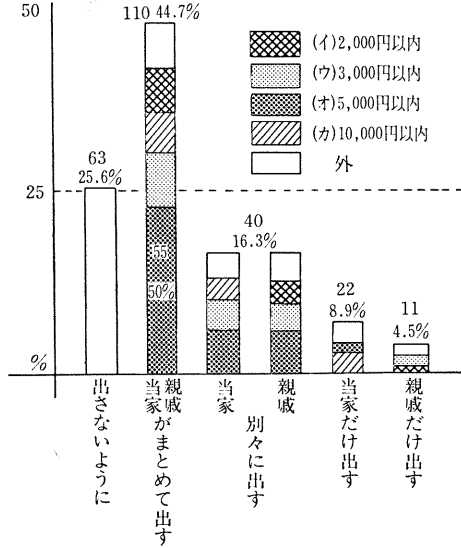
廃止したい

三二・八%

当家の要望によりたい

組班の代表二〜三人でしたい 三二・四％  
 組班の半数の人でしたい 二八・五％

組班全員でしたい外 四・〇％  
 「働き」への心付けはどうしたらよいか 二・三％



(カ) 「働き」の人の清めはどうしたらよいか (回答数 二四九)

(キ) 花輪を飾ることはどうしたらよいか (回答数 二四八)

軽い夕食程度にしたい 九二・四％  
 廃止したい 五・六％  
 外 二・〇％

自粛したい 三七・五％  
 三基以内をしたい 二二・二％  
 廃止したい 二〇・六％

自由にしたい 一一・七％  
 五基以内にした 六・九％  
 外 一・一％  
 通夜見舞金はどの位にしたらよいか (回答数 二四八)

五〇〇円以内 三七・八％  
 三〇〇円〃 三〇・五％  
 決まなくてよい 一六・五％  
 一〇〇〇円以内 一二・四％  
 外 二・八％  
 生家の親の葬儀に「顔出し」として おくやみをどうするか (回答数 二四八)

組班の代表二〜三人でしたい 五八・一％  
 顔出しをしない 一五・七％  
 組班全員でしたい 一四・九％  
 組班の半数位でしたい 七・三％  
 外 四・〇％

お布施はどのようにしたらよいか (回答数 二四八)

(回答数 二二七)

決めた方がよい 八一・四%

決めなくてよい 九・三%

自由にしたい 六・三%

外 三・〇%

(四) 祭壇の飾り付けはどうしたらよいか

(回答数 二五三)

部落のを利用したい 六〇・五%

決めなくてよい 一七・四%

三段飾りとしたい 一四・二%

外 七・九%

上棟式・わたまし

上棟式・わたましの簡素化を進めたい  
回答は、三一〇のうち一一六の三八・四  
%で六位を示しています。

(一) 上棟式・わたましの祝い金はどの位  
がよいか (回答数 一八二)

二〇〇〇円以内 三〇・二%

一〇〇〇円 " 二八・〇%

三〇〇〇円 " 二五・八%

決めなくてよい 八・八%

一五〇〇円以内 四・四%

外 二・八%

(二) 上棟式の「はり紙」はどうしたらよ  
いか (回答数 一九三)

はり紙をしない 七七・二%

決めなくてよい 七・八%

はり紙をしたい 七・三%

どちらでもよい 六・七%

外 一・〇%

七五三・十五祝

七五三・十五祝の簡素化を進めたい回  
答は、三一〇のうち一一五でした。

(一) 七五三・十五祝の祝い金はどの位にし  
たらよいか (回答数 一七六)

二〇〇〇円以内 三六・四%

一〇〇〇円 " 三一・二%

決めなくてよい 一一・四%

一五〇〇円以内 六・八%

五〇〇〇円 " 五・一%

三〇〇〇円 "

五〇〇円 "

外 二・三%

(二) 七五三祝などのお返しはどうしたら  
よいか (回答数 一八八)

お返しはしない 四五・八%

半額程度返したい 四〇・四%

決めなくてよい 七・四%

全額程度返したい 五・三%

外 一・一%

成人式・入学式など

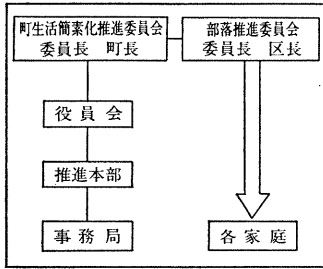
成人式・入学式などの簡素化を進めた  
い回答は、三一〇のうち二〇九の六九・  
二%と三位で、関心の高さがうかがわれ  
ます。

(一) 成人式の女子の服装が華美になりど  
うしたらよいか

洋服に決めたい 三七・二%

自粛したい 二一・九%





第20図 東庄町における生活簡素化推進運動組織図

東庄町に住む人々が自分たちの住んでいる地域、いわゆるコミュニティを互いの協力の中でより良いものに改造して、あるものは時代に適合しなくなって改めていかなければいけないことはたくさんある。特に近所づきあいを大切にしながらもその中に含まれる無駄はできるだけ排除していかなければいけない。そこに、住みよさを追求する町単位の運動があるであろう。

(六名)

- |                 |       |                      |       |
|-----------------|-------|----------------------|-------|
| 簡素な和服に決めたい      | 一九・〇% | 外                    | 〇・四%  |
| 式典はやめた方がよい      | 一〇・四% | (二) 入学式や卒業式の父兄(特に婦人) |       |
| 華美な服装は式典に参加させない |       | の服装をどうしたらよいか         |       |
| 決めなくてよい         | 八・九%  | (回答数 二四三)            |       |
|                 | 二・二%  | 和服は必ず婦人会服を着用         |       |
|                 |       | 自粛したい                | 五三・五% |
|                 |       | 洋服に決めた方がよい           | 二七・六% |
|                 |       | 決めなくてよい              | 一六・五% |
|                 |       |                      | 二・四%  |

本町の場合、「生活簡素化推進運動組織」が第20図のようにつくりあげられて地域の問題を解決している。従来、地域の風習を改めることは簡単なことのようにみえ、これは同時に質の高い町民の意識の問題でもある。本町でこのような問題をとりあげ改善ののりだそうとしたことは、町民意識を高く評価した結果でもある。

## 2 新しい町づくりへの努力

東庄町はこれまでにいろいろ述べられてきたように、大むかしからのさまざまな歴史に恵まれている土地であるといつてよいであろう。

このことは、それだけ歴史が身近にあるということにもなるであろう。歴史といえは私たちの生活のバックボーンとして、軽視できないさまざまな影響をもっている。現在の私たちがそれに気づいているかどうかが問題になるわけである。

たとえば、東庄町は文化活動のさかんな町であり、中でも和歌をよみ、俳句を作るあつまりは、現在でもかなり多くの組織とメンバーをもっている。このことは、鎌倉時代をふりかえってみれば「東氏の文芸」ということとつながっている。無智蒙昧といわれ、都みやこの公家あやまゑびすに東夷あやまゑびすとさげすまれた鎌倉武士の中にあつては、千葉家の宗主、常胤の六男胤頼は文芸の道で知られた武将の一人であつた。文武両道に秀でた武士であり、代々子孫もこの気風を継承し、「古今伝授」のことで知られている。無論、土地の先人たちがこのことを誇りに感じ後の人々に伝えなければ伝統は絶えてしまうであろうが、幸いなことに当地の場合は、人を得て、この気風がずっと残り伝えられてきているといつてよいであろう。

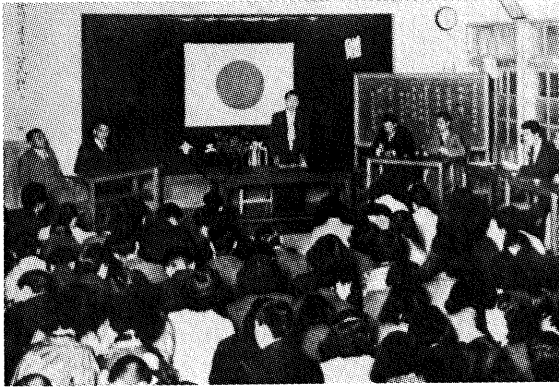
戦後の荒廃のさ中にあつても、青年層が学習活動を通してよりよい地域社会の建設を図ろうと努力を続けた。

昭和三十年二月刊行（笹川町公民館）の『笹川町・青年学級』という記録をみると、その中に当時の町内各地域で、さまざまな場を設定し、展開されている学習活動がよくまとめられている。

本ページ上の写真の左側に、「笹川の建設は公民館から」というスローガンがあるが、当時の町が公民館を主体とした、社会教育を重視しその一環として活躍した青年のすがたがよくあらわれている。

明治以来の日本人のあたまの中には「学ぶ」ということは、学校でしかできないものという先入観が支配していた。特に日本は急激に教育体制が整えられていったためよけいにそういう考え方にとられたのかもしれない。しかし、戦後、占領軍統治のもとですすめられた諸政策の中でもっとも特色のあるもののひとつが、この公民館を核と

した社会教育活動であろう。無



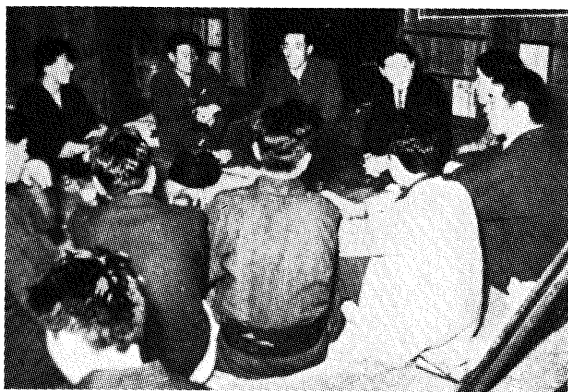
青年学級で講話をきく若い人々 於笹川公民館



根方、鹿野戸の青年学級の稲作診断実習（昭和28年）

論、戦前においても、このような構想が全くなかったわけではないが、強力にこれをおし進めるいわゆる推進母胎が存在しなかった。戦後はこの点に関しては強力なバックアップがあったので、これを推進することができたのであるが、やはりどこでもさかんになったというわけではない。

前に掲げた写真をみるとわかるように、青年学級を主体にし



鹿野戸の青年学級 集会所に夜あつまり農業経営についてかたり合う（昭和28年）



青年学級 家政部の調理実習

た学習活動はなんといっても学んだことがどこかで役にたつ、いわゆる「実用の学」が中心であることである。それ故に学ぶ側にも目的意識があり、はりあいも出るので、一日の労働をおわり、疲れた身体をおしても会合に参加する意欲がおこるといふものである。

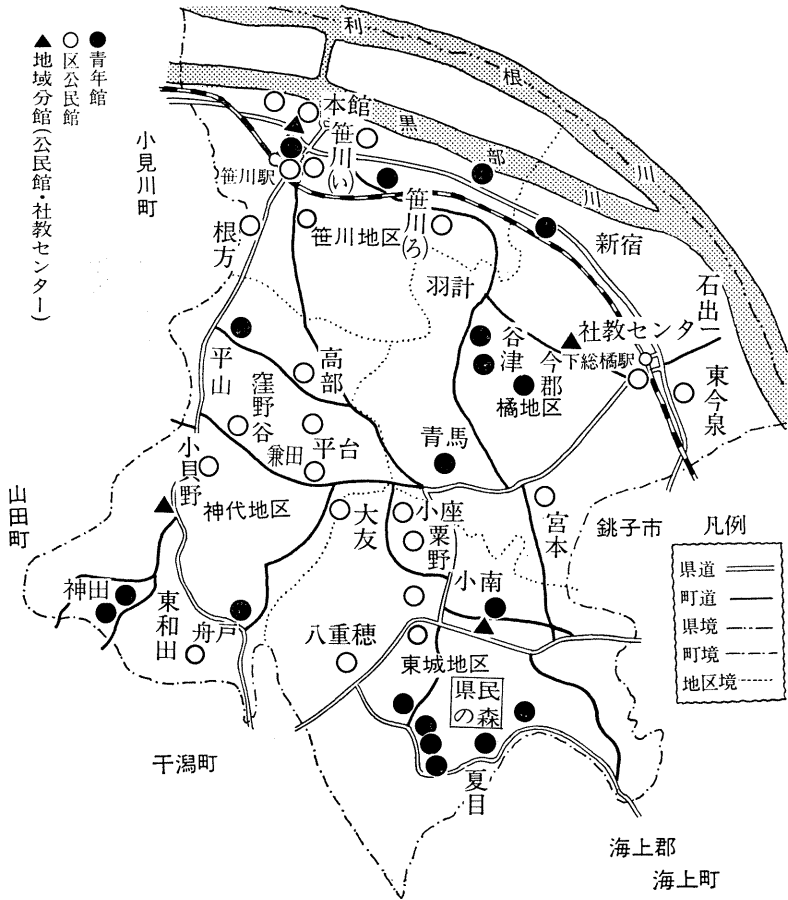
このような動向は単に笹川町のみならず、後に東庄町を形成するほかの三村（神代、

橋、東城）でもみられているのは、すでに他の項で述べてあるので省略する。

こうした地域住民の特性は、合併し東庄町になってからも存続し、東庄町が社会教育の面で特色のあるまちとして広く知られるようになったのである。

そのため、本町は千葉県において実施される社会教育関係の行事の会場となったりしてしばしばその中心的存在として知られてきている。

第二節 東庄町の誕生



第21図 東庄町の社会教育施設

なお、このような活動の中心となる社会教育施設は本町内に第21図のように分布している。

読書会活動は明治・大正・昭和戦前以来の伝統の上にたつて、戦後あたらしい発展を示しているものである。

昭和二十七年県立中央図書館の巡回貸出サービス車「ひかり号」第一号車が来村し神代村では役場前で図書貸出をおこなった。本を読むということは当初は地域のインテリ階層に限られていたが、その範囲が次第にひろがっていった。やが





公民館利用の住民へのよびかけ（広報『東庄』より）

一方、利用者側である町民の中から、従前から「ひかり号」の利用者だった三人の農家の主婦が「ひかり号」にお世話になったという事で、「ひかり読書会」（神代地区）というサークルをつくった。









### 子供図書館が完成

香取郡東庄町旗川、町立図書館(五十嵐社館長)が、このほど、中学生を対象にした子供図書館がくられた。

○これは、県中央図書館の移動図書館「ひがし号」の座車を弘

このほど開館した東庄町の子ども図書館

い下げてもらって利用した。タイヤエンジンなどの機械部分を取り、読書の専用であった。約五十平方メートルあり、約五百冊の書籍や伝記が置いてあり、移動図書館の補完そのまゝでも十分である。また、この本が日用に取り出るところから、またその入る人も集めている。

### 社会教育の発展をめざし 社会教育振興大会開催さる



社会教育振興大会開催さる

社会教育の発展をめざし、社会教育振興大会が、旗川町立図書館(五十嵐社館長)を会場として、旗川町旗川に於て、このほど開催された。旗川町長五十嵐忠雄氏が開会式を執り、社会教育の発展を期すべしと述べた。旗川町立図書館(五十嵐社館長)が、このほど、中学生を対象にした子供図書館がくられた。



旗川町立図書館(五十嵐社館長)が、このほど、中学生を対象にした子供図書館がくられた。

子供図書館の完成を伝える新聞報道  
(昭和42年10月27日付読売新聞と社会教育振興大会の状況(広報『東庄』より))

を利用して緑陰子供読書会を開設し、昭和四十二年八月には「ひかり号」の廃車を活用し子ども図書館として利用した。その後「まちかどライブラリー」の指定をうけたりしてさかんな活動を展開した。

また、本町は農業中心地域、いわゆる農村であり、農村といえば前時代の風潮がいつまでも残っていると思われる。そこであたらしい町づくりのひとつとしては、このような風潮をより良い方向へ推進させる意識の変革が必要であると認識し、昭和三十二年十月に、社会教育生活学習テキスト『田園の歌』がつくられ、その内容は町民に世の中は変わったという驚きをもたらした。しかし、社会教育の東庄町というイメージは、このような中から次第に築きあげられていったものであろう。

また近年は生活水準が向上し物的面の欲求がある程度充足されてくると人間は心の豊かさを求めるようになる。そのひとつが文化活動となってあらわれる。東庄町では文化協会の強化充実を図りこのような住民の欲求をみたしていると考えている。

本町には第43表に示すような文化活動を実施している団体が存在している。

社会教育は、学校教育と「車の両輪のように……」と良く言われているが、しかしとかく、学校教育のあとを社会教育がついていくような印象を受ける場合が多いが、本町の場合は戦後一貫して、社会教育ののぞましいあり方を求めて、仕事が推進されていた。

昭和四十七年二月十一日、本町で「社会教育振興大会」が開催された。これは、東庄町社会教育二十周年（東庄町図書館創立五十周年、同公民館二十周年）を記念して、生涯教育としての社会教育をより充実発展させるために、各人がどう取り組み、どう行動したらよいかを考える集会がもたれた。このため町立石出小学校を会場に「青少年のつどい東庄町大会」が開催された。

第43表 昭和57年度東庄町文化協会各団体一覧

No.	団体名	代表者氏名	会員数 名
1	短歌会	幡正	52
2	俳友会	昇一	70
3	長寿会	菅野	40
4	囲碁クラブ	勝野	41
5	将棋クラブ	五十嵐善兵衛	102
6	花園真寿社	八幡林	30
7	花園真訪社	小寺本	30
8	正派若柳中会	清堀	18
9	錦扇社	柳本	20
10	菊正会	山本	50
11	旭慶会	掛巢	22
12	好友会	高木	
13	節舟会	岡野	
14	東庄町民謡会	渡辺	20
15	千栄会	花香	
16	吟詠会	石橋	35
17	ダンス愛好会	掛巢	60
18	書友会	武田	58
19	華道会	五十嵐	10
20	〃矢部社	矢部	20
21	〃土屋社	土屋	11
22	〃越川社	越川	10
23	主婦の手作り会	川口	15
24	民謡丸中会	岩田	18
25	歌謡愛好会	荒木	70
26	勇源会	菅谷	13
27	藤扇流竜祥会	飯田	28

第二節 東庄町の誕生

このとき、社会教育功労者として一〇名の町民と、団体として小南の東雲社などが表彰をうけた。生涯教育ということが一般の人々に理解されるようになったのは、昭和四十年代に入ってからのことであるから、本町の社会教育の進展の度合が如何なるものであるか、理解されるであろう。

昭和二十年代、三十年代の社会教育の視点は、公民館、図書館を中心にして、地域の青少年に対するはたらきかけ、婦人に対する生活改善のためのはたらきかけが二つの大きな柱であった。「〇〇学級」とか「新生活運動」といわれるものが、これらの主体である。

その後四十年代以降は前の二十年代、三十年代の成果の上になつて、社会体育とか〇〇講座、奉仕団体としてのライオンズクラブの結成などサークル活動に特色あるものがみられるようになった。またスポーツ・レクリエーションに関して、生活様式が変化し



東庄県民の森施設 (広報『東庄』)

自動車普及したりすることから運動不足、それに伴う健康問題、などに関連して、スポーツ・レクリエーションに関心もたれている。東庄町では体育協会を中心にして各種団体の活動の振興を図るようにしている。現在のところ、クレー射撃協会、卓球、バトミントン、バレーボール(婦人チーム、一般チーム)、野球(三〇チーム、四〇〇人)、庭球同好会、弓道、剣道などがある。スポーツ・レクリエーション施設として本町には東庄県民の森がある。

東庄県民の森の設置趣旨は鹿島臨海工業地帯、新東京国際空港、千葉・成田ニュータウンと北総部の開発が著しく進展しているので、環境を保全し、「明るく豊かな県民生活」を具現化するひとつのプランとして、「東庄県民の森」を昭和四十九年から五十一年の三か年で造成しようとしたものである。

総面積は一〇〇ヘクタール

(四〇ヘクタール) 特別地区と称して「県民の森」地域と定めさらにこの中の約二二ヘクタールが諸施設の間とされている。



県民の森オープン（広報『東庄』より）



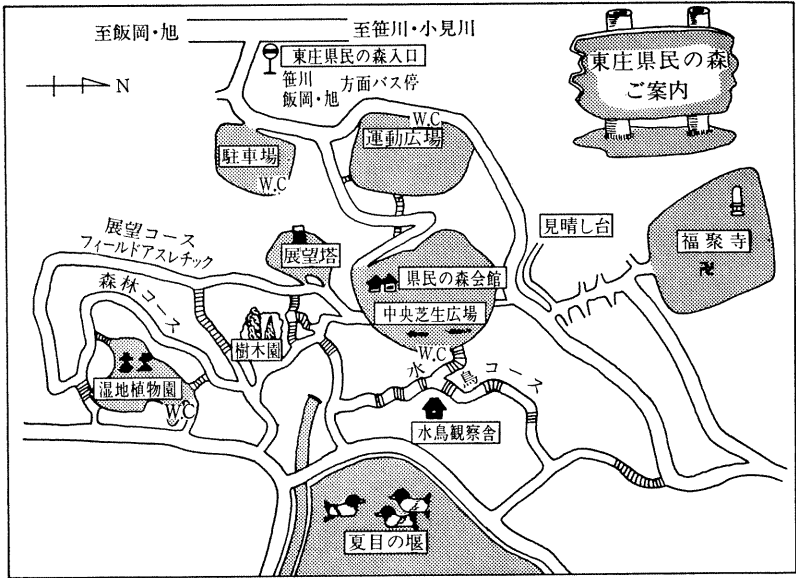
東庄県民の森の中央広場

またこの近辺は一般に北総台地ともいわれ、下総台地の北東部分にあたり標高五〇メートル程度の台地が連らなりこの間に樹枝状に谷津といわれる低地が入り込んでいるところである。

林況は主として「スギ」「ヒノキ」「マツ」が多く、特に「マツ」は古くからたくさん生育していたらしく、「松」のつく地名や律令体制下の奈良・平安時代の貢献物として「マツヤニ」が記されていることなど特色があるものであろう。

このほか雑木と一括していわれる樹木が多数生育している。

こうした恵まれた条件をもとにして、自然の保護、教育的な野外活動の場づくり、地域振興の三つの目的をもつて



第22図 東庄県民の森配置図

建設された。

県民の森に設置されている施設としては、中央広場があり、ここにビジターセンター、がある。

このほか、水鳥観察舎、芝生広場、展望塔、運動広場（テニスコート、バレーコート、弓道場）遊具の道、フィールドアスレチック、樹木園、湿地植物園、などがありその配置は上の図のようになっている。

さらに町営の施設としては「東城グラウンド」（旧東城中学校跡地）や、「スポーツ広場」（宮本工業団地内）を設置して町民の体位向上、レクリエーションなどに活用できるようにしている。

東庄町は鹿島臨海工業地域の造成にもなつて本来の農村地帯から脱脚して、あたらしい町づくりをあげて進もうとしている。

このことは、農村といえは伝統的な米づくりに依存し、若者は農業をはなれ、都市へ流出していくという退嬰的傾向をどうにもできないということが一般的な農業への見方であるが、例外も無論存在する。本町なども前

述のようなワン・パターンの見解では説明のつかない特色をもった地域である。

鹿島臨海工業地域に近接しているという地の利をいかし、巧みにこれを活用し町政に反映させ、町の活力をひき出そうとする「町づくり」は今後とも推進されようとしている。

一方これを望ましい方向に導くものは地域住民の愛郷心であろう。さいわいに東庄町は古い伝統があり、町民の町に対する意識も協力的であることは特記すべきことであろう。